

令和7年 第3回

南会津町議会定例会

会議録

南会津町議会

令和7年第3回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 9月11日(木)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎委員会調査(行政視察)報告	5
◎報告第5号から議案第97号まで一括上程、説明	8
◎委員会提出議案第5号及び委員会提出議案第6号の一括上程、説明	21
◎散会の宣告	22

第2日 9月17日(水)

◎議事日程	23
◎本日の会議に付した事件	23
◎出席議員	23
◎欠席議員	23
◎説明のための出席者	23
◎事務局職員出席者	24
◎開議の宣告	25
◎議事日程の報告	25
◎一般質問	25

芳賀正義議員	25
森秀一議員	32
湯田哲議員	38
星和孝議員	51
渡部訓正議員	59
湯田剛正議員	69
◎散会の宣告	78

第3日 9月18日(木)

◎議事日程	79
◎本日の会議に付した事件	79
◎出席議員	79
◎欠席議員	79
◎説明のための出席者	79
◎事務局職員出席者	80
◎開議の宣告	81
◎議事日程の報告	81
◎一般質問	81
室井英雄議員	81
丸山陽子議員	89
酒井幸司議員	98
湯田芳博議員	104
渡部裕太議員	121
古川晃議員	135
◎散会の宣告	153

第4日 9月19日(金)

◎議事日程	155
◎本日の会議に付した事件	156
◎出席議員	156

◎欠席議員	156
◎説明のための出席者	156
◎事務局職員出席者	157
◎開議の宣告	158
◎議事日程の報告	158
◎発言の申出	158
◎委員会提出議案第5号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例の質 疑、討論、採決	164
◎委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則の質疑、 討論、採決	165
◎報告第5号 専決処分の報告について（専決第10号 損害賠償の額の決 定及び和解について）の質疑	166
◎議案第85号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	166
◎議案第86号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	167
◎議案第87号 南会津町水道事業給水条例及び南会津町公共下水道条例の一 部を改正する条例の質疑、討論、採決	168
◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについての質疑、 採決	169
◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについての質疑、 採決	170
◎報告第6号 令和6年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績 に関する報告について	170
◎報告第7号 債権放棄の報告について（水道料金）の質疑	171
◎議案第88号 令和6年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての 質疑、討論、採決	175
◎議案第89号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定についての質疑、討論、採決	210

◎議案第90号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	210
◎議案第91号 令和6年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	211
◎議案第92号 令和6年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、討論、採決	212
◎議案第93号 令和6年度南会津町下水道事業会計決算の認定についての質疑、討論、採決	215
◎議案第94号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第4号）の質疑、討論、採決	218
◎議案第95号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑、討論、採決	227
◎議案第96号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑、討論、採決	228
◎議案第97号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑、討論、採決	228
◎日程の追加	229
◎議員派遣の件について	230
◎閉会中の継続調査について	230
◎閉会の宣告	231
◎署名議員	233

令和 7 年第 3 回南会津町議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日) 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 委員会調査 (行政視察) 報告

日程第 5 報告第 5 号から議案第 97 号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 委員会提出議案第 5 号及び委員会提出議案第 6 号の一括上程

(趣旨説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 野 精 一	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 务 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橋 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 觀 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿 久 津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまから令和7年第3回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、芳賀正義君、12番、楠正次君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月19日までの9日間とし、明12日から16日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの8日間とし、明12日から16日までを休会とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和7年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び産業建設委員会の所管事務調査報告並びに議会広報委員会が出席した、福島県町村議会議長会広報研修会及び全国町村議会議長会広報研修会報告書は、お手元に配付のとおりです。

次に、8月25日に招集されました令和7年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、本年7月末現在の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和7年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年6月27日付で議長に報告いたしました町職員の約2年間にわたる、運転免許の失効

についてであります、懲戒審査委員会を開催し、運転免許を失効していた職員については、道路交通法違反及び無免許状態で公用車を運転していたことから、令和7年8月21日付で、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分として、給与の10分の1を3か月間減給としたものであります。

また、職員の上司につきましても、職場での運転免許証の確認を行っていたにもかかわらず、適切な確認を怠ったことから、同日付で地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分として給与の10分の1を3か月間減給としたものであります。

当該職員の行為により、行政に対する町民の皆様の信頼を大きく損ねてしまいましたことに、心よりおわびを申し上げます。

今後は、このような行為を繰り返すことがないように、職員の指導、監督をより一層徹底し、行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

この場をお借りいたしまして、おわびと報告とさせていただきます。

○山内 政議長 これで諸報告は終わりました。

議長より申し上げます。

先ほど、会期の決定を異議なしと認めていただきましたが、読み違いがありましたので訂正をさせていただきます。

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの9日間とし、明12日から16日までを休会とすることに決定しました。が正しいものになります。

よろしくお願ひいたします。



◎委員会調査（行政視察）報告

○山内 政議長 続いて日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

議会広報委員会の行政視察報告を行います。

2番、議会広報委員長、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 南会津町議会広報委員会委員長、芳賀正義。

本委員会所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

議会広報委員会行政視察報告書。

1、調査事件。議会だより・議会広報について。

2、調査日時。令和7年8月29日金曜日、10時から11時40分まで。

3、調査場所。東京都台東区議会。

4、調査の出席者。

○南会津町議会広報委員会、委員長芳賀正義、ほか5名の委員。随行者、議会事務局渡部主事。

○東京都台東区議会関係者、台東区議会副議長岡田勇一郎氏、台東区議会事務局次長櫻井敬子氏、ほか3名の担当者の説明がありました。

5、調査目的。議会だよりの紙面形態と発行、広報委員の作業、議会広報の在り方を調査するため。

6、事前質問事項。

(1) 議会だよりについて。

広報手段は（紙面、SNS等）。発行までの広報委員の従事は（調査・整理、内容構成、デザイン・レイアウト、製本）。工夫点、作成で意識していることは。

(2) 議会広報について。

議会広報の在り方は。議会開会の周知方法は。

(3) その他。

議会傍聴者を増やす方策は。議会と住民との接点について（議会報告会、懇談会等）。

7、質問事項の回答。

(1) 議会だよりについて。

広報手段（紙面、SNS等）は。

回答。タブロイド判2つ折り。タブロイド判というのは、新聞と同じちょっと縮小したものになりますが、この2つ折りになります。定例会号が4回、新春特集号1回で年5回。

ほか、電子メール、台東区公式X活用広報、LINE（手話通訳の案内）を活用。

発行までの広報委員の従事は（調査・整理、内容構成、デザイン・レイアウト、製本）。

回答。定例会初日と最終日の2回の委員会で作成案を確認。紙面構成案は事務局作成。

工夫点、作成で意識していることは。

回答。紙面の改善と横書きへの変更等の経過のほか、常に紙面のインパクトと手に取ってもらえる広報を目指す。

（2）議会広報について。

議会広報の在り方については。

回答。紙面作成のポイントとして判読性（視認性）と情報量のバランスが大切、SNS等の活用。

議会開会の周知方法は。

回答。紙面はなく議会ホームページ、電子メールを活用（たいとうメールマガジン）による広報、台東区公式X（旧ツイッター）広報、台東区公式LINEで発信周知されている。

（3）その他。

議会傍聴者を増やすには。

回答。SNS等を活用していきたい。

議会と住民との接点について（議会報告会、懇談会等）。

回答。議会報告会は町会連合会との対話懇談会（年1回開催）、区議会の取組の報告、意見交換を実施している。

○議会広報のまとめ。

設置要綱の目的を果たすためには、総合的なアプローチが求められ、①多様な媒体による情報発信、②アクセシビリティの向上、③分かりやすい情報発信、関心を持つきっかけづくりが示されました。

8、所見。

友好都市でのつながりもあり、当町と規模が違う都市部の行政視察となりましたが、特に広報紙のペーパーレスと最先端の広報づくりの調査を念頭に調査を実施しました。

調査の結果は、紙面による「議会だより」の発行をなくすことなく、印刷版を改良してのタブロイド判2つ折りで発行されています。

広報広聴手段としては、SNS等を活用して積極的な情報発信をしておりますが、都市部のコミュニティ環境の複雑化による運営の難しさも感じられました。

特に参考となる件は、目の不自由な方の声の区議会だより（デイジー版）の作成とSNS等を活用した発信に手話通訳を取り入れています。

議会DX化も進んで平成31年から議員へのタブレット貸与、議会のペーパーレス化で資源と経費の削減と効率化に努めています。

今回の研修のまとめとしては、研修最後のまとめとして示された「議会広報のまとめ」の総合的アプローチを参考に委員会で研修し、よりよい「議会だより」に研鑽してまいりたいと思

います。

以下、写真を承認していただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第5号から議案第97号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第5、報告第5号から議案第97号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り議決いただけますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第5号 専決処分の報告についてであります。本案は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、令和7年2月26日、針生地内において、町の会計年度任用職員が運転する除雪機械のロータリー装置を相手方の車庫の屋根にぶつけて破損させてしまったものであります。過失割合は町100%とし、相手方に対し、賠償金6万9,300円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定により、和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第85号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるために措置を拡充させるほか、育児部分休業の取得パターンを多様化させる措置を講じるなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第86号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、課税免除の適用期間を延長するため、所要の改正をするものであります。

具体的には、地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除の適用期間を3年延長し、令和10年3月31日までとするものであります。

次に、議案第87号 南会津町水道事業給水条例及び南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町が指定する事業者でなければ給水装置及び排水設備の新設等の工事を行うことができない規定について、災害その他非常の場合において、事業者の確保が困難になると判断されるときに、早期復旧を図るため、他の地方公共団体等が指定した事業者による工事が施工できるよう所要の改正をするものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします河原田光靖氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

河原田氏は、人物、識見ともに優れ広く社会に精通し人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和8年1月1日から3か年となる予定であります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします羽染正巳氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

羽染氏は、人物、識見ともに優れ広く社会に精通し人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和8年1月1日から3か年となる予定であります。

次に、報告第6号 令和6年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第88号以下の各会計の決算を認定するための説明書として、令和

6年度事務報告、主要な施策の成果及び令和6年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧いただきますようお願いを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

次に、報告第7号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、南会津町債権管理条例第14条第3号及び第5号の規定により、債権放棄を行った水道料金86万5,260円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、議案第88号 令和6年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

なお、議案第88号から第93号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、別冊で配付しております令和6年度決算概要によりご説明を申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たっては、令和5年度よりスタートした本町の最上位計画である、第3次南会津町総合振興計画に示した町の将来像、「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きるみんなのふるさと～」の実現を目指し、人口減少に歯止めをかけ、次世代に継承できるまちづくりを基本方針に定め、予算編成を行いました。

この結果、一般会計当初予算額は、前年度比1.9%減の125億6,800万円で、その後、物価高騰対策や豪雪対応等のため計10回の補正予算を行い、前年度繰越明許費を含めた最終予算額は138億723万8,000円となりました。

続いて、決算について申し上げます。決算概要の6ページをご覧いただきたいと思います。

なお、説明につきましては1,000円単位で申し上げます。端数の関係で、四捨五入の数字を調整して申し上げる箇所もございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

歳入総額134億7,338万5,000円、歳出総額131億22万8,000円、前年度決算と比較すると歳入で0.7%、歳出で0.2%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は3億7,315万7,000円の黒字、さらに、翌年度に繰り越すべき財源961万円を除いた実質収支額は3億6,354万7,000円となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は7,200万4,000円の赤字、これに財政調整基金への積立額2億1,943万8,000円を加えた実質単年度収支は1億4,743万4,000円の黒字となり、決算状況はおおむね良好となりました。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

決算の主な内容についてご説明申し上げます。歳入では、第1款町税ですが、定額減税の影響より、前年度比6.3%減の15億3,805万4,000円となり、第10款地方特例交付金につきましては、定額減税・補足額給付金給付事業による税収の減に伴う、定額減税補填特例交付金

が5,391万5,000円交付されたことにより、前年度比866.4%増の6,008万9,000円となりました。

続きまして、第11款地方交付税についてであります、再算定により普通交付税が1億5,316万8,000円追加となったほか、2月の豪雪による除排雪経費の急増等による特別交付税が8,479万8,000円追加となるなど、対前年度比3.5%増の68億3,979万円となりました。

続きまして、第15款国庫支出金につきましては、田島小学校体育館の大規模改修事業交付金、さらには、2月の豪雪に伴う臨時道路除雪事業費補助金などがあったものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少などにより、総体で対前年比10.0%減の12億2,955万3,000円となりました。

続きまして、第19款繰入金につきましては、本庁舎車庫倉庫棟整備、旧さゆり荘等解体工事などの大型建設事業が終了したことに伴い、基金繰入額が減少し、対前年度比36.1%減の2億4,278万8,000円となりました。

以上、歳入総額で対前年度比0.7%減の134億7,338万5,000円となりました。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきまして性質別決算額よりご説明を申し上げます。

投資的経費であります、大イチョウ公園整備事業や田島小学校体育館の大規模改修事業などによる普通建設事業費のうち、補助事業費が対前年度比27.3%増の8億3,718万1,000円となりましたが、普通建設事業のうち単独事業については公共施設の解体工事や、庁舎車庫倉庫棟建設事業が完了したことにより、14.1%減の10億6,793万6,000円となり、普通建設事業費全体で、対前年度比0.3%減の20億1,735万4,000円となりました。

また、災害復旧事業費は旧南会津郡役所の雪害修繕工事や、令和2年度の大雪による公共施設の修繕事業などが完了したことなどにより、前年度比78.8%減の638万7,000円となりました。

続きまして、その他の経費の維持補修費になります。

こちらは、2月の豪雪による道路除排雪費の増加が大きく影響し、前年度比83%増の9億1,790万円となりました。

次に、積立金であります、公共施設等整備基金一般積立金について、令和5年度は2億円を積立てたしましたが、令和6年度は5,000万円の積立てにとどまつたことなどにより、前年度比29.3%減の3億6,317万6,000円となりました。

以上、歳出総額で対前年度比0.2%減の131億22万8,000円となりました。

次に、主な財政指標の状況についてご説明申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

近年高い水準で推移してきました経常収支比率につきましては、一般職及び会計年度任用職員の給与改定や、会計年度任用職員への勤勉手当支給開始等による人件費の増加が大きく影響し、対前年比1.3ポイント増の88.7%となりました。

物価高騰の影響により、各種公共施設等の維持管理経費も上昇している状況にあり、適正な人員管理と、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合を強力に推し進める必要があります。

さらには、一部事務組合においても大型建設事業が控えており、地方債発行額の中長期的な見直しも急務となっているところであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告は、5ページのとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回る数値となっておりました。

このうち、実質公債費比率につきましては、3か年平均で前年より0.1ポイント減の6.9%となりました。

将来負担比率につきましては、実質公債費比率同様、分母を構成する普通交付税額が増加した一方、分子を構成する地方債現在高が、旧町村単位で発行した公営企業債の元金償還が終了したこと、前年度比1.0ポイント減の17.9%となっております。

今後、両数値とも近年実施した大型建設事業に伴う地方債償還額の増加などによる若干の上昇が見込まれますが、地方債発行額の適正な管理と各事業実施に備えた計画的な財源確保、歳出面における事務事業の見直しを行うことにより、引き続き早期健全化基準を下回る数値で推移していくものと見込んでおります。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業会計に係る資金不足比率は、全会計が赤字でないことから算定されておりません。

次に、議案第89号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和6年度決算概要の21ページからとなります。

本会計の決算額は、歳入総額15億828万円で対前年度比で3.5%の減、歳出総額14億4,606万円で対前年度比4.8%の減となり、歳入歳出ともに前年度より減額となりました。

その主な要因としては、被保険者の後期高齢者医療保険への移行や、適用範囲の拡大等に基づく被用者保険への加入等によって被保険者数が減少したことにより、医療費に係る医療給付費の規模も減少し、それに伴う県支出金も減額となったことなどによるものであります。

一方、高額療養費の給付額は年々増加していることや、医療技術の高度化等の影響を受け、

1件当たりの医療費は年々増加していることを踏まえ、今後も各種保健事業や医療費適正化事業を推進することで、安定した国保財政の運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第90号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和6年度決算概要の23ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額2億6,359万6,000円で対前年度比7.7%の増、歳出総額2億6,256万4,000円で対前年度比9.1%の増となり、歳入歳出ともに前年度より増額となりました。

その主な要因としては、福島県後期高齢者医療広域連合負担金の増額に加え、被保険者の所得状況に応じて1人当たりの保険料が増加していることが考えられます。

今後も、各種保健事業の充実を図るほか、福島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら適切な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第91号 令和6年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和6年度決算概要の25ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額23億824万5,000円、対前年度比3.0%の減、歳出総額22億2,681万8,000円、対前年度比4.7%の減となりました。

介護給付費については、施設介護サービス給付費に大きな変動はありませんでしたが、居宅介護サービス給付費が大きく減少しており、介護給付費全体で見ると、前年度と比較して4,374万8,000円の減となりました。

今後も、第9期介護保険事業計画に基づき事業の検証を実施し、介護給付の適正化を図るとともに、持続可能な介護保険制度の構築を進めてまいります。

次に、議案第92号 令和6年度南会津町水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和6年度決算概要の27ページからとなります。

経営状況のうち、営業活動等を示す収益的支出の決算状況ですが、事業収益5億7,759万6,000円に対し事業費用5億6,928万5,000円で、消費税等を除いた純損失は993万9,000円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支の決算状況ですが、収入2億9,769万3,000円に対し支出4億7,942万3,000円で、差引き1億8,173万円の収入不足となりましたが、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で不足分を補填いたしました。

今後も、人口減少等による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な水道事業を継続していくため、経営の健全化を図り、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第93号 令和6年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和6年度決算概要の29ページからとなります。

経営状況のうち、営業活動等を表す収益的収支の決算状況ですが、事業収益3億8,320万4,000円に対し事業費用4億9,497万8,000円で、差引き1億1,177万4,000円の赤字となり、消費税等を除いた純損失は1億1,231万7,000円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支の決算状況ですが、収入3億3,351万9,000円に対し支出3億4,376万5,000円で、差引き1,024万6,000円の収入不足となりましたが、現金支出を伴わない引継金等で不足分を補填いたしました。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくために経営の健全化を図り、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、光ケーブル設備改修事業をはじめ、一般会計8事業、総額で3億1,189万7,000円を令和7年度に繰越ししておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

次に、議案第94号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億284万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億6,805万1,000円とするものであります。

補正予算の主な項目について歳入からご説明を申し上げます。

第11款地方交付税ですが、普通交付税の本算定の結果、交付額の確定により2億202万3,000円を追加するものであり、この結果、今年度の普通交付税交付額は、61億3,202万3,000円となり、令和6年度実績と比較し2,348万7,000円の増となりました。

第13款分担金及び負担金は、農地修繕工事に係る受益者分担金として、工事費の5%を収入として見込むため、6万4,00円を追加補正するものであります。

第14款使用料及び手数料ですが、高清水自然公園ひめさゆり群生地の入場料について、今年度の実績に基づき56万4,000円を減額補正するものであります。

第15款国庫支出金は、道路等の整備費用として交付される社会資本整備総合交付金等について、今年度の交付見込みを踏まえ減額する一方、障害者福祉費国庫負担金の過年度実績に基づ

く追加交付や、児童福祉費国庫補助金において、新たに過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業の採択を受けたことから、1,000万7,000円を追加補正するものであります。

第16款県支出金は、障害者福祉費県負担金などについて、過年度実績に基づき追加する一方、林道改良事業補助金の補助率が変更になったことなどから、247万3,000円を減額補正するものであります。

第19款繰入金ですが、介護保険特別会計から一般会計への繰入れ及び町有施設の修繕等に係る費用の財源とするために、公共施設等整備基金からの繰入れなどで3,524万5,000円を追加する内容となっております。

第20款繰越金ですが、令和6年度決算に基づき6,354万7,000円を追加補正し、繰越金総額を3億6,354万7,000円とするものであります。

第21款諸収入ですが、この冬の積雪により被害を受けた施設の修繕費に対する保険料530万円を追加補正するものであり、第22款町債は、1,030万円の減額で、林道改修事業の県補助金の減額に伴い、不足分を過疎対策事業債で追加する一方、各種事業の変更に伴いその財源として町債の額を補正するものであります。

次に、歳出について主な項目についてご説明申し上げます。

第2款総務費ですが、令和6年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及びふるさと納税寄附額の一部をふるさとづくり基金へ積み立てるほか、戸籍法の改正に伴う戸籍等氏名振り仮名対応に係る委託料を追加計上するなど、5,140万9,000円を追加補正する内容となっております。

第3款民生費ですが、過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業委託料及び各種事業の国県支出金の精算による返還金を新たに計上するなど、2,059万1,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費ですが、出産時交通費等支援事業助成金について、遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査を受診する際の交通費が助成対象となったことから、予算を追加するとともに、各種事業の国県支出金の精算による返還金を新たに計上するなど、300万円を追加補正する内容となっております。

第6款農林水産業費ですが、備品購入費の確定により減額する一方、物価上昇による林道員原線工事請負費の追加及び7月の豪雨で被災した川島地区の農地修繕工事などを新たに計上するもので、192万8,000円を追加補正する内容となっております。

第7款商工費ですが、地域活力創生事業補助金について、交付実績に基づき減額する

一方、たかつえスキ一場に配備してある乗用草刈り機の修繕費の追加、旧祇園開館を民間事業へ貸出しするため、館内の設備を撤去する工事及びこの冬の大雪により雪害を受けた星の郷ホテルの外壁修繕工事を新たに計上するもので2,864万3,000円を追加補正する内容となっております。

第8款土木費ですが、町道修繕等工事費及びこの冬の大雪により雪害を受けた、しらかば公園内物置の解体工事を追加する一方、社会資本整備総合交付金事業の事業内容を交付金の内示に合わせて減額するなど、521万2,000円を減額補正する内容となっております。

第9款消防費ですが、本年度当初予算で計上しておりました、小型動力ポンプ付積載車について、契約金額が確定したことに伴い、178万2,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費ですが、G I G Aスクール構想第2期として、小中学校に配備いたしました学習用端末機器について、契約金額が確定したことに伴い減額する一方、田島体育館の外部手すりが雪の重さで倒壊したため、その撤去費用を新たに計上するなど、555万9,000円を追加補正する内容となっております。

第12款公債費ですが、令和6年度事業の借入額と利率が確定したこと及び臨時財政対策債の利率見直しにより、利率が上昇したことに伴い、439万1,000円を追加補正するものであります。

第14款予備費ですが、歳入との関連により1億9,432万2,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げました。

次に、議案第95号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,659万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,459万2,000円とするものであります。

その主な内容でありますが、令和6年度決算に伴う給付費の精算のほか、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金の計上などであります。

次に、議案第96号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、現在実施しております上下水道事業包括業務委託について、債務負担行為の期間及び限度額を新たに設定するものであります。

次に、議案第97号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

収益的収支及び支出の補正につきましては、支出の部で7万円を追加し、予定額を4億9,319万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正については、支出の部で10万円を追加し、予定額を3億8,096万4,000円とするものであります。

下水道事業会計補正予算の主な内容は、企業債元金の繰上げ償還に係る償還金及び補償金の追加であります。また、水道事業会計と同様に、現在実施しております上下水道事業包括業務委託について、債務負担行為の期間及び限度額を新たに設定するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案13件、報告3件、諮問2件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○山内 政議長 これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第88号から議案第93号までの令和6年度南会津町一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計に係る歳入歳出決算について、監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

渡部寛代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 代表監査委員の渡部寛でございます。

令和6年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、令和6年度南会津町水道事業会計決算、令和6年度南会津町下水道事業会計決算、令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、令和7年7月7日から7月17日までの実質7日間にわたり、舟木隆監査委員、川島進監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和6年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収入に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書、令和6年度南会津町水道事業会計決算及び令和6年度南会津町下水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運用状況は適正なものと認められたので、ここにご報告を申し

あげさせていただきます。

以下、金額については1,000円単位で申し上げます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額134億7,338万5,000円、歳出決算額131億22万8,000円、歳入歳出差引額3億7,315万7,000円となり、翌年度への繰り越すべき財源961万円を差し引いた南会津町の実質収支額は3億6,354万7,000円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額40億8,012万1,000円、歳出決算額39億3,544万2,000円、歳入歳出差引額1億4,467万9,000円が特別会計実質収支額となっております。

次に、町税等の収入未済額についてであります。自主財源である町税等の未納が依然として発生している状況にあります。町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額は合計で1億6,398万2,000円となり、前年と比較しますと58万8,000円の減少となっております。

国民健康保険税の未納額は1億391万9,000円となり、前年と比較しますと23万6,000円減少しました。

令和6年度の不納欠損額全体としては、1,893万2,000円減額、前年度比マイナス15.7%となりました。

滞納整理対策委員会の開催による情報共有と、担当者の意識向上、コンビニ交付やクレジットカード決済など、納付環境の拡大、預貯金照会サービスの活用などにより、預金調査や差押えがスピーディになったことが、成果として敬意を表します。

しかしながら、町税、国民健康保険税は、ほか合わせて1,893万2,000円が不納欠損処理されており、依然として額が大きいことから、時効期間の管理と不納欠損額の縮減に努めることが必要であります。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は301万3,000円となり、前年度と比較しますと146万3,000円の減少となりました。

介護保険料の収入未済額は1,149万8,000円となり、前年度と比較しますと102万6,000円の減少となっております。

次に、使用料全体では収入未済額が8,648万9,000円となり、前年度と比較しますと3,856万円の減少となりました。

個別に申し上げますと、保険料の収入未済額は99万5,000円となり、前年度との比較で7万6,000円の減少、町営住宅使用料の収入未済額は1,232万2,000円となり、前年度との比較で120万8,000円の減少となっております。

水道料の収入未済額は5,753万2,000円であり、前年度との比較で495万2,000円減少しており

ますが、そのうち債権放棄により不納欠損処理されたものが86万5,000円となっております。

下水道使用料等の収入未済額は1,527万円であり、前年度との比較で201万9,000円の減少となりました。

全体として見ますと、町税等並びに使用料等を合計した収入未済額は令和6年度末時点で3億6,890万1,000円となり、前年度と比較しますと716万9,000円の減少となっておりますが、先ほど述べましたとおり、これには執行停止や消滅時効等による不納欠損が含まれております。

滞納対策は、財源はもとより、受益者負担の原則及び負担の公平性が損なわれることにより、行政への信頼にも関わる問題であることを十分留意され、収納率の向上に鋭意努力する必要があります。

次に、町債についてですが、一般会計の令和5年度末地方債現在高は162億1,853万4,000円でしたが、令和6年度末では160億4,751万5,000円と、1億7,101万9,000円の減少となっております。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和6年度の経営成績については、水道事業収益5億7,759万6,000円、事業費用5億6,928万5,000円で、当期純利益は993万9,000円となりました。

財政状態を見ると、流動比率は令和5年度は120.1%、令和6年度は123.9%で推移しており、資金繰りに特に懸念はありません。料金回収率は83.2%であり、給水に係る費用は給水収益以外の収入で賄われていることを意味するため、適切な料金収入の確保が求められます。有形固定資産減価償却率は59.6%であり、法定耐用年数に近い資産が多いことが予想されるため、将来の施設の更新等の必要を考慮していく必要があります。

企業債残高は28億6,471万8,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後も、南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努められることを期待します。

次に、下水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和6年度の経営成績については、下水道事業収益3億8,320万4,000円、事業費用4億9,497万8,000円で、当期純損失は1億1,231万7,000円となっております。

財政状態は、経常収支比率が76.2%であり、経営改善に向けた取組が必要であります。また、累積欠損金比率は161.2%で、経営の健全性に課題があると言えるため、経年の状況を踏まえ

ながら経営改善を図っていく必要があります。

流動比率は50.6%となっておりますが、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還、返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には一概に支払能力がないとは言えませんが、短期的な支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

さらに、経費回収率が69.3%であり、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理の削減が必要です。

また、企業債残高は14億7,486万4,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる、収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後も、南会津町下水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、世帯数や人口の減少傾向も続くと予想される中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくため、さらなる経営の効率化、健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営を期待します。

次に、財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率審査結果を述べさせていただきます。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているのかなどに主眼を置き、証書類との照合を行うとともに関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された以下の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の令和6年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に基準上の問題はありませんでした。

実質公債費比率は、3か年の平均値を見てみると6.9%、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、基準上の問題はありませんでした。

しかしながら、単年度での比較では、令和4年度8.4%、令和5年度6.6%、令和6年度5.8%と低い水準で推移しておりますが、子育て支援や公共施設の維持修繕等の財源に需要が見込まれる中、比率が悪化する可能性があるため、注意が必要です。

将来負担比率については、令和6年度は17.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、この基準での判断からは問題ありませんでした。過去3か年

度を比較しても、令和3年度31.4%、令和4年度31.2%、令和5年度18.9%と低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても基準の問題はありませんでした。

令和6年度の主要財政指標については、健全財政に向けた努力の跡が見られますが、今後も人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化、行政需要の多様化に対応するため、財政状況等を踏まえながら継続した行政改革のさらなる推進が必要あります。

最後に、地方自治法には、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されていることから、町民の福祉向上を図るために、引き続き行政財政改革を推進し、経費等の節減を図りながら、限られた財源の効率的配分と健全な財政運営を努めるとともに、自主財源である町税等の収納率向上に向け不断の努力をされるよう要望し、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 以上で監査委員の報告を終わります。



⑤委員会提出議案第5号及び委員会提出議案第6号の一括上程、説明

○山内 政議長 日程第6、委員会提出議案第5号及び委員会提出議案第6号を一括上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、議会運営委員長、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議会運営委員長の古川晃です。

委員会提出議案第5号及び委員会提出議案第6号について一括して、趣旨説明を申し上げます。

まず、委員会提出議案第5号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、常任委員、議会運営委員及び特別委員

の選任等の表現整理や選任手続の見直しが行われたため、所要の改正をするものです。

次に、委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、会議時間変更の取扱い及び現在の社会情勢に照らした文言調整等の見直しが行われたため、所要の改正をするものです。

なお、議会会議規則につきましては、地方自治法第120条に、議会は会議規則を設けなければならぬと規定され、議会の議決によって定められていることから、この一部改正につきましても議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これで、委員会提出議案の趣旨説明を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上位の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は9月17日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

令和 7 年第 3 回南会津町議会定例会 第 2 日

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 9 月 17 日 (水曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

2 番 芳賀正義 議員
7 番 森秀一 議員
13 番 湯田哲 議員
4 番 星和孝 議員
15 番 渡部訓正 議員
3 番 湯田剛正 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番	酒井幸司	議員	2 番	芳賀正義	議員
3 番	湯田剛正	議員	4 番	星和孝	議員
5 番	古川晃	議員	6 番	渡部裕太	議員
7 番	森秀一	議員	8 番	川島進	議員
9 番	湯田芳博	議員	10 番	室井英雄	議員
11 番	丸山陽子	議員	12 番	楠正次	議員
13 番	湯田哲	議員	14 番	高野精一	議員
15 番	渡部訓正	議員	16 番	山内政	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡部正義 町長 二瓶勝俊 副町長

川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	總 務 課 長
星 良 栄	總 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	稅 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 觀 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	會 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 會 事 務 局 長
星 博 文	學 校 教 育 課 長	渡 部 和 臣	生 涯 學 習 課 長 補 佐
阿 久 津 勝 英	館 岩 總 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 總 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 鄉 總 合 支 所 長		

事 務 局 職 員 出 席 者

渡 辺 健 二 事 務 局 長 室 井 夏 雄 議 事 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

遅刻する旨届出のあった議員は、14番、高野精一君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 芳賀正義議員

○山内 政議長 2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 皆様、おはようございます。議席番号2番、芳賀正義。通告書によりただいまから一般質問を行います。

本議会、一般質問初日、1番となります、少しの間時間をいただきたいと思います。

質問は2点になります。

1点目、異常高温の中での高齢者の生活支援は。

この夏の高温と最近残暑も厳しい毎日、ご高齢者は生活が大変でした。これは一時的現象ではないといわれますが、今後高齢化が進む中で、高齢者のハードとソフト面の支援が必要と思われます。このことから、次に伺います。

①この暑さで、75歳以上で入院・通院で病院に関係したご高齢者の把握は。

②この暑さで、エアコンの設置などハード面の推進は。

③町の高齢者宅の訪問支援の大切さとその成果は見られるが、昨年と今年の訪問支援の件数と課題は。

以上の答弁を求めます。

2点目、「国道400号の南会津町側の改良と交通事故防止は」。

南会津町側については、田島ダムの工事で拡幅工事の様相が確認できますが、国道としての道路事情は完全でないと判断されます。

よって、次に伺います。

①まだ道路で蛇行の場所が多く、また狭隘の場所もあり、国道として今後改良を県へ要望する考えは。

②①の道路事情の中で、バイクツーリング、乗用車のほか、大型バスの通行とさらにはスピードアップの車両が多く、危険な状態にあります。そこで、安全に通行する注意喚起の看板を多く出すなど、県に要望する考えは。

以上で壇上での質問を終わります。回答は町長に求めます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

2番、芳賀正義議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、異常高温の中での高齢者の生活支援はに関する1点目、この暑さで、75歳以上の入院・通院で病院に関係した高齢者の把握はとのおただしでございますが、病院への入院や通院の件数につきましては、町では把握しておりませんが、南会津地方広域町村圏組合消防本部に、令和7年5月1日から9月7日までの間で熱中症による救急搬送対応をした件数、これを確認したところ、圏域内の出動件数合計28件のうち、南会津町は15件であり、そのうち75歳以上の高齢者の方については7件であったというふうに聞いております。

次に2点目、この暑さで、エアコンの設置などハード面の推進はとのおただしであります、町では、県内に熱中症警戒アラートが発令されるたび、防災行政無線やすぐメールプラスなどで熱中症予防の注意喚起を行っております。また、広報みなみあいづでは、6月号から毎月熱中症予防の記事を掲載しており、その中で、エアコンや扇風機を活用し、適切な温度管理を行うよう周知しているところでございます。

今後も広報資材などを活用して、熱中症予防についての的確な情報を提供してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に3点目、町の高齢者宅の訪問支援の昨年と今年の訪問件数と課題はとのおただしであります、町が実施している高齢者見守り支援事業における訪問支援件数につきましては、4月から8月までの件数を申し上げますと、昨年度が2,042件、今年度は2,047件と同程度で推移しております。

町では、今ほど申し上げました事業と民生委員による見守り訪問活動との連携による活動を行っており、そのほかにも高齢者配食サービスの事業、緊急通報システム事業、さらには介護保険事業による各種支援など、各種の施策が横断的に連携した事業展開を進めておりますが、どうしても制度や事業の狭間に該当する方が出てきてしまうことがあるのも事実であり、その点が大きな課題であると捉えておるところであります。

町といたしましては、今後も各分野における事業を進める中で、本町の高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに努め、誰も取り残さない支援を目指してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国道400号の南会津町側の改良と交通事故防止はに関する1点目、道路で蛇行の場所が多く、また狭隘な場所もあり、国道として今後改良を県に要望する考えはとのおただしでございますが、高野地内の狭隘区間の解消につきましては、国道400号舟鼻峠改良促進期成同盟会による要望活動のほか、町と建設事務所が毎年定期的に開催しております地域課題検討会において、今年度も継続して集落内の狭隘かつ屈曲区間の解消に向けた改良工事の早期実施について要望を行っているところでございます。

次に2点目、安全に通行する注意喚起の標識、看板を多く出すなど、県に要望する考えはとのおただしでございますが、現在の道路状況は、部分的に道路幅員が狭くなる箇所が存在し、大型車両とのすれ違いの際に、一時停止が必要な箇所もあるものと認識をしております。

また、当該箇所以外はおおむね改良工事が完了しており、スムーズな車両通行がなされているものと認識をしております。

一方、下りの勾配区間は速度が超過しやすい状況にあることから、速度の抑制に有効な方法として、交通標識等の設置や警察による取締りの実施などの必要性について、県をはじめ関係機関と協議してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、大きな1点目から再質問をしたいと思います。

救急搬送の件であります、把握なしということでありますけども、熱中症救急搬送の対応した件数というふうなことでのデータもいただいているようでありますけども、できれば、高齢者の7件ということですので、一人、二人暮らしの世帯とか、重症の度合いとか、そういうものが把握できればよかったですかなと思いますが、件数がちょっと少ないので、それも難しいのかなというようなことで、これについては答弁は求めないことといたします。

それでは、②のエアコン等の設置推進であります、エアコンの関係については、エアコン、扇風機を活用ということで、温度管理をということで、広報、また広報みなみあいづで広報していますというような返答ではあります、訪問活動の中、③でありますけども、訪問活動の中で、エアコンがあれば、また、設置するのにどうしたらいいとか、そういうようなご相談もあるかと思います。

そこで、それらの相談にどのように対応しているのか、まず聞きたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

私の知る限りでは、訪問活動の中でエアコンの設置に関する相談はなかったように記憶しております。ただ一方で、暑いですので、気をつけてくださいねとか、そういったお声かけをしているというのは、報告書で把握しております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、エアコンについては、ほかの市町村になると思いますが、非課税の高齢者住宅用としてのエアコン設置に補助をしているというふうな制度を設けて実施しているところがあるんですが、その点も把握していると思うんですが、その計画はあるかないか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 今のところ、町としてエアコンの設置というのは検討しておりま

んが、現在ふくしま涼み処というところで、県のほうで登録している施設がありますので、こちらのほうの周知をして、そちらの活用、涼しいところに行って休んでくださいねというような周知はしていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今年は非常に暑くて、ちょっとあちこち回ってみると、ある集落でも室外機といいますか、そういうものが余り見当たらないというようなことで、非常にお年寄りは困っていたのかなと思うんですけども、特に今年は暑かったんですが、その辺は町としてやはり対応して、考えていかなくてはいけないのかなと思うんですが、余り簡単に回答しないでいただいて、その辺どういうふうに考えているのか、答弁をお願いしたいなと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

エアコンの設置、6月29日の新聞に出ていましたけど、金山町で高齢者の世帯に設置するというようなことで、金山でもこういう取組始まるんだというふうに初めて見ました。これが県内でどのくらい、こういう制度を持っているのかについては、まだ私どもでは把握しておりません。今後、これだけ酷暑が続くと、こういう流れが浸透してくるのではないかというふうに想定はしております。

全体的なことを考えると、対象者、さらにはそれに伴う経費、その財源、そういったものを総体的にしっかりと調べた上で取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、エアコン設置の個人宅への支援というのは、今後話が出てくるかもしれません、町としてはまだそこに対しての検討には入っていないというのが今の段階の考え方であります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それぞれ訪問件数もこれからあるわけですが、非常に訪問しておりますので、その中で町民の方、ご高齢者の方が求めているものは何か、その辺をよく調査、把握しながら、今後対処していくと、早期対応ですね。そんなことでお願いしたいと思います。

それでは、3番ですけども、先ほど訪問の件数を申し上げましたが、この期間の中では非常に多いのかなというふうに見ておりますが、これはどなたかの訪問なのか、まず民生委員さんとか、支援員さんとか、支援隊とか、それに区長さんとか、それぞれお骨折りをかけているわけですが、その辺の数字は、その集計はどなたの訪問の数字なのか、それをお願いしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託しております高齢者見守り支援事業、こちらのほうで訪問した件数となっておりまして、田島地域で2人、西部地域で2人ということで張りつけて、その2人が回っていると。民生委員さん等も訪問するお宅もあるので、そこはかぶらないようにして満遍なく回れるようにということで取り組んでおります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 答弁の中で、なかなか件数はあのとおり対象といいますか、悪いんですが、全部が全部は回り切れないというようなことでの答弁があったわけですけども、それに今支援隊の方が主に訪問ということになっているんですが、民生委員さんとか、その辺の支援というのがあるのかどうか。いかがですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 民生委員さんも、支援が必要な方というか、見守りが必要な方は把握していて、先ほど申し上げましたとおり、この見守り支援事業で回らないお宅、その辺はちょっとすみ分けしていて、民生委員さんも個別に対応していただいております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 見守り支援隊の方々は、健康サロンというようなことで、各地区で年間の予定を基に執行しているわけですが、それで、先ほどの2,047件というようなことで、1つの目標値もここにあると思うんですが、健康サロンをやりながら訪問活動もするというようなことで、大変な面がここにあると思うんですが、その辺は件数を増やしていくにはどうしたらしいか、その辺はどうですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 件数は、一応今この事業で回らなくていけないお宅というのは把握していて、基本的に週1回回れるようにということで取り組んでいまして、回り切れなくても絶対に月のうち何回か回れるようにしておりますので、ということで取り組んでいるので、件数を増やすというか、対象者の世帯が増えていくというのは今後あり得るかもしれませんけれども、そのときはそれに対応できるように、事業の中身を考えていくというふうにしたいと思っております。今はサロン事業と見守り事業で、確かに件数が多くて大変ですけれども、全く手が負えないような状況にはなっておりませんので、今後そういう事態になりつつあったらば、またやり方を考えていくというふうにしたいと思っております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、この件については最後になりますが、高齢者の訪問というのが一番ソフト面では非常に効果のある、皆さんから喜ばれることが訪問でご相談を受けるというようなことで大事だと思います。その辺で、さらに訪問活動が非常に効果がありますので、今後どのようにその辺は考えているのか、伺いたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 確かに報告書を読みますと、来てもらってありがたいとか、世間話ができるだけでも全然違いますので、その辺の見守り支援の体制については強化していくと。あと、民生委員さんにご協力していただいて、先ほど答弁にありましたとおり、こぼれ落ちている、抜け落ちてしまっている人がいないかというのを把握するのを強化して、そういう方がいないように、そういう面は強化していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解いたしました。

それでは、先ほど町長からもありましたが、住みやすい環境づくりということを願って、大きな1番の質問は終わりたいと思います。

次に2点目ですが、これは道路の事情については、私も見るところ、高野側と住宅の立地条件の関係で、道路に蛇行が出来たりというようなことであると思いますが、この状況が、答弁のとおり改良が必要だということではあるんですけども、あとは期成同盟会の関係、地域課題検討会の中で十分共有、協議もしているということですが、県として、国道としての重要路線としての認識はどの辺まで考えておるのか、もし分かればお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の400号の国道の県の認識でございますが、この要望活動を中央要望という県の要望と国の要望ということで、同盟会の中で要望活動を実施しております。その中で、県の回答といったしましては、まず、この道路につきましては、重要性を十分認識をしていると。これは全体的な路線で、金山町から南会津町までの区間でございますが、舟鼻峠の狭隘区間でありましたり、田島3工区といわれる下郷区間がございます。そうした部分の狭隘区間、さらには、今回ご質問があります高野地内の狭隘区間、そういったところにつきましては、早急な対処が必要だというふうに認識しているというふうに考えてございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、②に移りますが、季節的要因もありますけども、これから非常に交通量が多くなってまいります。少し気を許すと大きな事故につながり、過去にもあったと聞きますけれども、危険な状況にありますので、早めの対応が必要かなというふうに思いますが、答弁の中では交通標識等の設置と取締り、必要性について検討、関係機関と協議しますということでの回答ですが、ぜひ早めの対応、対策をお願いしたいと思いますし、その答弁は求めません。

道路事情も時代の流れとともに変化します。約ダムが出来まして25年ぐらいたっているのかなというふうに見ておりますが、どうかその変化に対応できる改良をお願いしたいと思います。

以上で、全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀一 議員

○山内 政議長 次に、7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 議席番号7番、森秀一。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は、森林経営管理制度の活用についてであります。

森林経営管理制度に対する新聞報道を見ましたが、「県内市町村の半数未着手、専門職員不足、山林荒廃の拡大懸念」という見出しだした。県内59市町村のうち、制度利用に着手しているのは30市町村で、未着手は29市町村とありました。

また、着手市町村の事例として、南会津町が掲載されていましたが、「南会津町は既に意向調査に着手した。ただし、膨大な事務作業による負担が影響し、毎年50ヘクタールずつしかこなせていない。調査を加速したいが、職員数に限りがあるのが現状という」とありました。福島県の先進事例として掲載していたことで、大変うれしく読ませていただきました。

本町は、福島県でも2番目の広さがあり、その大部分は森林ということから、林業の町として森林資源の活用は重要な産業として位置づけられております。本町は、林業成長産業化地域創出モデル事業により、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーションきとねが建設され、森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域となっていますから、森林の荒

廃は絶対に避けなければならないと思っています。

森林の管理放棄による荒廃は、山崩れ、土砂流出、有害鳥獣など、大きな被害につながります。森林の管理は所有者が行うものと考えていますが、木材価格の低迷や林家の高齢化など、森林の活用が停滞して森林の管理放棄が進んでいるように思います。森林所有者が管理できない場合は、森林経営管理制度により市町村に管理を委託し、森林経営の効率化と森林管理の適正化を図るべきと考えます。

のことから、本町における森林経営管理制度の現状と今後の取組について質問します。

7点について質問します。

1点目、本町の森林面積と民有林面積についてお聞きします。

2点目、森林経営管理制度の対象となる森林と本町における対象面積についてお聞きします。

3点目、森林経営管理制度においては、森林所有者の意向確認を求めていますが、その内容についてはどのようなものなのかをお聞きします。

4点目、森林経営管理制度を進めていく上で、障害となる課題は多々あると思います。これらについてお聞きします。

5点目、森林経営管理制度を進めるためには、専門知識を有する町の担当者が必要と思われるが、現在の状況とそれに対する課題があればお聞きしたいと思います。

6点目、森林経営管理制度を進めるに当たり、国や県の支援はあると思いますが、それらの状況についてお聞きします。

7点目、県では、地域林政アドバイザーモードを支援することとしていますが、町として活用する考えがあるかお聞きしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 7番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、森林経営管理制度の活用はに関するの1点目、本町の森林面積及び民有林面積はとのおただしでございますが、本町の森林面積、8万1,873ヘクタールとなっており、そのうち、民有林の面積は、町有林などの公有林を含め5万6,930ヘクタールとなっております。

次に2点目、森林管理制度の対象となる森林と面積はとのおただしでありますが、森林経営管理制度の対象となる森林は、福島県が定める地域森林計画における民有林のうち、経営管理が行われていない私有林の中の人工林と、このように規定されております。

なお、本町の対象となる面積は、私有人工林約6,925ヘクタールのうち、南会津森林組合が

経営計画を策定している945ヘクタールを除いた約5,980ヘクタールとなっております。

次に3点目、森林管理制度における所有者の意向確認を求めていはるが、どのようなものかとのおただしでございました。

森林経営管理制度における所有者の意向確認につきましては、制度の対象となる私有人工林の所有者に対し、今後の森林経営管理について、自ら経営管理を行うか、または町などに経営管理を委ねるかといった意向を確認するものであり、アンケート調査の形で確認をしているところであります。

次に4点目、森林管理制度を進める上での課題はとのおただしであります、本町における課題といたしましては、本制度の対象である私有人工林の所有者について、未相続の方に対しでは、所有者検索を行った上で意向調査を行うこととしているために、所有者調査に時間を要することや所有形態が小規模かつ分散しているため、面的な施業を行うことが困難となつてゐることなどが挙げられます。

次に5点目、森林管理制度を進めるために、専門知識を有する町担当者が必要と思うが、現状と課題はとのおただしであります。

本町では、林業を専門とする人材の確保が難しいことから、林政業務に関する研修会等に職員を積極的に派遣し、専門知識の習得に努めつつ、国や県の指導をいただきながら人材育成を行つてゐるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に6点目、森林管理制度を進めるに当たり、国・県の支援状況はとのおただしであります、国の支援といたしましては、森林資源の活用促進と森林の適切な管理に向け、効率的かつ効果的に業務を行うための指導、助言を受けるため、町が直接地域林政アドバイザーを雇用し、または委託した経費について特別交付税による措置があります。

また、県の支援といたしましては、町が地域林政アドバイザーを有する団体から指導、助言を受ける際の経費に対する補助制度があります。

次に7点目、県では地域林政アドバイザー制度を支援することとしているが、活用する考えはとのおただしでございました。

本町では、令和6年度において森林環境譲与税を活用し、福島県森林・林業・緑化協会から地域林政アドバイザー派遣していただき、本町における森林経営管理制度の活用方法及び林政業務についての指導、助言をいたしましたところであります。

当面は、令和6年度に受けた指導、助言を基に、本町職員で事業を進めていきますが、今後も必要に応じて地域林政アドバイザー制度を活用してまいりの考え方でありますので、ご理解を賜

りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の面積については分かりました。

では2点目、対象となる森林が人工林という答弁でしたが、残されたそれ以上の面積を有する天然林は対象外ということになります。天然林は、水資源の涵養や災害防備林としての機能も大きく、有害鳥獣のすみ分けなど、何らかの管理は必要と思われますが、整備するに当たり、何らかの支援等はあると思いますが、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

広葉樹の利活用につきましては、これまでチップ材でありますとか、ホダ木利用というものを主としておりましたが、昨今広葉樹につきましては、家具等の需要もあるということになりますので、町としましては、広葉樹材供給ステーションというものを立ち上げさせていただきまして、広葉樹の利用拡大を図っているところでございます。

そうした意味では、広葉樹の整備につきましても重要と考えておりますし、これまでの制度におきましては、林業事業体が森林経営計画を策定する場合につきましては、抜き切り等の受光伐を行う場合の補助事業というのもございますし、県におきましては、里山林保全対策事業というものもありますし、この事業で森林整備を図っていくというふうな考え方でございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それでは3点目ですが、アンケートを実施しているということでの答弁をいただきました。対象となる人工林面積に対する進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの意向調査につきましては、令和元年度から事業を実施しておりますし、これまで意向調査の面積につきましては、428ヘクタールほど実施しているところでございまして、進捗率としましては7.2%程度になると見込んでおります。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまアンケートの結果についてお聞きしたわけなんですが、その中で、町に管理委託したいというようなことがありました、その割合についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

今ほど意向調査については428ヘクタールと申し上げましたが、そのうち町への希望をされる方の面積につきましては、172ヘクタールとなっておりまして、約4割程度というふうになっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、次に4点目なんですが、所有者調査に時間を要するということでの答弁でした。どのよう調査なのかをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの所有者さん宅につきましては、森林經營管理法に基づきまして、自治体が調査することが可能というふうな形になっております。基本的には相続人を調べ上げるというところの部分がありますが、森林につきましては、亡くなられたまま相続が済んでおられない方がありまして、未相続になっている状態が見受けられますので、そういう場合については、森林及び法務局から登記簿事項証明書というものを取り寄せまして、相続人を調べ上げるというところの部分があります。そういう意味では、相続関係図を明確にさせた上で所有者を特定し、その上で調査をするというところの部分がありまして、そちらのほうに時間を要するということになっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは5点目、お聞きしたいと思いますが、専門知識を有する職員が配置されても異動すれば振り出しに戻るということに、国の指導を受けているというような答弁をいただいたわけなんですが、林野庁から派遣されている職員もいるということで聞いておりますけれども、職員の在籍期間はどの程度の年数になったのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

これまで3名の方と人事交流をしておりまして、現在こちらのほうに派遣いただいている職員につきましては、2年目ということになっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 町職員も3年程度では異動になってしまうというような、一般的にはそのような内容になっていると思うんですが、この事業については、長期間担当できる職員というものが望まれるわけなんですが、配置として林政係の経験者、これらを再任用するとか、会計年度任用職員とかということで、継続雇用などできればというふうに考えました。私の思いとしてこれは述べさせていただきましたが、答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、6点目なんですが、地域林政アドバイザーを活用する際の支援ということですが、地域林政アドバイザーの業務というはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

地域林政アドバイザーにつきましては、事業進捗に向けた指導、助言というくくりになっておりまして、その詳細については具体的になって、町のほうとしましては、森林管理における事務の進め方について、または集積計画の作成、さらには管理計画の作成というような計画立案についての指導、助言を受けるというところの部分になっています。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、最後の7点目なんですが、森林経営管理制度において、本町は新聞にも掲載された県内における先進地というふうに私は思います。木のまちとして林業に力を入れていることは理解いたしました。

今後町として森林の活性化に向けてどのように推進していくのか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

森林管理制度に基づいたものにつきましては、要は、林業の経営がなかなか成り立たない部分について、町が実施するということになっておりますが、町としましては、この森林経営管理制度にとらわれずに国・県の補助事業もございますし、町としましては、森林環境譲与税を活用した町の補助事業というものもご用意させていただいております。

そういういたところから、幅広く森林整備ができるような環境を整えておいた上で、林業事業体、もしくは森林所有者自らが森林資源を活用して森林に目を向け、森林整備が円滑に行えるような体制をさせていただくというところの部分も構築させていただいて、今後も森林整備が前進するような事業展開をさせていただきたいと考えております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 以上で、私の求める答弁はいただきました。

今後本町における森林経営管理制度が円滑に進められることを期待して、私の一般質問は終わります。

○山内 政議長 以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。

◆

◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 議席番号13番、湯田哲。登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

1、びわのかげ水泳場の休止、その今後は。

町ホームページの町民プール開放の案内には、館岩、伊南、南郷それぞれの営業時間や施設案内時間情報が掲載されていましたが、田島地域のびわのかげ水泳場は、施設内の配管設備に故障が発生し、修理に多くの日数等が必要なことから、今シーズンの開放は中止を決定したとの説明でした。

①びわのかげ水泳場は、1984年7月1日にオープンしています。つまり41年経過しています。休止は設備の配管、タンクなどの老朽化による漏水などが原因です。これまで修理を何度も繰り返しながら、どうにか昨年の夏までオープンできたと聞きました。町ホームページの「修理に多くの日数が必要」との説明のとおり、修理して再びプールとして運用する予定ですか。

②町内には、先ほどの各4地域のそれぞれの町民プールを含め、ほかの小・中学校のプールがありますが、その総数及びそれらのプールの修繕などを含めた維持管理などを考えたとき、今後その維持継続はできますか。

③学校のプール授業の廃止が全国的に増加しています。プールの老朽化と維持管理の増加、熱中症のリスクと教員の負担増などが原因として挙げられるようです。今後耐用年数が過ぎた町民用プール、学校用プールを一本化する考えは。

大きな2番です。

通年型屋内温水プールを備えたみなみあいづ健康館（仮称）による町民の健康維持は。

この質問については、今まで五、六回登壇させていただいて、同じような質問ですが、再び、1番のようなことがいよいよやってきましたので、さらに質問させていただきます。

町民一人一人の健康は町民一人一人が自分で守るしかありません。毎日の散歩を欠かさず続ける人、町民向けの健康体操を覚え、毎日その体操を自宅で続ける人もいます。自分の健康を守るそれらの選択肢が多ければ多いほど、町民の健康が維持され、医療費の削減にもつながると考えます。

①その選択肢として、地中熱エネルギーによる通年型屋内プールをメインとした子供たちの遊具やフィットネスマシン、ロッククライミングスペース、リハビリ設備なども併設したみなみあいづ健康館（仮称）をつくる考えは。

②住まいとして選ぶ条件は、近くに病院、コンビニ、食料品衣料品のスーパー、生活用品のホームセンターがあるところといいます。もちろん文化センターや図書館なども重要です。このみなみあいづ健康館（仮称）が住む町として選ばれる魅力の1つだという認識は。

3番、町民の「今日行く」の場を増やし、体も心も健康な町の実現は。

「今日行く」というのは、子供たちの教育、学校の教育のことではなくて、町民の「今日行く」というのは、日常生活の中で今日の出かける場所、行先、行くところ、それを意味しています。

あるテレビ番組で、子供たちには教育が必要だし、大人、特に高齢者には「今日行く」ところの場が必要だと聞きました。人は年を重ね、高齢になればなるほど今日行くところが減り、行く先々で誰かに会っておしゃべりをする機会も減ります、体力の衰えとともに、元気も気力も衰えていくように思います。誰かとおしゃべりをするだけでも互いに元気になれる、そんな機会、そんな環境が少しでもあればと考えます。

①町は生涯学習の充実として、公民館学級として様々な教室、講座を実施しています。どのような教室、講座が実施されていますか。

②開催内容によっては、当然参加者、受講者は定員などが定められ、開催スタッフの負担や予算があって開催できる回数に限界があることは理解します。一人でも多くの参加者を集めるための工夫は。

③参加したい教室や講座があっても、広大な本町では、自動車などがないと参加できない人も多くいます。デマンドタクシーや送迎バスなどと連動した参加したい多くの方々が、「今日行く」の場として様々な講座、教室に参加できるような環境を整備する考えは。

以上で、壇上の質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、びわのかげ水泳場の休止、その後はに関する1点目、びわのかげ水泳場開放中止の周知において、町のホームページの「修理に多くの日数が必要」との説明のとおり、修理して再びプールとして運用する予定ですかとのおただしをいただきました。

びわのかげ水泳場につきましては、7月26日の開放に向けて準備を進めておりましたが、7月上旬にプールに水を張り、ろ過循環器の試験運転を実施したところ、プールの水を吸い上げることができませんでした。緊急での修繕が可能かどうか業者に原因を確認しましたところ、配管の損傷により配管内に空気が入り込んでしまい、ろ過循環器への給水ができなくなってしまったことが考えられ、破損箇所の特定を含めると修繕工事期間として数か月を要するとの見解であったため、関係機関と協議し、今年度の開放中止の判断に至ったところであります。

町といたしましては、これまでの議会答弁でもお答えしてきましたように、びわのかげ運動公園施設の全体整備計画の策定を検討しておりましたが、水泳場が使えない状態になったことから、早急に今後の水泳場の方向性について検討しなければならないと考えています。

水泳場は、昭和59年のオープンから40年以上経過しているため、今回損傷した配管以外にも老朽化により修繕を必要とする設備などが多数あることから、今後の整備や運営などについて府内の関係部署や関係団体を交えた検討委員会を設置し、協議、検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、町民プール、小・中学校プールの総数及び、それらの修繕などを含めた維持管理経費などを考えたとき、今後その維持継続はできますかとのおただしであります。

町民プールにつきましては、びわのかげ水泳場を含め4施設、小・中学校プールにつきましては、現在使用可能な学校プールとして、小学校3校、中学校2校の合計5校となっております。

なお、令和4年度の町民プール及び学校プールの維持管理経費の総額は、修繕料を含め約700万円であります。

各施設とも設備などの老朽化が著しい状況にあることから、今後修繕箇所が増え、維持管理経費が年々増加していくと、全ての施設の維持継続は難しくなっていくことが想定されます。

次に3点目、今後耐用年数が過ぎた町民プール、学校用プールを一本化する考えはとのおただしでありますが、学校のプール授業につきましては、児童・生徒が水泳を通して体力向上を

図るだけでなく、水難事故の防止といった観点からも、命を守る力を育てるという重要な教育活動であると認識しております。

議員ご指摘のように、全国的にも学校プールの老朽化や修繕費の高騰が進み、維持管理費が年々増加しているほか、教職員の監視、指導に伴う精神的、身体的な負担の増加、さらには熱中症リスクといった安全面の配慮など多くの課題が山積しております。

本町におきましても、近い将来において学校用プールや町民プールの経年劣化に伴う大規模な修繕が必要になると認識しております。大規模改修等の計画策定に当たりましては、児童・生徒の学習機会を十分に確保するとともに、財政面や施設管理の効率性等を踏まえながら、町民用プールと学校用プールの一体的な活用や集約等も含めて、柔軟な発想で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、通年型屋内温水プールを備えたみなみあいづ健康館（仮称）による町民の健康維持はに関する1点目の地中熱エネルギーによる通年型プールをメインとしたみなみあいづ健康館（仮称）をつくる考えはというおただしと、2点目のみなみあいづ健康館（仮称）が住む町を選ばれる魅力の1つだという認識はとのおただしであります、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

現時点で通年型屋内プールをメインとした複合施設を建設する計画はございません。確かにそのような施設が建設されれば、町としての魅力の1つとなる可能性はございますが、反面、施設の建設や維持管理に要する経費は町の一般会計で賄うことになり、結果として住民の負担になることも認識しなければなりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させてるので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、町民の「今日行く」という議員の言葉を使って回答したいと思います。

町民の「今日行く」の場を増やし、体も心も健康な町の実現はについてお答えいたします。

初めに1点目、生涯学習の充実として、どのような教室、講座が実施されていますかとのおただしでありますが、本町では、町民の健康づくりや生きがいづくりのため、田島地域に3人、館岩、伊南、南郷地域に各1人の社会教育指導員を配置し、高齢者学級や青少年学級、趣味の講座などを実施しております。

今年度につきましては、分野別に申し上げますと、青少年教育が6講座、家庭教育が6講座、

高齢者教育が6講座、成人教育が19講座、そのほか婚活支援事業が1講座で、合計38講座を実施しております。具体的には、高齢者教育では、愛宕学級、駒止学級、七峰学級及びいきいき倶楽部館岩・伊南・南郷を開設し、グラウンドゴルフ大会やそば打ち体験、文化祭出展の作品づくり等の活動を行っております。

次に2点目、一人でも多くの参加者を集めるための工夫はとのおただしであります、参加者を集めるに当たり、町のお知らせや御蔵入交流館の掲示板などを活用した周知を行っておりますが、講座を実施するためには講師が必要不可欠であり、その講師の日程や対応できる人数、会場の人数制限などを把握した上で講座を実施していることから、参加できる人数や開催回数が制限されてしまっているのが現状です。

町としましては、一人でも多くの方に参加いただけるよう、町民の皆様の要望も伺いながら、講座内容の充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に3点目、デマンドタクシーや送迎用バスなどと連動した様々な講座、教室に参加できるような環境を整備する考えはとのおただしであります、デマンドタクシーにつきましては、町がタクシー会社等と運行に関し区間や時刻の協議を行った上で、国土交通省へ申請し、認可を受けて運行しております。そのため、デマンドタクシーを活用するには運行時刻に合わせて講座を開催しなければならないため、内容が制限され、講師の確保などに支障が生じることが想定されます。今後につきましては、各種講座の充実を図るべく、町民の皆様に開催時間を含めた要望調査を行うなど、多くの方に参加していただけるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

なお、送迎バスの運行につきましては、送迎が広範囲となることから、現状では考えておりませんので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 では、再問させていただきます。

この質問、ほかに何名かいらっしゃいますけれども、先に。中身の内容はそれぞれ切り口が違うということで、私はこの切り口で質問させてもらっています。

毎回この質問はしていきますし、町長の答弁の中にあるように、もちろん大きな一般会計とか、予算もかかるわけだから、ハードルは高いんですけど、僕はここをいつも再問の中で含めてまた主張したいのは、新庁舎が地中熱をつくったりして快適な、議員も、我々この暑いとこ

ろでの経験をしているもので、この地中熱を使った空調設備の中で、涼しい中で事務をできたり、仕事をしたり、こうやって討論したりできる環境というのは本当にお金はかかっているけど快適に、さらにいろいろな考えをぶつけ合ったりできる場所として最高の、箱物と嫌う人はいらっしゃるかもしれませんけど、いい環境で交流スペースもありますし、僕はその延長の中で、今度は町民が肌で感じる、実感できるもの、それがこれだと僕は思っています。

今後どのぐらい先になるか分からぬけど、テーブルに乗せるような答弁もありましたので、さらに主張したいのが、そこに加えたいのがこれがあります、交流館です。

交流館は21年たちました。あの頃箱物は大分嫌われました。何で今さらそんなと、体育館があるじゃないかと言う人もいらっしゃったと思います。しかし、20年経過しながら、あの中でやったコンサートや劇とか、発表会から、あるいは様々な町の大きな800人ぐらいの参加できる行事含めて、式典含めて、あれがあつてどれぐらいみんながすてきな授与式とか、スポットライトを浴びながら、それを考えたら、もちろんここにいる町民皆さんも体験しているわけですから、そういう意味では、箱物と言いますけれども、この健康維持につながるものは私はとても大切な、石川町とか、ほかの市町村でもそういう健康交流センターみたいなものを各地で調べると出てきます。じゃ、次は南会津だろうと僕は思っています。確信しています。

箱物で、湯田はあんな夢のことと言うかもしれませんけど、今回のびわのかげの空調のエアを噛んだ循環器系というトラブルの原因を言っていましたけども、本当に毎回毎回修理しながらやつと去年までは、僕は現地写真も撮らせていただきましたけど、もうぼろぼろです。その中で、この後は修繕だというのも含めて、大規模改修なんていう言葉も町長答弁の中にありましたけど、それで改修し続けながらやるのも検討の選択肢みたいですが、私はもうテーブルとして、この一本化した交流、温水プール含めたほかのリハビリ施設、そういう併設したものが必要だと思うんです。

町長は、今答弁書の中にはさすがに大規模改修とか出ていましたし、あともう1つ、とても気になったことがあって、これが集約に向かって柔軟な発想で検討していく、この柔軟な発想というのを僕はすごく期待しているんです。これに関して、町長としては、柔軟な発想というのはどういうのを含めて入れてくれたでしょうか。入れてくれたというか、柔軟な発想、とてもアバウトな、かといって可能性は山のようにあるような、柔軟なというのを入れたこの理由をお聞かせ願いたい。含むものは何なんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 質問項目の2番に入っているということでよろしいですか。

通年型の温水プールについてはこれまで湯田議員から何回か、前町長時代からご質問いただいて、慎重な答弁をしてきたという記憶がございます。今回、びわのかげ水泳場の使用不能という事態に陥って、まずはびわのかげ運動公園全体の施設の在り方を検討するという考え方おりましたけども、それよりも先に、今回の事案が発生しているという認識でございます。私も現場のほうを見ておりますが、今そのまま改修をして、夏場2か月間だけ提供するプールというのは、どうなのかなというふうに正直疑問に感じているところであります。

全体的に50メートルプールの中に陥没箇所があったり、それから、コンクリートの劣化により亀裂が生じていたり、それから、観客席の欄干が老朽化でもう朽ち果てているというような状況、こういったことを踏まえると、ここに修繕費を入れて今までと同じような活用を図るというの現実的ではないのかなと。そういったことを踏まえると、今後の学校のプールの在り方、町民プールの在り方、そういったものを町職員プラス関係する団体と協議をするという方向が必要だというふうに認識であります。その中で、方向性をもう決めてしまうということじゃなくて、その協議の中で可能性を図りつつ、今後の水泳場の在り方、さらには広く言うと、びわのかげ運動公園の在り方を考える必要がある。そういう意味では柔軟な発想の中で検討すべきだというようなことで、答弁書に入れ込んだところでございます。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、湯田哲議員は、質問項目1、2とやっておられますので、質問項目の1のどこという意味で質問をしてください。答弁者が答弁できないので。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まとまりない質問で申し訳ない。記憶の中でたどると、その言葉が印象的だったので、言わせていただきましたけど、全体的に言ってしまっているもので申し訳なかったと思います。1番、2番、それぞれあって、3番目に飛んでしまったところもあるんですけども。

今町長のほうから、柔軟な中には、ある意味では修繕するのはもう駄目だろと。多分僕も係の人から、これは直したら使えないんじゃないかということは聞いていました。これにお金をかけてあの施設自体、本当に40年たつと、もろに風化されるのは当たり前だし、屋内でもありませんし、冬はもちろん野ざらしで凍ったりするわけだから、傷むのはもちろん予想されるんで。

1つ先ほどの答弁の中に、初めにあって、検討委員会を設置という言葉、これは前も多分皆さんも記憶あると思いますけど、台鞍スキー場の指定管理含めて今後の部分の中で、住民含め

た官民連携の検討委員会によって進めていく、町民の知恵を絞ってやっていこうということなんです。この中の検討委員会、これはとても多分体協とか、様々な教育現場のほうからの方も含めて検討されると思うんです。いろいろな方の知恵を借りながら進めていくんですけど、これを多分5年、10年前に、老朽化しているということを言いながら、あれから7年たっていると、32年が40年になってしまっているから、40年という言葉は割とどの建物とか、施設も、除雪車も含めてもう限界です。僕はここで聞きたかったのは、これは検討委員会、いつ立ち上げるというか、スキーフィールドがあの状態で今リスタートされて、すごく僕も期待して見ていくけども、そういう意味ではこの施設とても重要なので、これも同じような形で住民の検討委員会、町長の答弁にあった検討委員会の予定というか、それについてもう少し考え方を詳しく説明いただければ。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 それでは、お答えいたします。

検討委員会、今ほどの設置の時期というようなご質問かと思いますが、年内をめどに立ち上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでいいですね。

すごくすばらしいと思います。全く本当にそうですよね。今年夏前に突然休止というのが来て、水を入れたらポンプが回らなかつたという中身を僕はちょっと、空調のエアをかむというのは、僕も機械系の人間なので、すごく理解できますけども、その分で言えば本当に突然で、毎年注意しながらやってきた担当者の苦労もあって、限界だということをちょっと耳にした、今回の調査の中であったので、ぜひ目の前で今年、ほかの3つのプールがホームページでは運営できたので、多分こっちからも車で行かれた方、いらっしゃるんだと思いますけども、その意味では今年ということはとても期待しているし、具体的に訊く気はありませんし、今回その検討委員会のほうの中のいい答えを、町長が使用には難しいと言ったら、つくるか、どこかの学校のを使うのかとは思っていないんで、多分総合グラウンドとかあそこのびわのかけ全体の中での構想の中でも含んで言っていたので、ぜひその辺は期待したいと思います。

ここでもう1つ再問ですけども、大規模改修の部分に関して、財政面の施設の管理や効率化を深めながら町民用プールと学校用プールの一体的な活用の集約化を進めてと言いますけど、これに関して、ちょっと深く質問させていただきます。

学校用プール、小学校に3つ、中学校2つの5、町民用が4つで、9つのプールがあって、その修繕がもう毎年700万円でしたか、先ほど答えていただきましたけど、700万円をかけながらであれば、その分を一本化する部分、ほかの分はもう維持するのは難しいという捉え方で一本化する。つまり1つに。町民として南会津町として1つにする。その方向性なんかは今できていますでしょうか。ほかの学校ももう40年近くなつて、修理に全体で700万円もかかっているんですから、これに関する考え方、どうなんでしょう。一本化方向でもう構想の中に入っているんでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

具体的に令和何年度にどうするというような計画は今のところございません。しかしながら、議員おただしのように、令和6年度は約700万円の維持管理費であったんですが、令和4、5、6年、3か年平均にしますと800万円程度かかっております。さらに、10年ベースで見ますと、修繕費の多額であった年もありますので、そうしますと、10年平均で見ますと、1,000万円ぐらい年平均かかっているというような形になります。

したがいまして、このまま今のプール数を未来永久的に継続するというのは難しいというふうに考えておりますので、大規模な何百万円とか、何千万円ぐらいかかるようなそういった修繕が見込まれるような場合については、今の施設を直すほうがいいのか、さらに集約したほうがいいのかとか、そういうのをその都度検討していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 1番と2番混同になってしまっていますけど、これはご了解いただきたい。本当は大きな1番で全部いこうかと思ったんです。プールも含めて、こういうプールの休止があって、いくときには町民一本化の中の部分で聞こうかと思ったんですけど、やはり一つほかのリハビリ施設とか、フィットネスとか、様々な健康施設、子供たちの広場ですか、そういうのを含めて、遊具など含めてやる部分の総合であって、年間通じてというものはこの中に入っている。まさに仮称でありますけど、みなみあいづ健康館という形でみんながそこに、教育長のほうの質問の「今日行く」場所として選ばれる大きな鍵になると僕は思って、強く毎回この質問をさせていただいている。

ここの部分でいうと、今教育のほうから言っていただきましたけど、やはり修理ではなくて一本化しながらという方向が現実的であろうということで言っていただけますし、その中には検討委員会の中で、この後検討委員会で考えていくんでしょうけど、そこには、確認ですけど、

どんなメンバーが入る予定なんでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

現在検討委員会の構成につきましては、庁内の関係課プラス外部の水泳場利用が見込まれる団体、あと施設の指定管理者、現行ではございますが、プラス小・中学校等々を構成員に想定して現在はおります。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そういう意味では、具体的なテーブルに乗るような感じで聞こえました。目の前のことですから、だから、ポンプ車数千万円で更新したり、除雪用ドーザも数千円で、もう40年たっているんですよ、もう40年たって部品もないんですよというふうなよく予算に上がってきます。考えてみれば、ものは違うかもしれませんけど、40年以上たつたら、更新というのはもちろん莫大なお金がかかりますけども、庁舎がこのような形で、町民含めて交流のスペースがありますけども、こういうものが出来たり、御蔵入交流がああいう形でみんなの情報の交換だったり、文化の発信の場だったりする部分ではすごく僕は期待していますので、ぜひこの検討委員会に期待しています。この中で前向きな、あるいは一本化という中も答弁の中にありましたし、そんな意味ではすごく期待しておりますので、ぜひ実現してほしいなと。

まとまっていないので、1番、2番のことを言っていませんけど、その分だけは伝えたかったので、その辺でこれ以上深掘りしません。ぜひ検討をお願いしたい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員は南会津町1か所に一本化というふうなお話をされているかと思いますが、そこについては、地域性を加味しなければならないと思いますので、現時点で一本化しますということは私の口からは言えないなと、このように思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 深掘りじゃなくて、いいほうに取ってしまって申し訳ない。でも、それは理解していました。

それでは、教育長のほうの質問にいきたいと思います。

全く抽象的なタイトルで、本当にいつも恐縮してしまうんですけど、これは昨年秋の「グロースの翼」という番組で見ていたらば、83歳の土屋さんという方が経営コンサルタントで、

ある別な主人公というか、そちらの方の高齢者的人材派遣、そういうものが生きがいづくりの中で土屋さんが言っていた言葉がそれだったんです。大人には、高齢者には、さらに今日行くところがあれば元気でいられるだろうと。さらに加えれば、そこには「今日用」という言葉もありました。つまり今日の用事です。今回は、余り湯田議員が「今日用」だの「今日行く」だのやっていると、笑われるから「今日用」のほうは抜きました。今日行く場として、分かりやすいと思ったので、今日の用事はやめて今日行くだけにしましたけど。

僕は自分自身と照らし合わせればまさにそうです。昔は役員をやったり、何かやったり、消防団をやったりしているから、今日行く場は山のようにありました。だから忙しくて忙しくて、どれもどっちつかずだったかもしれないんですけど、どうしても70歳近くになると、行く場が半分から3割程度に減ったかもしれない。そういう意味では、この今日行く場は高齢者が元気であるためにはとても必要なんです。つくってでも行けよというのは、その土屋さんが、そんな言葉では使っていません、もっとすてきな彼が言っていたので。そういう場所をつくってあげれば、いつまでも元気でいられるんじゃないのかなというふうな形で、丁寧に言ってくれたんですけども、その中で、教育長、僕はこれまでにも同じような質問をしています。町民の出番をつくるような機会をやってと、同じこともしているんです。このような流れで言いました。つまり交流の講座は何をやって何々といって質問しているんです。

だから、ぜひそういう意味では、職員の負担もあるし、時間もあるし、みんなが参加できない、工夫のこともとても期待しています。そういう意味ではいろいろな時間に合わせながら、アンケートを取って進めるということを教育長、言っていましたので、その意味では、この部分に関して教育長が実感する部分で、我々の、自分は教育長という立場だからもう出番は、あるいは行先は山のように、もちろん毎日毎日こっちに来なければならないんですけど、この教育の場、言葉の語呂、馴熟落かもしませんが、今日行くに関する考え方、感想はどうでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 青少年教育とかいろいろありましたけど、今回は高齢者教育に限定でお話をさせていただきますと、先ほど申しましたとおり、愛宕学級だったり、駒止学級等々ございます。その中で、いろいろな報告を受けています。その中でいろいろな写真なども見させていただくと、本当にもう皆さん生き生きとして笑顔でやっています。その中で感じるのは、先ほどおっしゃった触れ合いです。

お互いにお友達と一緒にやる、その中に今度やりがい、例えば文化祭に色々の作品をつくる。

その中でやったという達成感とか、充実感とかそういういたやりがい、最後にそれが生きがいにつながっていくというんですか、その生きがいの中では、高齢者がよく小学生とふれあい学級なんかやります。保育所の子供たちともやります。その中で自分たちが昔遊んだコマだり、そういういた遊びを孫と同じような子供たちに教える。そういういた社会奉仕、社会貢献活動にもつながるというんですか、そういういた活動で生きがいにもつながっていくというまさにふれあい、やりがい、生きがい、そういういた活動が高齢者学級なので、そんなふうに今感じるわけです。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 町長から生きがいという言葉がありましたけど、本当に生きがいなんです。僕は時々高齢者の方で訪問するとか、話す方がいらっしゃると、年に一、二度しか行かなくて本当に失礼なところもあるんだけど、もう前は主人が元気なときは、主人は亡くなられた方ですけども、行く場所が減ったと。友人も80歳前後なので、だんだん減っているので、いつもお茶飲み先が減ったり、もうほとんどしゃべらないで一日過ぎるなんて話も聞くと、そういう人はもう体力的には元気なんですけど、そういう意味ではその人を引っ張り出すというか、そういう仕組みを僕は町に期待しているんです。

それは町の政策でもそうです。生涯学習課のほうでやる担当かもしれませんけど、デイサービスで健康の部分でやっていますよね。毎日2回行く人とか、保健センターで、健康館のほうですけども、ああいう意味の部分で、健康的な部分でああいうサービスの延長の中で、70代で元気なんだけど、行き先がない、今日行く場の部分で気楽に参加できる。だから、デマンドタクシーとの連動なんていう言葉を使っていますけども、本当はそういう意味では、出して、少しでもしゃべるだけでいい。友達と会って、あるいは、初めて館岩の人としゃべったら面白かったわというそういう場もいいんです。僕はそれだけでいいと思っているので、そこで集まるような、この指とまれみたいな部分の場をつくってほしいという意味で言っているんです。

だから、この数、三十何回とか、本当にやっているのはもちろん実感しているんですけども、行きたくても行けない人たちがいるので、その人たちにやさしく、こんなぐらいだったら行ってもいいなとか、そういう流れで僕は言わせていただいているんです。そういう部分に関しては、この70学級をさらに何とか数を増やしたいなとは思っていない。みんなが気楽にやる仕組みとか、交通の便で、今回町の送迎バスで全体で20人、30人でやりたいみたいな部分をもう1つ何か、この学級と、プラス気楽にやる何かを僕は期待しているので、ぜひその辺の認識を、教育長に期待しているので、教育長はどう考えていますか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私もいろいろな講座、レポートを、報告なんかを受け取りますけども、足の面と、それから、要はプログラム、魅力あるプログラムを提供していくとか、それも非常に大事なことだと思う。それが参加者を多くすると。1つは食、食べ物です。そば打ちなんてまさにそうですけども、あとはスポーツ、グラウンドゴルフであったり、輪投げだったり、そういう体を動かす。あとは、旅ですね。研修旅行という形で昨年度は新潟に行ったり、また只見のほうに行ったりと。そういういた魅力あるプログラムの開発というんですけど、非常に大事な点かなと、そんなふうに感じております。

あと、気軽にという形では、デマンドタクシーもありましたけども、先ほど私が申し上げたとおり、なかなか時間を、移動するというのはなかなか難しい面がありますので、限定されるといいますので、その時間に合わせたデマンドタクシーを利用して交流館に来ていただくと。そういうことも非常に可能だと思いますので、また、どうしても難しい場合は、これは社会福祉協議会のほうになりますけど、ふれあいサロン、まさに地区に週何回か、月何回かやっているということなんんですけど、うちの区でなんかも、そういう形で簡単な体操をやったり、ゲームをやったりと、まさにおしゃべり感覚で井戸端会議的な集まりと、そういう場を設定していくというのは、我々生涯学習課の使命だとは思っていますので、今後とも努めてまいりたいと思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 今教育長のほうからふれあいサロンの話、うちの針生地区もやっています。毎週木曜日ではよく、今月はここだからなんていって、必ずうちのかみさんも出させていただいています。楽しみですよね。出番が減った中ではそこに行って誰かに会えるというので、お茶飲みだから、玄関を開けるよりはそこだったらみんなが集まるし、じゃ、そこで何か、こじつけではないけど、誰々がいつも来るから会いに行くというのはよく楽しみにしている。交流で、教育長が言わされたとおりですので、そういう意味含めて、歴史探訪とか、管内の小旅行みたいなもの、結構耳にすることがあります。写真教室とか、小林先生のそういうものを見たりしますけど、そういうのは考えてみれば、今日行く場、今日行くの場所を町がつくり上げながらそこに一人でも多くの方が参加できるようなチャンスをつくっているんだと僕は思います。ぜひ出て来いよと強引には手を引っ張るのは、これは問題があるかもしれないんだけど、本当に面白いよというのが口伝えになって、そんな出る機会の多い町、そういう施策、事業をぜひつくってほしいなど期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、健康福祉課長より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 午前中の2番議員からの一般質問の中で、高齢者見守り支援事業について、訪問は週1回と答弁いたしましたが、正しくは月1回の誤りでした。この場でおわびして訂正いたします。

○山内 政議長 ただいまの健康福祉課長説明のとおり、ご了承願います。

◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 それでは、午前に引き続き、一般質問を行います。

4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。通告に従い、これから一般質問します。

質問は、農業政策について5項目です。

わが町の農業政策の現在地は。

農業を取り巻く環境が目まぐるしく変わりつつある今日、温暖化による異常気象、米不足による備蓄米の放出、鳥獣による人的被害の増加、資材・肥料等の価格高騰の課題があります。

そこで伺います。

1つ目、就農人口が年々減少していく現在、遊休農地は増加の一途に至っているが、町として施策や対策をお示しください。

2つ目、担い手不足が以前から取り上げられ、問題視されているが、町の考えをお聞かせください。

3つ目、鳥獣対策の点でクマによる被害が各地で増加し、人的被害にまで至っています。町民に対し、どのように注意喚起し、周知しますか。

4つ目、令和の米騒動といわれ、社会現象までなっている米不足。主食用米の本年の概算金に対する新聞報道によれば、高値で取引となることの報道がなされ、ようやく生産コストに見合う価格設定になったと感じています。一方、国はこれまでの主食米生産調整から増産へと180度方向転換されました。このことにより、米の値段がどのように推移するか、農家の皆さんには注目されています。主食であるお米を今後も生産していくために、改めて町長としてどのように取り組まれるのかお聞きします。

最後5つ目、物価高騰が続いている中、農業資材、肥料も例外に漏れず高止まりの状況であり、生産者の経費負担も年々増しています。農業が持続可能な産業となるためには、農業経営の強化が必要です。町として対策があればお示しください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、わが町の農業施策の現在地はの1点目、就農人口が年々減少していく現在、遊休農地は増加の一途をたどっているが、町として施策や対策を示せとのおただしをいただきました。

遊休農地の発生は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の環境条件、鳥獣被害による耕作意欲の低下など、多様な要因があるものと認識しております。

本町の対応といたしましては、農地法に基づき、農業委員会において毎年1回農地パトロールを行った後、遊休農地の所有者に対して今後の利用意向の確認を行った上で、農地中間管理機構への情報提供を行うとともに、農業法人や地域の担い手等へ情報をつなぎ、遊休農地の増加抑制に努めているところであります。

また、遊休農地を解消する事業といたしましては、遊休農地を引き受けて作物生産を再開するための再生事業を行う担い手に対し、南会津町農業再生会議において、福島県の遊休農地等再生対策支援事業を活用した支援に努めているところであります。

次に2点目、担い手不足が以前から取り上げられ、問題視されているが、町の考えはとのおただしでございます。

町といたしましても、基幹産業である農業の担い手の確保、育成は、重要な課題であると認

識しております。担い手の確保については、新規就農者確保の取組として、南会津農林事務所等の関係機関、団体と連携し、就農相談会の開催や就農フェアへの参加などにより、就農希望者の掘り起こしに努めているほか、就農に際し必要な研修制度や支援制度の充実に努めているところであります。

また、地域農業の中心となる担い手に対し、補助事業による支援や農地の集積、集約を促進することによって、農作業の効率化につなげるとともに、人手不足解消を図っております。

これらの支援を継続的に推進することで、担い手の確保、育成を図り、本町の農業の持続的な発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に3点目、鳥獣対策の点で、クマによる被害が各地で増加し、人的被害にまで至っています。町民に対してどのように注意喚起しますかとのおたたしであります。本町では、クマの出没情報を受けた際、出没した周辺地域に対し、防災行政無線による注意喚起を行うとともに、町鳥獣被害対策実施隊を現地に派遣しております。

また、事前の対策としましては、クマの出没が多発している箇所に看板を設置するなど、注意喚起に努めているところであります。

次に4点目、主食であるお米を今後も生産していくために、町長としてどのように取り組まれるのかとのおたたしであります。町では、これまで主食用米について、福島県が示す生産数量の目安を農家の皆さんに提示し、需要に応じた生産、販売に向けた取組を推進してまいりましたが、先月、国は増産にかじを切る方針を示したところであります。

今後新たな支援制度が国から示されると考えられますので、国の動向を注視し、支援制度の内容が示された際には、農家の皆さんに広く周知するとともに、中山間地域において今後も営農を継続していくよう、引き続き農家の実情や生産コストを反映した適正な価格形成、国による支援の拡充を訴えてまいります。

次に5点目、物価高騰が続いていると認識しております。これまで農家への支援策として、令和2年度、3年度には新型コロナウイルス感染症対策として緊急支援事業を、令和5年度には肥料高騰緊急対策事業を実施した経過があります。

今後も農業経営に影響を及ぼすような事態になれば、有利な財源確保を念頭に置きつつ、本町独自の支援策を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 再質問に移らさせていただきます。

まず、1つ目の就農人口の減っていく中での遊休農地の問題なんですが、町長の答弁もありましたように、遊休農地の中でも景観を害する土地、例えば、道路に面している遊休農地などを、先ほど町長もおっしゃいましたが、遊休農地再生対策支援事業の活用の支援を大いに使っていただいて、活用していただいて解消していただきたいと思います。特に1番目の再質問はございません。

2番目の担い手不足の質問の件なんですが、角度を変えて考えると、新規就農者、担い手が増えない。なぜ新規就農者、担い手が増えないのかを考えると、安定した収入を得ることが難しいと考えていることによるあきらめと、私は考えられると思います。ですから、安定した収入を得るためにには、ある程度の生産物に対して保証が必要と考えますが、その点に関してはどう考えますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、農業を持続可能な産業とするためには、一定の収入が必要というところの部分については、そのとおりであると思います。そうした場合に、農業の場合については、気象条件等々で収量の差が出てくるというところの部分と、今年に限って言いますれば、渇水というような形で、稲作についても小泉農業大臣がおっしゃったように、渇水対策をしていくというようなところで、気象条件による差もあるというところではありますし、また、市場においては、価格の部分で豊作であれば低迷をしますし、供給のほうが滞っていれば保存するというようなところで、農業の生産コストに見合った価格の提供というのがなかなか難しい産業であるということも認識しております。

そういう意味では、セーフティネット的なところの部分の対策の充実というところでは、収入保険というような制度もありますが、それと加えまして、これまで以上に生産に対して安定的な供給ができるような対策の部分で、高温対策といったものもきちっと取り入れながら、安定した収量、または安定した経営対策というものを確立していきたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 分かりました。

では、3番目の鳥獣対策について再度質問させていただきます。

まずは、今年度の本町が確認している鳥獣の捕獲数及びクマの目撃件数は何件ありましたか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

答弁がちょっと逆になって申し訳ないんですが、まず、目撃件数というか、町に寄せられた情報の部分でいきますと、令和7年度の8月現在でいきますと22件というふうになっております。

また、捕獲数につきましては、8月末現在で36頭となっております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 数に関しては了解しました。

先ほどの答弁により、防災行政無線による注意喚起とおっしゃっていましたが、それは当然のこととて、町の実施隊を派遣することをおっしゃっていましたけども、実施隊の方も仕事を持っている方が多くて、急な派遣要請は今後の課題になると思うんですが、その点はどうですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

今野生鳥獣を担当する職員、または町のほうで雇用している会計年度任用職員の方も専門員でいらっしゃいます。どちらの方も猟銃であるとか、わな免許を持っている方がいらっしゃいますので、実施隊の方が週2回パトロールをさせていただいておりますが、そのパトロール以外の日につきましては、そういった職員の方を派遣させていただきまして見回りをする、場合によってはわなを仕掛けるというような対策をとっております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 分かりました。

それと、先日、田部地区高齢者介護施設で被害を被っていることは承知しているとは思いますが、起こったことに対して、喫緊の課題ではないかと考えます。今後どういうふうにそういった施設等、例えば高齢者の方にどういった発信をしようと考えていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

先日土曜日に事故が発生した施設内のクマの侵入といいますか、そういったものには大変ショッキングな事件として捉えております。また、県内におきましても、人家等への侵入という

もの等もたびたび報道されているところでございます。そういったところでいきますと、共通の課題等の部分もあるかと思いますので、そういった点からいければ、県の振興局のほうと連携を取りながら、今後十分な対策のほうを構築していきたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ちょっと質問を変えます。

9月1日よりクマによる人的被害対策として、一定の条件を満たせば自治体判断で市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が施行されました。しかし、当事者によれば、市街地での銃猟は厳しいと伺っています。むしろその方によれば、注意点、先ほど言ったように注意喚起をして周知徹底したほうがよいではないかという声もありますが、どうお考えですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

議員のおただしのように、まずは予防策の部分を万全に取るというところが大事かなと思っています。その場合に、それをしていても野生動物でありますので、出没が起り得るを考えられますので、そういった場合には、先ほど改正法によりまして、市街地での猟銃の発砲というのも自治体の判断ができるような法改正になったということも承知をしております。

でも、その際に4つほどの要件がございまして、ハンターさんの責任の度合いの軽減というのも必要ですし、場合によっては建物等の被害というところも想定されますので、そこについては慎重な対応になるかと思います。

町のほうとしましては、そういったところについては、ある程度一定のガイドラインが必要かと思っておりますので、そちらについては早急に構築してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ガイドラインの設定など、よろしくお願ひしたいと思います。

今度は大きな4番、主食用米の件に関して質問させていただきます。

我が町では、米は主食用米と酒米があります。それで、主食用米については分かったんですが、酒米についても、主食米の価格高騰を見越して酒米の生産量を減らし、主食米の生産を増やした農家さんもいらっしゃいます。酒米については早生種ということもあり、昨年は例年並みの単価で取引でした。生産農家からは、主食用米並みの単価となるよう要請があり、県酒造組合でも主食用米同等の価格取引とする回答があったと聞いています。しかし、急激な価格高騰となると、逆に酒蔵での販売を心配しています。消費に価格転嫁がどこまでできるか、昨年G Iを取得していることもあり、今後どのような対策を講じるのか伺います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

先日県知事の9月県議会における報道等がなされたところでございます。その点におきまして、公的市場米に対する酒蔵の支援というところについても触れられておりました。その概略については、今後多分予算の中で精査されて、県議会において承認されるものと承知をしておりますが、そういった点でいきますと、酒蔵の支援が県のほうであるというふうに伺っているところでございます。

また、新聞報道でありますが、国の概算要求の中で、酒米に対する支援ということもありますし、複数年契約、3年以上契約する場合については10アール当たり3万円の支給というような仕組みのほうも承知をしているところです。いずれにしても、予算が確定した場合につきましては、町のほうにも多分情報等がお知らせされてくると思っておりますので、そちらを関係団体等に周知をしていきたいと考えているところでございますし、または、場合によりましては、町のほうでもその支援を考えていきたいと思っていますが、まずは国・県の情報を取り、そちらのほうを関係者の方にお流しするというようなところで尽力してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

酒米については、町の生産農家の方も非常に危惧されておりまして、5月9日に開催されました町の農業再生協議会でも、今は主食用米のほうは何とか高くなつていいんだけども、酒米のほうがどうなるか不安だというような生産者の悩みを直接お伺いしました。私のところで、そういった経過があったもんですから、福島県庁を訪れて農林水産部のほうにもそのお話をし、対策を講じるように、また、東北農政局の福島県拠点、これは国の機関ですが、こちらのほうにも行って農家の悩みをお伝えしてまいりました。

農林課長、答弁申し上げましたが、福島県の酒米支援ということで、つい最近の新聞報道にありましたけど、2分の1をその補助額としてこの補正予算に上げるというような中身で、一定の対策が講じられるのかなというふうに思いますし、酒米の生産農家については、買い付け価格を上げるというような情報も聞いております。それが幾らかはちょっと把握しておりませんが、そういうふうに一方では生産コストに見合う買い付けの動きになっている。それによって酒蔵さんのほうが影響が出る。それについては県のほうの対策が講じられるというような情報でございます。

我々としてそれらを注視しながら、生産、それから、一方では特産品の酒づくりのほうはどういう影響が出るのか、今後の動向を推移して、必要に応じて対策を講じるという必要性を感じているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

少し余談になるんですが、先月下旬に会津17市町村の56名の議会議員の有志で構成されている会津農業振興議員連盟という会があります。そこで総会が行われましたが、我が南会津議会からは、私を含め1期議員6名が参加しております。総会で会津坂下町出身の農林水産省大臣官房生産振興審議官の佐藤審議官から、米政策の推進状況についてということでお話をされました。農水省の大臣の直属のナンバー2と、今米生産チームのリーダーという方なんですが、内容は、そのときおっしゃったのが、米政策の今後の方向性、需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や耕作放棄地も活用しつつ、増産にかじを切る政策への移行、農地の集積、集約、大区画化やスマート農業技術の活用等を通じた生産性の向上、最後に、水田政策の見直しなどが挙げられていました。

しかし、我が町は中山間地でもあり、国が考える方向性にそぐわないと少し私は思いますが、どうお考えですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

国の農業政策が本当に大きく今変わろうとしております。それで、我々も情報をいち早くとつて、それを農家の皆さんにお知らせすると。それで足りない分については、町からの国への制度の提言、そういうったものも必要かというふうに思っております。

新聞報道によりますと、猛暑が続く中で高温に耐性のある品種を導入するんだというようなものもございます。それから、省力化を進めるために、乾いた田んぼに直接まく、乾田直播というような農業栽培、これは効率化を図って農作業を軽減するという、収量は落ちるという情報ですが、そういうった話もございます。それから、種もみの複数年調達ということで、増産に切り替えるための準備をするというような動きが連日の新聞報道で私も認識しているところであります。

議員言われたように、それがこの中山間地域でどれだけ効果的なのかというのは、農家の意見も聞かないと分かりませんし、この前農林水産部にお邪魔した際にお話ししたのは、そういった情報をいち早く届けていただきたい。それから、農業技術、農産品の生産技術に専門的知

識を持っている普及職員の方に、現地に入っていただいてアドバイスをいただきたいというようなことを重ねてお願ひしてきたところであります。

町といたしましても、今回の農業政策の大きな変更は、この地域で農産物の生産をしている方々に大きな影響を与える可能性がありますので、引き続き注視するとともに、関係機関へしっかりと要望していきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ありがとうございます。承知しました。

町長がおっしゃるように、中山間地域だからできる政策を農家、農業従事者とともに今後考えていくべきなというふうに思います。

最後に、5番目に挙げていきました物価高騰の件なんですが、特に再質問はありません。

答弁の中ありましたように、本町独自の支援策を講じていただきたく、それと、今年の豊作を願いつつ、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 それについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

2025年産米のJAの概算金の価格が発表されました。結構高い金額で、県内どこでも、農家にとっては再生産につながる価格だというふうに好感を持って受け止められています。一方で、これが来年以降継続されるのかという不安もおありだというふうに思っております。

このJAの概算金の中で、JA側の説明の内容を見てみると、諸物価の高騰も今回の概算金の中に含めているというようなお話がありました。これは今後の農業生産に対する資材、それから、肥料等の価格高騰についてどういう影響が出るのか、これについては、町のほうでも注視はしていますが、とにかくこういった市場価格でそれが反映されるのが望ましいと考えておりますので、影響の度合いを把握して、対策が必要であれば、有利な財源を見つけながら対応していくというような基本的な考えを持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。

◆

◆ 渡 部 訓 正 議員

○山内 政議長 次に、15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○ 15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。これから一般質問をさせていただきます。

大きく2つの項目について質問いたします。

まず1点は、ナラ枯れが本町も急増しているが、対策、検討は。

令和7年8月20日付の福島民報1面トップに、カシノナガキクイムシが媒介する菌で枯れるナラ枯れが県内に急増しているとの報道がなされました。

報道では、県内7行政圏域別の被害量が出されました。全県被害量の5割以上が当南会津郡3町内で発生していることが出されております。

1点目、南会津管内の被害量は、2022年度が5,809立方メートル、2023年度5,870立方メートル、2024年度1万955立方メートルと報道されていますが、うちの管内の全部で4町村ございますが、うち3町村でこの被害が入っているという報道も入っています。

3町別、南会津町、只見町、下郷町の被害量の内訳は、県で取りまとめていると思います。町で把握していますか。

2点目、3町別の年度ごとの被害量を聞いてるのは、ナラ枯れ被害の拡大状況を知りたいというふうに考えたからでございます。南会津町には当初ナラ枯れ被害は少ないと聞いていましたが、急速に拡大していると思います。一応皆さんもご存じのように丹藤の裏山、あと長野向の県道沿いの斜面、そして、黒沢の山腹斜面、そして、南郷地域のほうも大分被害が出ているという現状でございますので、これについて知りたいということで、今ほど言いましたように、南会津町は少ないとということなんですが、急激にナラ枯れが進んでいるという状況にありますので、今後の被害区域拡大の見込みはどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目、被害発生区域内では、これまで各種対策工が実施されてきたと思いますが、事業効果はどのようにあらわれていますか。

4点目、現在ナラ枯れの被害が田島地域、先ほど言いました丹藤地区の山腹斜面、そして豆渡地区の国道反対側の山腹斜面が急激に枝枯れが目立つようになり、町民から大丈夫かといった不安の声が出されています。町広報等でナラ枯れの説明や樹木には近づかないようなど、注意、呼びかけをしてはどうですか。

5点目、新聞報道によりますと、県担当課（出先農林事務所も含む）では、市町村だけでは初期の対応に限界があるとし、発見した際の早期連絡を呼びかけるとともに、農林事務所などを通じて薬剤を使わずに個人でも行える防除法などを広く周知していく構えだというふうに記

事の中に述べられています。

このように述べていますが、町内のナラ枯れの状況を見ると、急斜面のため現地に入ることが困難な状況にあるのではないかというふうに考えます。町はどのような指導を行っていく考え方をお聞かせください。

6点目、今回の新聞報道では、原発事故影響、山林整備停滞要因かと報じられています。以前、原発事故発生後、南会津管内は県内で唯一原発事故による放射線の影響は少ないので、南会津産シイタケホダ木のブランド化に向け、取り組んできたんではないかというふうに思います。今回のナラ枯れの対応策の検討に当たっては、町だけでなく、県・国をはじめ、関係機関が一体となって対応策を見出していくことが必要ではないかというふうに思いますが、町はどのように考えていますか。

次に、大きな2点目です。

特殊勤務手当の支給はということで、先ほど私の前に一般質問した獣の被害の対策関係で、聞いておりましたけど、獣による被害などが連日のように町防災無線などで流されてきます。ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、サルなどは、直接人体に被害が及ぶことが想定されます。特にツキノワグマは人間より大きな体格となり、わなで捕獲してもわな自体が壊される危険性もあります。最大限の注意を十分に払うことは当然ですが、その担当している捕獲した獣の後始末を行う際は、危険手当というものが制度的にございますので、支給すべきというふうに考えますが、町の考えはどうですか。

壇上からの質問は、以上で終わらせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ナラ枯れ対策検討に関する1点目、南会津郡内の被害量が報道されていますが、3町別の被害量の内訳を町で把握されていますかというおたたしをいただきました。

南会津郡内のナラ枯れ被害調査は、県と郡内町村が共同で行っております。また、3町別の被害量の内訳につきましては、県で調査結果を取りまとめた後、南会津地方森林病害虫等被害対策連絡協議会が開催され、3町の被害量及び被害状況について情報共有をしているところであります。

その数値ですが、令和6年度の速報値ですが、本町が1,471立方メートル、只見町が9,357立方メートル、下郷町が127立方メートルとなっております。

次に2点目、南会津町管内の今後の被害拡大の見込みはどのように考えていますかというお

ただしでございますが、本町では、これまで南郷地域を中心にナラ枯れ被害が確認されておりましたが、令和6年度に入り、特に田島地域の丹藤地区や金井沢地区において被害が拡大しているとこが確認されております。

なお、被害が発生しやすいコナラやミズナラは町内で広範囲に分布しているため、現在ナラ枯れ被害が確認されている地区の周辺にも被害が拡大するおそれがあると考えております。

次に3点目、被害発生区域内では、これまで各種対策工が実施されてきたと思いますが、事業効果はどのようにあらわれているかとのおただしをいただきました。

本町では、令和3年度から県の里山林保全対策事業を活用し、南郷地域の山口地区、界地区、片貝地区、台板橋地区においてナラ枯れ被害木に粘着シートを貼り付け、成虫のカシノナガキクイムシを捕獲する粘着シート被覆工法と被害木を伐採、玉切りし、集積した木材をシートで被覆して薬剤処理を行うことで、カシノナガキクイムシを殺虫する伐倒薰蒸工法を実施してきました。これにより、令和6年度までの4年間で被害木492本に対して駆除を行い、合計で4万7,648匹のカシノナガキクイムシを駆除したことを確認しております。

しかしながら、増加し続けるカシノナガキクイムシの抑制には至っていないのが現状であります。

次に4点目、町広報でナラ枯れの説明や樹木には近づかないようなど、注意を呼びかけをしてはどうかとのおただしをいただきました。

町といたしましては、引き続き現地確認や被害監視等を行い、倒木等による二次被害や人身被害につながるおそれのある場所への立入りにつきまして、広報紙等で注意喚起をする予定でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に5点目、町内のナラ枯れの状況を見ると、急斜面のため、現地に入ることが困難な状況にあることから、町ではどのような指導を行っていく考え方とのおただしをいただきました。

ナラ枯れ被害への立入りにつきましては、森林所有者の判断によるものと思われますが、枯れ枝の落下や倒木、さらには鳥獣との遭遇など、森林には様々な危険が伴うため、県や関係機関と協議の上、森林所有者に対する適切な指導方法について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に6点目、今回のナラ枯れの対応策の検討に当たっては、町だけではなく、県をはじめ関係機関が一体となって対応策を見出していくことが必要ではないかと思いますが、町としてどのように考えていますかとのおただしでございました。

ナラ枯れの対応策につきましては、被害が広範囲に及んでいることから、局所的な防除措置

では効果的な被害対策になりにくいものと考えております。今後につきましては、国・県の指導を仰ぎつつ、近隣町村との情報の共有を図り、効果的なナラ枯れへの対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、特殊勤務手当の支給はに関して、ツキノワグマなど、捕獲した獣の後始末を行う際は危険手当を支給すべきと思いますが、町の考えはとのおただしをいただきました。

本町の職員の特殊勤務手当につきましては、南会津町職員の特殊勤務手当に関する条例において、著しく危険、不快、不健康または困難な業務、その他の著しく特殊な業務で給与上特別の配慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するとされており、現在は防疫作業と行旅死亡人処理業務に従事する職員に対して支給しているところであります。

捕獲した獣の処理につきましては、通常電気止め刺し機を使用しておりますが、議員おたしのとおり、ツキノワグマなど、大型で狂暴な獣の処理につきましては、場合によっては銃を使用することもあるなど、危険を伴う業務であることは認識しております。

町といたしましては、他市町村の取扱い状況を把握しながら、手当の支給について今後検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 再質問させていただきます。

今ほどの回答の中で、できるだけ前向きな答弁をいただいておるんですが、このナラ枯れの被害量というのは、本当に南会津管内を見た限りでも、この二、三年が急激に増えてきたんではないかというふうに思います。

それで、国なり、県なりの打合せというか、そういうような会議のもたれ方というのは、どのような形でもたれているのか。ちょっと参考になればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からは、首長が関連する会議についてお話をさせていただきます。

林野庁関東森林管理局が主催をする会議で、毎年、会津地区国有林野等所在地元市町村長有志協議会という会議が開催されます。これは国の林野政策の説明だったり、それぞれの地域が抱えている課題についての意見交換会でございます。

昨年1月9日に会津若松市で直近開催されておりますが、その際に、南会津町長としてこのような発言をいたしました。

町内において年々ナラ枯れ被害が拡大している。南会津支所、これは森林管理署の支所です。南会津支所で実施している丸太によるカシノナガキクイムシの誘因捕殺の効果とほかの有効な対策法があればご教示いただきたいというようなお話を申し上げ、森林管理署南会津支所からは、丸太による誘因捕殺は一時的に他の健全木への被害拡大を抑えることはできるが、根本的な解決には至っていない。更新伐採等により被害林の更新を図ることは地域における被害の未然防止に有効であると考えるというような回答でございました。

これについて、南会津町もそうですが、近隣の市町村も同様な被害を受けているということから、ある意味南会津町の被害状況をご説明するとともに、関係する自治体への情報の共有化が図られたというふうに認識をしております。

しかしながら、抜本的な対策を講じるというのは非常に難しい案件であるというのは、新聞報道にあって、先ほど議員からご紹介されたとおりであります。

町としては引き続き情報収集に努めて、タイムリーな情報を町民の皆さん、または森林所有者の皆さんにお伝えするということに尽きるのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今町長から国との打合せ会の検討なりを聞かせていただいて、本当に今現状は、飛ぶものでどこに入るかというのが分からぬ。ただ、食害の跡というのは大きな40年生以上です。若いナラ類には余り入らないと。そして、結構高林齢の樹木の根っここのところに入って、そして、周辺に食べた、穿孔するときに出す粉、木くずみたいなものがずっと木の周囲にあるから、それで分かる。ただ、そのときにはもう入っているんですね。だから、本当に食害対策というのが大変なんですが、気づいて、そして、近場のところ、例えば道路が入っているところとか、そういうところは中心的に防除対策というか、被害木の対策というのをやっていくことは必要ではないかというふうに思うんですが、町でどのような形のものを具体的な考えて、これから取り組んでいく考え方、その内容について決まっているものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁でもありましたが、カシノナガキクイムシがコナラ等の樹体の中に入りこんで、これが卵を産みつけて、翌年度ふ化したものが6月、7月にその木を抜け出して違う木に

移り進んでいくことによって被害が拡大をしていくというようなメカニズムになっておりますので、基本的にはカシノナガキクイムシを抑え込むということ、その部分を対策としては挙げられております。

そういう意味で、粘着シートによる被覆でありますとか、または伐倒した木に入り込んだカシノナガキクイムシを飛散させないように薰蒸をして殺虫をするというような方法が、大まかにはそういうものがオーソドックスな対策になっておりますので、そういうところの部分を実施をしていきたいと考えておりますが、なかなか広範囲に広がったときに、カシノナガキクイムシのどのぐらいの虫がいるかというところの部分もまだ把握ができていないところなので、基本的にはそちらの部分のなかなか効果が薄いというところの部分もありますが、そういういた展開をしていきたいなど考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 この虫を相手というか、そして、山林の急斜面のところでの食害対策、被害木の対策というのは限られた中で仕事をせざるを得ないということで、本当に大変かとは思うんですが、その道路の私は一番現在災害が起こっているところで、敷地内に入ることが可能なのかどうか、足でそれぞれが入っていくというのは大変だと思うんです。道路があるところはちょっとそういうところに被害対策工を導入をしていくというふうなそういうのに絞りながら、対応していかざるを得ないんではないかというふうに思うんですが、ちょっと先ほど課長から、町のほうでの話の中で、そういうところについてはどういうふうに、ちょっと個別の小さな範囲というふうになるかもしれません、あきらめないで対応していくということが大事だと思いますので、そういうのももう少しプラスアルファの考えがあれば、聞きたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

被害木につきましては、山の種類については、民有林の中には町の山もありますし、私有林のものもございます。基本的に今まで実施してきているものについては、町有林を主にしてきたところでございまして、私有林につきましては、所有者の承諾を得るという場合の部分と、場合によってはそちらを森林組合等が代わりに実施をしていくというようなところのすみ分けをしていかなければならぬかなと思っていますが、いずれにいたしましても、被害が拡大しておりますので、先進事例を調査しながら、どういった形で民有林のほうに手をつけていくかというところの部分が基本的な課題解決に向けての一つの方策だと思いますので、そちらにつ

いては今後事例を調査させていただきたいなと考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 これは私も言っている中身が本当に町に対して大変だなというふうな考えの中で申し上げています。ぜひこれらの対策工の話については、国なり県も交えて、そして、あとは同じ町村で悩みを抱えているところもあるのかと思いますので、そういうところをちゃんと呼びかけながら対応をしていっていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど申し上げましたけど、ナラ枯れの被害木については、シイタケホダ木の生産にも大分支障が出てくるんではないかと。先ほど言いましたように、大きな木が食害を受けるということなんんですけど、それほどシイタケホダ木は大きな木というか、20センチ内外の形ですから、今回もちょっとシイタケホダ木を生産している事業者の方に話を聞いたら、今時点では注文している県外のシイタケ生産者からは、まだ南会津のものは駄目だというようなレッテルは貼られていないそうです。だから、そういう中で、どういうふうにしていいかというのを町でちょっと呼びかけて、そして、今後の対応策なんかを検討していってはどうかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

確かにこれまで県の呼びかけに応じて会議等を開催させていただきましたが、主立ったものにつきましては、被害の調査の正確性を求めるものと、被害対策についての効果の検証というものが重点的な内容になっておりました。

今後議員おただしのように、ホダ木につきましては、そういった懸念もございますので、その点につきましても、県におきましては、研究機関であります、外角団体の部分ありますので、そういったところの部分と相談をさせていただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私としても、先ほどご紹介しました会津地区の国有林野所在市町村会議、この中で町議会としてこういう議論があったというふうなことをお伝えしたいと思いますし、南会津農林事務所との定期的な意見交換会もありますので、議員から出された内容、懸念される事項について、議会の議論の中身をお知らせをしたいと、このように思います。

なかなかすぐに妙案が出ないとは思いますけど、問題意識を持つことが非常に重要だというふうに認識をしております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 結構こういった全体での周知を図っていくということは、これから被害を少しでも抑える手だてにはなっていくんではないかというふうに私は考えますので、ぜひ本当に大変でなかなかどこまでの効果が切なくなっているというのも私は承知しているつもりなんです。そのところは十分に我々議員としても認識をしていますので、南会津から一切ホダ木が生産できなくなってしまったとか、全部持っていたものが返されるというような状況になったら大変な収入減につながってしまいますので、ぜひそういうところを少しでも対応をできるような形で頑張っていただきたいなというふうに考えます。

一応、今の大きな1点目については、これ以上はなかなか細かいことで、私も承知していないところもありますし、逆に今ほど町長からもあったように、そういった国・県、そういうところも引っ張り出して、そして本当にどうなんだという有効な手だてを対応してもらうような形で、協力をしていただくということが大事だなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

もしそれについて、答弁等ありましたらお願いします。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたように、各町が持っているチャンネルを利用させていただきまして、そこで情報共有をしながら、今後の対策についてさらに構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 対応を頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、特殊勤務手当の支給について申し上げます。

先ほど答弁の中で、特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するというふうにされています。その職種が南会津町の特殊勤務手当に関する条例の中では、1つが防疫作業に従事する職員、そして2つ目は、行旅死亡人処理業務に従事する職員、ちょっとこの中身は私も分からぬところがありますから省略をしますが、この2つの種類のみ南会津は特殊勤務手当に該当というふうになっていますが、これは先ほど町長答弁の中で、それについては検討するんだというような答弁があったんですけど、前向きに、これは事故が起こって

からでは、逆に何だということで、議会に対しても何やってんだというような意見が出されてくるんではないか。そして、クマなんかも、私も隣の滝原地区で、写真だから見られたんですが、生きてるところに行っていませんけど、もう大変かと思います、やっている方。この町の職員が先ほど専門員の方と、あと職員が一応その業務をやっているということなんですが、もし今回みたいな、田部で起こった敷地内に入ってくるとか、そういうものが出てきたら、たまたま今回はそちらのほうは一切人身被害というか、なかったからいいんですが、大変になる問題を抱えているんではないかということで、ぜひ前向きにこの特殊勤務手当の枠を広げていくということで。

私もほかの自治体の特殊勤務手当を見てみたら、先ほど口頭で提案をさせていただいた内容については、ほぼ中身は同じような書き方で、特殊勤務手当のどういう中身かというのは同じなんですが、実際の該当する職種については、それぞれ何か所もばらばらでした。そして、有害鳥獣の関係についても業務の中に入っています。そういう意味では、今確かに南会津郡内、あとは県内はないということも承知はしていますが、必要なことで、そういうのはちゃんと実際に業務に従事している人の安全を守るんだという立場で、それもまさに町長の大きな役目だというふうに思いますが、それについて再度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先ほど特殊勤務手当の条例の中で見ましても、クマを処理することにつきましては、著しく危険な業務に当たるんだろうというふうに考えております。今ほど議員からございましたとおり、枠を広げるべきだということでございましたし、町長答弁にもありましたとおり、他の市町村の取扱い状況を確認しながら、ここは検討していくというような答弁がありましたとおり、他の自治体の状況を見ながら検討していきたいと思っています。

町の職員は、本当に志高く、狩猟免許を自ら取ったりとか、そういったことで、チャレンジしている職員もいますし、そういった努力とか、そういった志に応えるべきであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ざっくりと申しまして、ここまで答弁が最初来るというのは私自身想定外で、いい方向に町のほうで動いていただいているということで、ぜひ今後も前向きな形でご検討方よろしくお願いを申し上げて、私の一般質問については終わらせていただき

ます。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

次に、3番、湯田剛正君にお聞きいたします。

3時までに40分以上時間がありますが、続けて一般質問をやりたいと思いますが、よろしく
うございますか。

○3番 湯田剛正議員 はい。



◇ 湯田剛正議員

○山内 政議長 それでは、3番、湯田剛正君の登壇を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 議席番号3番、湯田剛正です。

質問事項、観光・地域間交流のさらなる推進は。

質問要旨、第三次南会津町総合振興計画の施策7にある観光・地域間交流のさらなる推進が
必要と考えますという問い合わせに、①観光資源の見通しと磨き上げについて、本町にしかないものを
求めてくる観光客の需要や特性を捉え、星空など町全域に広がる資源を活用し、様々な観光商品の創出や魅力向上を図り、町内の消費拡大を目指しますと記載されていますが、星空観測
のできる環境づくりの具体的な計画は。

②継続的な交流の推進について、教育旅行の誘致や各種ツーリズムの推進、友好都市などの
交流を通して、交流人口の拡大を図りますと記載されていますが、農業体験ツアーにおける
本町の組織の現状は。

③観光に関する設備などの充実について、観光業に従事する人材の育成、交通手段の整備、
観光施設などの障害の除去や受け入れ環境の整備を行い、観光客の利便性を向上させ、観光客
の増加を図りますと記載されていますが、本町の歴史を観光ルートにする考えは。

④米の観光資源化について、本町のおいしい米を観光資源としてPRするために、食味コン
テストなどへ参加するための交通費を補助する考えは。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 3番、湯田剛正議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、観光・地域間交流のさらなる推進はに関する 1 点目、星空観察のできる環境づくりの具体的な計画はとのおただしでございました。

令和 5 年度からスタートいたしました星空誘客事業は、今年度で 3 年目を迎える、現在は町民向けの星空観望会や星空講演会のほか、観光客の受け入れ態勢整備として、星空ガイドの育成を行っているところであります。これらの取組により、星空観察の環境整備が進み、本町を訪れる観光客の皆様からも好評を得ているところであります。

本町の星空は、ほかにはない優れた資源であることから、今後も資源の磨き上げと活用の取組を進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2 点目の農業体験ツアーにおける本町の組織の現状はとのおただしをいただきました。

本町における農業体験につきましては、南会津農村生活体験推進協議会を中心となって教育旅行の体験プログラムの中に取り入れながら、事業推進を行ってまいりました。しかしながら、コロナ禍における利用校の減少や農家民泊の受入先の減少もあり、令和 6 年度をもって南会津農村生活体験推進協議会が解散となったことから、現在は農業体験自体が停滞している状況にあります。

農業体験事業は、本町の資源を生かした交流人口の拡大につながる貴重なプログラムであることに変わりはないことから、新たな実施方法について検討してまいりたいと考えております。

次に 3 点目、本町の歴史を観光ルート化する考えはとのおただしをいただきました。

本町には、日本遺産に認定された御蔵入三十三観音のほか、前沢曲家集落、旧郡役所、城跡など、歴史的価値がある名所や施設が各地に点在しており、貴重な観光資源であると認識しております。

現在これらの名所や施設の観光ルート化までは考えておりませんが、一人でも多くの観光客の皆様に訪れていただけるよう、引き続き PR と情報発信に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に 4 点目、食味コンテストなどへ参加するための交通費を補助する考えはとのおただしがございますが、令和 5 年第 4 回議会定例会における 3 番議員の一般質問の際にもお答えいたしましたが、食味コンテストへの出展につきましては、農産物の高い品質を外部評価により認証を受けることが主な目的と解され、ひいては、農産物の有利販売に資するものであり、ある意味生産者個人の判断による出品であることから、新たな補助制度を創設する考えは持ってございません。

なお、町では入賞された農産物の PR など、側面的な支援に努めてまいりますので、ご理解

をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 ①の質問で、星空ガイドの育成を行っておりますとのことでございますが、具体的にどのような育成をしておりますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現在行っております星空誘客事業で大事にしておりますのが、まずは星好きの人を増やすという点と、2点目に、星空の魅力を発信できる人を増やすということで、その2点目に申し上げました星空の魅力を発信できる人ということで、星空ガイドの講座を行っているところでございます。

昨年度につきましては、4回実施しております。この中で、17人の受講者がいらっしゃいました。今年度につきましても3回実施いたしまして、9人の参加者がおりまして、昨年参加された方が今年も参加しているんですけども、延べ26人の方々がこういった事業を通しながら町内の星空の魅力を発信できるような育成をしているということでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 星空観測の環境整備が本町を訪れる観光客の皆様からも評判を得ていますとのことですですが、環境整備はどのような環境整備をされておりますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 環境整備でございますが、一言で申し上げますと、見える場所をしっかりと整備するというふうに思っております。その見える場所につきましては、星空が見える場所なんですが、まずは星の郷ホテル、2点目がアストリアホテル、この2施設を重点的に整備したいというふうに思っております。

先ほど町長答弁にもありました評価を得ているというのは、星の郷ホテルに泊まられた方々、昨年ですと約130回ほど星空の案内を行っております。こういった宿泊施設を利用して、かつソフト事業の星空の案内を通して、非常に施設よかったですよというような声を先ほど町長が申し上げた評価ということで答弁させていただきました。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 星空を見るのには、街灯の光があると星が見えなくなる、見づらいということで、全国に3か所、星空保護特区という国際ダークスカイ協会から認定を受けたところが西表石垣国立公園、福井県の南六呂師、岡山県井原市美星町、長野県阿智村、この保護特区になるのに街灯の光が空に向かって星が見えなくなるということで、神津島では街灯の光が空に映らないように、町の条例を変えて、道路だけに映るようなことをして星空保護特区になっております。

そこで、そのほか、本町の星空はほかにはない優れた資源であることから、今後も資源の磨き上げと活用の取組を進めていきますとのことです、「星空の街・あおぞらの街」全国大会があり、環境省全国協議会及び開催自治体の主催により、平成元年度から毎年全国各地で開催されています。例年地域における星空観察についての調査報告や特別なゲストをお招きして記念講演、開催地の地元団体による環境保全に関する展示発表などが行われている。環境保全の普及、啓発等において、各地域に優れた活動等を行った団体及び個人に対して環境大臣賞や「星空の街・あおぞらの街」全国協議会賞などを授与することを行っております。

そこで、この団体に全国で378団体が入っているそうです。そこで福島県は17市町村入っていますが、南会津町が入っていないのはなぜですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現在今年度の事業をどうするか、さらには、来年度この星空誘客事業をどうするかというような話し合いをしているという報告も受けてございます。先ほど議員おっしゃったように、全国的なイベントをやりたい、さらには今後継続していくためには人、場所をどう整備していくかというふうな話し合いをしているという報告は受けておりますが、今議員からおただしのあった、そのような話し合いはしているというふうな把握はしておりません。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今議員から、全国の取組、先駆的なお話をいただきまして、目指す方向性としては、そういった保護特区への認定だとか、それから、全国協議会への参画というふうなことは当然今後考えてもいいのかもしれません。まだ南会津町の取組、今スタートしたばかりということで、まずは自分たちの星空の魅力を町民の方と一緒に知る。そのためにガイドを養成して、できれば、この地域に訪れていただいた方にしっかりと説明できる体制を整えたいというようなところで、事業が始まったばかりだというふうに感じております。

将来的なスタンスとして、星空の見やすい街灯の取組だとか、条例だとか、先駆的な事業、たくさんあると思いますので、そういうものは今後の検討課題という形で進めたいと思います。

しかし、南会津町の星空については、国立天文台の渡辺潤一特任教授も非常に高く評価されていまして、標高が高い、浮遊物質が少ない、非常に星空観察には全国でも適しているという折り紙をいただいておりますので、この優位性をしっかりと認識して着実に取組を進めたい。その中で地方に訪れていただく来訪者を増やしていただく。このような取組を私としてはしていきたいと思っております。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 なお、町全体で大きな盛り上がりができるよう頑張っていきたいと思います。

次に2番目、農業体験ツアーオンにおける本町の組織の状態はということで、令和6年度をもって南会津農村生活体験推進協議会が解散となったとありますが、委員の方に確認したところ、委員会もされず、解散という連絡も入っていないということですが、どういうことですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、株式会社みなみあいづがこの事業を推進しております。昨年度の会議の中で、令和6年度をもって解散するというふうな会議の中で決定はいたしましたが、議員おただしの登録農家、さらには関係者の皆さんにはまだ周知をしていないというふうな話も伺っておりますので、なお町からもそういった周知を今後、ちょっと時期は逃してしまっているんですが、しっかりと行うような指導はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 その委員会に、私2回出席していますけど、解散といった言葉は聞いていないんですが。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 議員がどのような事実を把握しているか、さらに我々の認識とどう違うかはちょっとその差は私も分からんんですが、町といたしましては、令和6年度をもって解散した、今年度は実施しないというふうに把握しているところでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 その最終の委員会なんですけど、商工観光課長が前任の渡部君だったんですけど、2名で来て、そのときに役員会で、受入先がない、名前を変えようかというそういう会議であったんですが、その委員会で解散しましょうとか、そういう委員の話は誰も出てなかつたんですけど。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 今回ご質問の内容が、農業体験ツアーにおけるというようなご質問でしたので、会議の詳細までは大変申し訳ないんですが、資料は準備してございません。しかしながら、10月30日の会議、さらには令和6年12月6日、1時半からステーションプラザで開催した会議において、参加者からの意見も踏まえながら解散を決定したというふうな事実を把握しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 今年伊南地区で江戸川区から農業受入れをしたという事実がありますが、それはどういうことですかね。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 どういうことかと言われても、お答えいたしますが、南会津農村生活体験推進協議会、これが町と連携しながら、農業体験を受け入れている窓口、さらには農家民宿泊の皆さんに登録をしていただいて、受入窓口となって、その受け入れた者を各農家民宿泊に割り振りする、いわゆるマネジメント、窓口的な協議会になっております。そういった組織、さらには機能を使っての農業体験は実施しなくなったという町長答弁でありまして、個別に行っている農業体験の受入れ、ある集落でも行っているのは把握しております。さらには、個別に、株式会社みなみあいづも受け入れてございます。そういった個別のことを申し上げているのではなくて、今回は振興計画に基づいて、さらには町と連携しながら行っている窓口機能を廃止したことによって、農業体験自体が停滞しているという答弁でございますので、そこはご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 了解しました。

続きまして、3番目の本町の歴史を観光のルート化するかという質問で、重要な観光資源であると認識しておりますということなので、本町では、多くの方々が歴史の勉強会に参加され

ているとお聞きしました。そのような方々の意見などを聞くと、観光のルート化をして、ぜひ観光客を増やしたらどうだという意見をいただいたので、私がここでそういう質問をしておりますが、考えておりませんということですが、こんな歴史の話は今まで何度も一般質問で出ているはずなんですが、ぜひそれを実行しないと何も起こらない、観光客もPRだけで来てもらえるならば最高なんんですけど、現地の歴史や自然、風土を体験してもらえるからリピーターで来てもらえると自分は思っています。

2年前、屋久島に研修で行った際、屋久島には、屋久島は大体南会津と同じくらいの面積というか、1周80キロあるんです。そこにガイドさんが約200名ほどいまして、2泊3日で自分は研修に行ってきたんですけど、観光じゃなくて参加する。行ってそこで体験をして、そのガイドさん一人一人のアイデアで、自分のガイドさんは2人、2日間いまして、そこで山でビデオを、自分にビデオカメラを渡して、その映像を撮って、最終的にそのガイドさんが音楽を個人個人につけてくれた。あとは、ガジュマルの林があるんですけど、そこで朝早く行って、コーヒーをたてて、そこで時間を過ごしたこと、また、海で貝殻拾いとか、オブジェをつくりたり、個人個人。また、沢では野点をして一人一人会話をする。そういういたガイド力で、ああ、また行きたいなと感じてきました。

ぜひ南会津もガイドを増やして、観光客がリピートできるような観光ルートとガイドブックをつくって行動してもらえば、PR以上に観光客が来てくれると思うので、町長は考えておりませんということですが、ぜひ考えていただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

冒頭議員おっしゃったように、町内にありますいろいろな資源を大事にされている方が、町民の皆さんのがいるというのは、こちらも把握しておりますし、認識しているところでございます。そういう方が窓口にもいらっしゃって、地域にこういういいのがあるんだけど、観光に結びつけられないかというふうなお話を持って来られる方もいらっしゃいますので、まずはそういう地域の中にある資源、大事にされている皆さんのお意見には今後耳を傾けていきたいというふうに思っております。その上で、そういう優れた資源が直ちに観光資源、観光コンテンツになるというふうには私は思っておりません。そこには一定の時間をかけながら磨き上げを行って、人に来ていただけるような資源、観光コンテンツにしていく必要があるだろうというふうに思っております。その上で、議員おただしの案内人、ガイドができる方々の養成は今後も積極的に行っていきたいというふうに思っております。

参考までに、町は町の案内人というのが観光物産協会事務局になりながら行っているんですけども、そういったところの支援と連携を行っております。議員おただしのその中で歴史の勉強をしたりとか、いろいろな学びを行いながらガイドできるような体制を整えておりますので、そういったところを支援しながら、連携をしながら、町を案内できるそういった資源、歴史文化を案内できるような人材育成は今後も行っていきたいというふうに思っております。

さらには、町長答弁にもなるんですが、その上でルート化というのは、現時点では考えておりませんので、そういった個々の資源の磨き上げ、さらには来客の盛り上がりを見ながら、回るようなルートの整備というのは、この後に時間をかけながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 了解しました。

最後に、食味コンテストなどの交通費などの支援はということで、補助制とするかはないということでございますが、町では、入賞された農作物のPRなど、側面的な支援に努めますということですので、側面的なこととはどのようなことを支援されますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

一例で申し上げますが、昨年度受賞された方につきましては、県のほうで調整をしていただきまして、県知事との面談をさせていただいたところでございまして、そちらが広く広報等で県民の方向けに放送されたという部分もございますし、町の広報についても、お知らせをさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 食味コンテストは、今年は茨城県つくばみらい市で行われます。来年度から3年間にかけて福島県で開催されますが、町としては何かその大会からの協力依頼は来てますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

そういったところから、まずは連絡等々はございません。しかしながら、食味コンクールにおきましては2年連続で金賞を受賞されたというところで、生産者の皆様方が工夫をしながら食味の向上に向けて努力されているというところについては、そういった賞を受けられるとい

う栄えある名誉を受けていますので、そういったところについては、頭が下がる思いでございます。

また、福島県においては、先ほど議員のおただしのように、3年連続で福島県で開催されるということを承知をしておりますが、そこに町がどのように関わるかということについては、これから検討させていただきたいと思っています。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 側面的な支援というお話を申し上げましたけど、例えば、町が持っているPRのためののぼり旗の貸出しだとか、それから、町の観光パンフレットを持って関係する職員がその場に出張するということもできるかと思います。

ただ、議員が求められました食味コンテストへの補助というところについては、冒頭申し上げましたように、農家さん個々の努力の問題であり、これを広げることによって、ではどこまでそういったものが、農業分野だけでいいのかという話になってまいりますので、一応これについては、各農家さんの自主的な取組ということで整理すべきだろうというふうに感じているところであります。

町としても、今つくばみらい市の話もいただきましたし、来年度以降の福島県内の開催について、今後どういうふうに取組すべきなのか、情報収集しながらやっていきたいと思います。

特に田島第二小学校は、子供たちの努力のおかげで、昨年大変な大きな賞をいただいたという名誉ある取組でございますので、町としても側面からしっかりサポートしていくという考え方でございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 去年の食味コンクールは、山梨県で小淵沢で開催されまして、小学校で金賞を取って、校長先生が行けなかったので、教育長さんが参加され、私と酒井議員と一般の方で2名、応援に行ってそれを見てきました。商工観光課から、南会津ののぼり旗を2本借りて、パンフレットももらって4人でPRしてきました。ぜひそういうような町の方々に今後、来年から福島県であるので、ご協力していただければ助かります。

これで私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、3番、湯田剛正君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上位の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明18日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時45分

令和 7 年第 3 回南会津町議会定例会 第 3 日

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 9 月 18 日 (木曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

10 番 室 井 英 雄 議員
11 番 丸 山 陽 子 議員
1 番 酒 井 幸 司 議員
9 番 湯 田 芳 博 議員
6 番 渡 部 裕 太 議員
5 番 古 川 晃 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16 名)

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 野 精 一	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 二 瓶 勝 俊 副 町 長

川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	總 務 課 長
星 良 栄	總 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	稅 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 觀 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	會 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 會 事 務 局 長
星 博 文	學 校 教 育 課 長	渡 部 和 臣	生 涯 學 習 課 長 補 佐
阿 久 津 勝 英	館 岩 總 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 總 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 鄉 總 合 支 所 長		

事 務 局 職 員 出 席 者

渡 辺 健 二 事 務 局 長 室 井 夏 雄 議 事 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により遅刻する旨届出のあった議員は、14番、高野精一君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 室井英雄議員

○山内 政議長 10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 おはようございます。

今日も長い一日になると思いますが、簡潔明瞭な質問で臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議席番号10番、室井英雄。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、びわのかげプールの改修はということで質問いたします。

びわのかげ公園のびわのかげ水泳場の配管設備に故障が発生し、今シーズンの利用を中止せ

ざるを得なくなりました。故障の原因については、プールの水をろ過循環装置に引き込む配管に不具合が生じ、水を循環することができない状況になり、その改修等に多くの日数等がかかることが見込まれるため、今シーズンの利用の中止を判断されました。

今後、びわのかげ水泳場の利用については、府内関係部署により水泳場の改修を含めた今後の在り方等について協議するとの報告でした。それを受けまして、以下質問いたします。

①昨年、びわのかげプールの改修について一般質問を行った際、多目的競技場を含めたびわのかげ公園内の施設整備について検討するとしており、その中で、プールの改修、建設についても協議していくとの回答でした。

今回の事故が発生する前に協議された内容はあるのかどうか、お伺いいたします。

②今回の事故を受け、府内で協議された内容があれば、お聞かせください。

③来シーズン以降、利用中止が長期化した場合、町の対応は。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

10番、室井英雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、びわのかげプールの改修はに関する1点目、今回の故障が発生する前に協議された内容はとのおただしでございますが、昨年9月に、生涯学習課の担当者と南会津町振興公社職員、プール機器の保守点検業者で施設や設備について現状を確認したところでございますが、改修や建設についての具体的な協議には至っておりませんでした。

次に、2点目の今回の故障を受け府内で協議された内容は、さらに、3点目の来シーズン以降、利用中止が長期化した場合、町の対応はとのおただしを受けましたが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

今年度のびわのかげ水泳場につきましては、破損箇所の特定を含め、修繕工事期間として数か月を要することから、開放中止の判断をいたしました。

昨日の13番議員の一般質問でもお答えいたしましたが、びわのかげ水泳場は、昭和59年のオープンから40年以上が経過しているため、今回損傷した配管以外にも老朽化により修繕を必要とする設備などが多数あることから、今後の設備や運営などにつきまして、府内の関係部署や関係団体を交えた検討委員会を設置し、協議・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 それでは、少し再質問させていただきます。

昨年的一般質問の折、私から町長と教育長に現場を見てきてほしいとお願いしたところ、9月に現場を視察したというふうに聞いております。そのときですね、その際といいますか、施設や設備の現状を確認されて感じられたこと、その状況、どのように思われたか、思い出せないなら構いませんので、お聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

多分、昨年私が行ったのは7月上旬だったというふうに記憶しております。担当課の案内の下に施設の状況を見まして、全体的な劣化の状況を把握するとともに、特に機械設備、ろ過装置ですね、そこへの吸引というか、そういったものが不安定だというようなお話を聞いた記憶がございます。

まず、50メートルプール、ここが地盤沈下がしていて、底がゆがんでいるという実態。さらに、観客席にあるコンクリートの構造物、ここも劣化が進んでいて、揺れる感じがする。さらには、付随して鉄柵があるんですが、その鉄柵もさびているというようなお話を聞いた記憶がございます。さらには、幼児用プールについては底面に穴が開いていると。さらに、利用者が歩く場所、これがささくれ立っていて、対応に苦慮していると。ゴムシートを敷いて対応しているというようなお話。さらに、一番問題だったのがろ過装置、ここの老朽化が進んでいて不安定な状態だと。管理に万全は期しているけども、施設の今後の対応については注視しなくてはならないというようなお話を聞いた記憶があります。

これを踏まえて現場で見た感想は、この場所をもう一度修繕をして供用開始するかと、仮にですね、止まったときに。そのとき感じたのは、この場所を修繕をして供用開始できるかということについては、大規模な工事になるんだろうということを踏まえると、何ていうか、建て替えだとかまたは違う場所での整備だとか、そういったことを含めて、長期的視点に立った検討が必要だなというふうに感じたところであります。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今の町長の答弁を聞きまして、その後に質問の内容なんですが、具体的に協議に至らなかった最大の理由とは何でしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

昨年、プールの営業を終了して、その後、専門業者と併せて点検に入った旨は答弁させていただいたところでございますが、その際、故障等はございませんで、いずれ不安定な修理部品の調達等々は考えられるところではあったんですが、まだ運転できるというような判断を当時、昨年行いまして、次の整備の計画の具体的なステップには進まなかつたというのが現状でございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 そうですね。昨年の私の一般質問の中でも、ろ過装置が一旦止まれば再稼働は無理だという、そういう状況での私の一般質問の内容でした。その点も踏まえて、昨年は何のトラブルもなく開放できたということで、協議に至らなかつたのかというふうに理解いたします。

それで、今回、去年の一般質問の中では取り上げなかつた配管の不具合というのはちょっと想定していなかつたので、この①に関しては以上で質問を終わりたいと思います。

②の協議された内容はという点なんですが、今後、関係団体と検討委員会をこれから立ち上げて協議するという理解でよろしいんですね。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 昨日、13番議員のときもご回答いただいたんですが、関係団体を交えた検討委員会の構成メンバー、もう一度お聞かせください。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

まず、役場内部では、担当課を含めて関係する課で検討委員会の構成員を想定してございます。もちろん外部でも、外部団体でも関係する団体ございますので、プール水泳場の利用が見込まれる団体、あとは施設の今管理している指定管理者、併せて小中学校、それらの団体を構成団体として現在想定してございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 分かりました。

②と③の一括の答弁だったので、ちょっとごちゃごちゃになるかもしれません、お許し願いまして、これ通告していないんですが、今年の町民プールの入り込み、利用数、今ここで数字持ち合わせていればお聞かせください。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

令和7年度の町民プールの利用者数ということで、まず3つのプール、館岩町民プール、伊南町民プール、南郷町民プールの順で申し上げますと、297名、346名、479名の利用になってございます。ちなみに、びわのかげ水泳場が利用中止になり、田島第二小のプールを空いている期間、田島小学校の児童用に開放しての利用人数は約150人になってございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、もう一度その学校の部分だけちょっとお聞かせください。町民プール以外の施設の、場所がどこで人数何人だったか、もう一度お願ひいたします。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

今ほど、町民プールの利用実績をお伝えいたしました。議員おただしは、学校プールの利用を求めるということでよろしかったでしょうか。

○10番 室井英雄議員 はい。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、データはありますか。通告がないので、なかつたらないで。

町長。

○渡部正義町長 議員に確認したいんですが、びわのかげの水泳場が今回稼働が止まったことで、その代替措置として小学校のプールの移動があったと、その数字での質問でしょうか。それとも全体的な小中学校のプール利用人数の質問なんでしょうか。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 すみません、もっと簡単な話で、昨年と比べて今年の利用者、そういうのを比較をしたいだけで、その後にびわのかげの6年、5年の利用客と照らし合わせての、この後の質問につながるんですが、もし持ち合わせていなかったら結構です。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

それでは、びわのかげ水泳場の令和6年度の実績をまずお伝えしますと、3,295人の利用が令和6年度にございました。町民プール、館岩プールに行きますと、昨年度は、令和6年度は261人の利用、本年度は297人の利用ということで、36名の利用増になっております。伊南町民プール、令和6年度につきましては516人の利用、令和7年度につきましては346人の利用で、170人ほど利用は減っているところでございます。南郷町民プールの令和6年度の実績は429名、令和7年度の利用実績は479名と、50名ほど利用が増えているところでございます。町民プール、びわのかげ水泳場の利用実績、令和7年度、令和6年度の比較は以上になります。

○山内 政議長 室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 通告もなしで申し訳なかったけど、ありがとうございます。

伊南町民プールを除いて利用者が増えていると。これは、いろんな要素はあるとは思いますが、やっぱり今年の夏は大変暑かったと。頻繁に熱中症警戒アラートも発令された今年の夏でした。

今、びわのかげの令和6年の325名、単純に予測というか推測すれば、普通に開放されていれば、それ以上の利用は見込まれていたとは普通考えますよね。来シーズン以降、中止が長期化した場合の町の対応というのは、そういうところも含めて、この約3,300人、昨年度の数字で、この利用する3,300人の町民の、中には故障したから我慢するという、ほとんどそのような状況だとは思うんですが、町としてはこのまま来シーズンも開放できない、じゃもう開放できないからという一方的な通知で終わらせるつもりなのか。その対応を協議されているのか、お伺いいたします。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

町長答弁ございましたが、町民プール、ほかに学校プールと、一体的な活用と集約化を今後検討委員会で進めていくということになります。びわのかげ水泳場の工事も数か月要するところであり、再投資もなかなか難しいところでございますので、今まで利用いただいた皆様については、ちょっと不都合というか、サービスは低下するかもしれません、既存プールの活用・集約化を検討して、提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 まず、田島地区に限って申しますと、今プールが稼働しているのが

田島中、桧沢小、第二小学校。びわのかげが使えないからとこれを町民に向けて開放するという考えはまずありませんよね。そこを確認します。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

今、議員おただしのように、学校プールを現在の条例の中では町民に開放することはできません。ただ、館岩、伊南、南郷のように、学校プールを町民プール扱いに条例改正をして対応するのは、条例改正さえすれば可能となります。ただし、びわのかげプールを今後どうしていくのか。もし先ほど町長から答弁ありましたように、例えば同じ場所で改修するのかとか、違う場所にづくりえるのかという場合には数年かかる、二、三年とか、場合によってはそれ以上かかる可能性もありますので、その間に、じゃそういった学校プールを町民プールとして開放するかどうかというのも併せて協議して、判断していくべき事項なのかなというふうに現時点では考えております。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今、学校教育課長の前向きな発言を受けましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、回覧板の町のお知らせ、今、私もLINEは登録しているんですが、LINE等での今回の開放中止ということで、それに申し訳程度に下のほうに町民プールは開放しておりますという案内が全世帯配布されたとは思います。その中で、夏休み期間中、子供たちはいいんですよ、夏休みですから。お父様、お母様は平日仕事がありますよね。じゃ町としての対応として、予約受け取ってスクールバスで町民プールに運ぶという、そういう考え方というか、方法といいますか、そういうことは協議、全然されなかったですか。

何言っているか理解できなかつたらもう一度言いますが、ただ単に一方的に町民プール、伊南、南郷、館岩の町民プールが開放してありますよだけの案内では、ちょっと心が込もっていないんじゃないかなと。だったらば、メインは田島小学校にあるかもしれませんけども、だから夏季期間中ですから、スクールバスを運行して送迎しますぐらいの温かい気持ちはあってもよかったですんじゃないかなというふうに思うんですが、その件についてちょっとご意見を伺いたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 お答えいたします。

まずは子供たちをちょっと優先いたしました。田島小学校の子供たちをどうするかというの

が最優先でしたので、田島二小を使えるということで、田島小の子供たちをあたご館から二小へ移動する、そのバスは確保しました。そのところを最優先させていただいたというところをまずはご理解いただきたいと思います。

なお、館岩、伊南、南郷につきましては、これは夏休み期間中はスクールバスが稼働しておりますので、議員おただしのように、田島町民の、一般の町民向けのバスということをお聞きされているかと思うんですけども、まずは今回非常に急を要したということで、まずは子供たちの水泳のバスを確保したということありますので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 担当課のほうからこの事案が出たときに、対応について当然、私のところにも話が来まして、相談をさせていただきました。代替措置として、不十分ながらも、館岩、伊南、南郷の町民プールを活用していただくようなアナウンスをしましょうと。その際に、田島地域からの送迎という話題も出ました。しかし、田島地域といつてもこれだけ広範囲なところで、どれだけの利用者があるか分からぬということを考えると、教育長、答弁申し上げましたように、今回は田島小の子供たちの活動の場として、二小に移動するのを優先しましょう。

それから、他地域、田島からほかの地域への施設利用については、申し訳ないですが、これは個別に対応していただくしかないだろうということで、まないとには上がりましたが、その決定には至らなかったという経過があります。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 協議がされたということで理解いたしました。

それは今年の対応であって、来年の対応、来年度に向けて、まず、びわのかげは改修にしろ、新たに建設にしろ、来シーズンは間に合わないと思います。間に合わないというか、課長も数年かかるようなことを言っていましたので、建設するとなると。また本年度で同じような対応でいくのかと。実はやっぱり、去年このプールに関して一般質問した経緯がありまして、数件の保護者から問合せがありまして、来年はプールどうなるんだと。来年、びわのかげに限らず、夏場の水浴びといいますかね、そういうレベルの話だとは思うんですが、その来年の対応がどうなんだという問合せが多かったので、改めて来年に向けてお聞きいたします。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

びわのかげ水泳場をご利用いただいた方々には大変今回このようになって申し訳ないとは思ってはございますが、修理にも今後どうするかというようなところにも時間も要しますし、

まずは既存のプールの利用なども、活用なども含めて、今後の検討委員会のほうでもんでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 最後になりますが、やっぱり一番の課題は財政面かなと思います。修繕するのか、新たに建設するのか、建設するというのも一つの選択肢だとは思いますが、これから検討の中で早急な結論を出して、町民に、どんな結論でも受け入れるとは思いますが、早急な検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 おはようございます。

議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、「住まいの終活ノート」の作成について伺います。

現在、全国的に空き家の増加が大きな問題になっています。空き家になる要因の約6割が、相続に原因があると言われています。また、空き家でなくとも、高齢者施設などへ転居したり、相続した子供が居住しなかったなどの理由から、住まいが空き家になっている場合もあります。元気なうちから家の生かし方、しまい方を家族で考えるための「住まいの終活ノート」を作成してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、大人の山村留学の実施について伺います。

都市部で生活する大人の方を対象に、一定の期間山村地域に滞在し、住民の方と交流をしながら、農林水産業やお祭りなどの地域活動への参加を通じ、自然の中で新しい生き方を学ぶ機会として実施している自治体が出てきています。山村留学をきっかけに移住を決断される方も多いといいます。本町の自然の中で、本町のよさを知っていただく機会として、大人の山村留学を実施してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、総合案内窓口の設置について伺います。

来庁される方が、来庁した目的の窓口やお手洗いやエレベーターなどの場所に迷っている方を見かけられます。来庁された方々が目的の場所に迷わず安心して行動できるよう、見やすく分かりやすい表示や、来庁して最初に尋ねることができる総合案内窓口を設置してはと考えます。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、全国的に空き家の増加が大きな問題となっている中で、様々な理由から、住まいが空き家にならないよう、元気なうちから家の生かし方、しまい方を家族で考えるための「住まいの終活ノート」を作成する考えはとのおただしをいただきました。

空き家の増加が社会問題となっている中、その対策の一つとして、令和6年6月に、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会の共同により、住まいのエンディングノートが作成されております。このノートは、自分自身の万が一に備えて、家族が一緒に住まいの将来を考えるきっかけづくりや、住まいの将来を考える参考情報の紹介などが専門的な目線で紹介、編集されております。

町といたしましては、管理不全空き家の発生抑制につながるよう、住まいのエンディングノートの活用を促すとともに、町の空き家対策に関するパンフレットなどで、このノートを紹介してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、本町の自然の中で、本町のよさを知っていただく機会として、大人の山村留学を実施してはと考えるが、町の考えということでおただしをいただきました。

議員おただしのとおり、地方の農山漁村に一定期間滞在し、農林水産業体験や地域活動への参加を通して、その地域のファンになるという取組があることは承知しており、すばらしい取組であると感じております。

本町では、関係人口の拡大を図るため、本町の魅力発信やイベントへの参加などを通して本町を応援していただく南会津町ふるさとサポートーズ制度を設け、令和7年9月8日現在、159名の方が登録をされております。町といたしましては、ふるさとサポーターの方に来庁してもらい、地域活動や各種体験に参加していただき、地域住民との交流を通して本町をさらに好きになってもらうよう、現在新たな事業の実施について検討しているところであります。

また、現在取り組んでいるチームビルディングツーリズム事業においても、様々な体験や地

域住民との交流を通して本町のよさを知っていただくような事業展開につなげていくことも可能だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、来庁された方が目的の場所に迷わず安心して行動できるよう、見やすく分かりやすい表示や、来庁して最初に尋ねることができる総合案内窓口を設置してはと考えるが、町の考えはどうですかというおたたしをいただきました。

本庁舎の窓口業務に関わる部署に確認いたしましたところ、そこまで多くありませんが、月に数件程度、迷われている方を見かけるとのことで、窓口の職員の声かけにより対応しているとのことありました。

また、窓口の職員からは、設置してある案内表示が目に入りにくい場所に設置されていると、このような意見も出されております。迷われている方を見かける頻度から考えると、窓口の職員による声かけと案内表示の工夫をすることで、総合案内窓口を設置しなくても解消できる問題であるというふうに考えております。

今後、来庁者のご意見も参考にしながら、本庁舎の課の代表で組織する本庁舎施設管理運営検討委員会において、現在設置してある案内表示の配置を検討し、来庁される方が迷わず安心して行動できるよう対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、再質問をさせていただきます。

初めに、「住まいの終活ノート」の作成について伺います。

ただいま町長より答弁いただきまして、令和6年6月に国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会の共同によって住まいのエンディングノートが作成されているということで、それを活用するというふうにお話がありましたけれども、それは、町としての情報は入れないまま、そのままのエンディングノートを活用されるということでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

自治体によりましては、その自治体ごとの内容を盛り込んではありました。ただ、見やすさであったり、分かりやすさという面を捉えますと、国で作成した、その住まいのエンディングノートというのが一番分かりやすく、見やすいのではないかということで、今ホームページに

は一応載せさせていただいているところであります。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 以前に町として、相続の関係で相談できる窓口ということで、町にいらっしゃる司法書士の皆さんとの連絡先とか相談窓口の一覧表が出された記憶があるんですね。そういうものがばらばらであるよりは、町としてしっかりとそのエンディングノートの中に相談窓口として入れられるような、入れて一緒に冊子としてできるような形で配布してはと考えますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今まで検討、内部検討をしておりましたが、総合政策課のほうでは、知りたい空き家の話という、このようなチラシを配布しております。空き家所有者とあと管理者の方に送っているわけですが、これらの中に、この住まいのエンディングノートの紹介ということで載せていただいて、必要な方の問合せに対して対応していきたいというふうに現在は考えているところでありますので、ご理解願います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 チラシで渡されるのはとてもいいことかと思いますが、それでは、もうしまい忘れてしまったり、なくしてしまったりということもありますので、ぜひ、ノートの中で一緒にとじていくことも大事ではないかなと思います。このエンディングノートを作成するということにおいては、相続人を整理するための家系図だったり、所有している土地・建物などの記入ができるページや、建物・土地が必要なくなったときの活用方法などを紹介されています。相続登記の手続や不動産に関する相談窓口の掲載もあります。

終活には、衣服の整理だったり、家財の整理だったり、様々ありますけれども、今まで暮らしてきた大切な我が家の終活、ぼろぼろになってそのままにしてしまうのは、きっと本当に心もとなく思っていると思います。これはもう我が家の終活を考えるということは、全ての終活の原点になると思います。一冊のノートにまとめて、常に家族で確認でき、話し合い、変更したり、そういうことができるよう、ホームページに載っていればいいということではなくて、それを取り出せる人はいいかもしれません、でも、それを取り出せない方もいらっしゃると思います。家族の絆を強めることの一つにもなるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

丸山議員におかれましては、過去において「おくやみガイドブック」の作成という提案をいただきて実現した事例がございます。そういう意味では、町民の方の不安に寄り添った活動をされていることに改めて敬意を表したいと思います。

議員の質問が出た直後に、白河市の終活お手伝いという記事が福島民報に出ていました。非常に、これは市としてそこに取り組んでいくというようなことで、情報を上げてもらって、整理して対応するというような先駆的な取組だというふうに、私は記事を見て感じたところです。一方、個人情報の取扱いがあるので、その辺のところは配慮しなくてはならないというような記事の書き方になっておりました。

今後ますます増えていくだろう空き家対策、それから、お一人または高齢者だけの世帯であれば、いつか迎える、そういうときのために備えていく必要性は、私も感じているところであります。担当課長からお答え申し上げましたが、こういった先駆的な取組をしている自治体の内容を調べるなどして、南会津町としてどういうサポートが必要なのか、これから検討を指示したいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に私も感じているところですけれども、たった1人になったとき、もっと話しておけばよかったとか、もう必ずそういう思いが出てくるときが来ると思います。お元気なうちからご家族で話し合うことはとても大事だし、安心につながるというふうに思っています。町民お一人お一人が「住まいの終活ノート」を作ることで、これは法的になるものではないというふうに言われておりますので、それをしっかりと書き込んでおくことで、一家の未来図だったり、そういうものが見えてくるのではないかというふうに思います。

最後に、町として、その思いが、町民お一人お一人の作成した思いが形になったときに、町としての最終的な支援が、空き家の対策の支援が見えてくるのではないかというふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今回のホームページの中には、エンディングノート、法務省で作ってありますエンディングノートというものもリンクを張らさせていただいております。そこには、遺言書の作成や、その手続等も含めて載せてありますので、そういったところを踏まえて、今、町長答弁ありましたが、これから町民への見せ方というか、配布の仕方というものを検討していきたいというふ

うに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に今まで住み続けた大切な我が家が、感謝を込めて終えられるよう、終活ノートが活用されることを願っています。

次に、大人の山村留学の実施について伺います。

先ほど町長の答弁の中で、南会津ふるさとサポートーズの方々のお話が出ましたけれども、この方々はどの程度滞在し、どのようなことをされているのか、もう一度お話を伺いたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在は、そういった町の取組で来ていただくというようなものはございませんが、旅行とかで来ていただきまして、それを自分のＳＮＳ等で発信していただいたり、あと、ヒメサユリの群生地の保全などにも関わっていただいている、あと、水引のカヤ刈りなどにもお手伝いしていただいているというような状況でございます。

今後は、さらにその状況をもっと、159名も登録していただいているので、その方たちを、この担い手がいないというような、こういう過疎地域での活躍を何とか取り込んで、活躍していただける場づくり、きっかけづくりというのをできないかということを、今、課内で検討しております、それらの取組をこういったサポーターの方々に、今度こういうことをやるので手伝い来てくれませんかとか、こういうイベントあるのでスタッフになっていただけませんかとか、そういった関わり方というものを検討しているところでございます。まだ具体的な案については示すことができませんが、来年に向けて、具体的にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 大人の山村留学は、暮らしや仕事に挑戦しながら、最低2週間から1年をかけてその町に住んで就労するという政策であります。南会津町は、林業とか農業、お祭りなど、また星空体験とか、もう様々な挑戦できるもの、暮らしや仕事で挑戦できるものが多くあると思います。都市部で生活している方々が本町の自然のよさを、本当に自然とかまた冬の厳しさ、そういう意味の中でのお祭りだったり、地元自慢の野菜づくりだったり、収穫だったり、冬の除雪作業だったり、そういうものをやっぱり短期間ではなくて、ちょっと長い時間をかけてそこに住んでいただいて、その町のよさを感じるというのは、とてもいいので

はないかなというふうに感じたんですけども、それはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど丸山議員からあった取組につきましては、地域おこし協力隊の制度をうまく利用して、大人の山村留学というようなことで取り組まれている案かなというふうに考えております。本町も、国のそういった有利な制度を使いまして、今ほど申し上げましたふるさとサポートーズによる関係人口の創出というものに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 山村留学を通して実際に移住する方も増えているというふうに聞いています。私の地区に来られた新しい方がおられたんですけども、私たちは雪が降って雪片づけが大変だという声を言ったら、その方がお話ししてくださいました答えが、何と雪があるから来たんですという回答してくださいました。

そういう中で、私たちが嫌だなと思っていることが都会から来た人は新鮮に感じるんだなということで、みんなで話が盛り上りました。そういう意味で、南会津のよさは、本当に雪も入るんだなというふうに感じた次第ですというか、感じました。そういう意味で、新しい風を吹き込んでくれる人たちじゃないかなというふうに感じます。

そういう中で、留学を通して南会津町に思いを馳せて、帰ったとしても、また行ってみたいなと思ってもらえる、そういう山村留学、短期間、2週間から1年の間で実施されているというところもありますので、ぜひそういう山村留学の検討も今後新たに、今検討している事業があるということですので、そこに何か山村留学の選択肢も入れていただけたらというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 丸山議員の提案、非常にすばらしいと思います。人口減少に悩む南会津町としても、出生と死亡の自然増減は、もうこれは変えることができないんだろうと思いますし、それから社会減、これは転入と転出なんですが、ここに町の方向性を見いだす必要があるというふうに思います。それは、移住してきてもらって、この地域に住んでもらう、その前の段階でのお試し的な住まいというようなところからつなげてはどうかという発想だと思います。

私どもとしても、空き家対策にもつながる可能性もありますし、ひいては人口問題の一助になる事例かと思います。我々としても今後ちょっと調査をしたいと思います。それで、議員の

ほうで、どこか先駆的な自治体ありましたら教えていただけますか。なければ結構です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 申し訳ありません。そこはちょっと考えておりませんでした。すみません。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、最後の総合案内窓口の設置について再質問をさせていただきます。

今回、本当に職員の方も聞かれるというふうに答弁がありましたけれども、私もそういう経験があります。2階まで上がっていったときに、来庁された方が2階の踊り場のところで、階段上るのはしんどいねという話をしてくださいました。そのときに、エレベーターがあるんですよと言ったら、どこにと聞かれたんですね。そういう意味で、庁舎の清掃をされている方もエレベーターの場所をよく聞かれるというお話がありました。エレベーターの表示はされていないように私は感じたんですけども、いかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

私も議員からのご質問がありまして、自分の気持ちを真っさらにして入り口から入ってみました。おっしゃるとおり、エレベーターの場所が横に向いておりまして、エレベーターの入り口すごく分かりにくいかなというふうに思いました。さらに、その前に階段があるものですから、手前に階段があるものですから、どうしても階段のほうに目が行って、階段のほうを上がってしまうのかなというふうに考えているところでございます。

先ほど町長答弁ありましたとおり、案内のほうをもうちょっとやっぱり見直していきたいというふうに考えております。特に、今ほどありましたエレベーターにつきましては、入り口から見える表示が必要だろうというふうに考えておりますので、その辺は改善していきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 あと、お手洗いについてなんですか。入っていただくとお手洗いの場所が窓口の上に、意外とちっちゃく表示されています。あれでは、高齢者にとっては、見るのには本当に見づらいですし、ちっちゃくて見えないというような、私もトイレの表示はどこにあるのかなと探したら、真っすぐ、窓口の上の方に小さくありました。やはり、町に

来られた、庁舎に来られた方が、お手洗いってとても大事な場所だなというふうに思いますので、ぜひエレベーターもそうですけれども、お手洗いの表示も検討されてはどうかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

同じくトイレもちょっと奥まったところにございますので、1階の奥まったところにありますので、非常にここも分かりにくいというふうに思っております。それも含めまして、案内のほう、一旦見直していきたいと思います。先ほどのとおり、私も、真っさらな目線で言いますと、例えばですが、マイナンバーカードって何課だろうとか、消防交通って何課だろうと、そういうことをいろいろ考えますと、もう少しやっぱり詳しい情報があったほうがよろしいのかなというふうに感じたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

先ほど、総合案内窓口は、職員の皆様が案内するので大丈夫ということでしたけれども、まず問合せする場所で整理券を頂いて、窓口で待っていたら、その相談は違う窓口だよと言われて、たらい回しではないんですけども、回されてしまったという声も聞いています。

そういう意味では、入ってすぐに私はこういうことで来たんだけれども、どこの窓口に行つたらいいでしょうかということを聞けるような場所があつてもいいのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

多分、議員のイメージとしますと、1人の職員がその場所に座つていってとか、立っているかどうかはあれなんですが、そこで案内するというふうな形かと思います。なかなか今の状況で1人の職員を配置するというのは、非常に厳しい状況かなと考えておりますので、そこは、職員の機転といいますか、そういったところで一旦は対応していきたいというふうに考えております。そういった要望ですとか、なかなか分かりにくい状況がずっと続くのであれば、今でいいますとA.I.窓口とか、そういったものもございますので、様々な形の検討が必要かというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本町は、町民に優しいまちづくりというのを目指していると思います。庁舎は本当に町民と行政を結ぶ大切な場所であると思います。町民の皆さんのがやっぱり安心して相談できたり問合せができたりする場所というのは、もっともっと優しい案内とか接し方をする場所になってほしいなというふうに思っています。

本当に町民の皆さんと共に、誰が来ても分かりやすい表示を心がけていただけたらというふうに思いますので、ぜひ今回の検討委員会があるようですので、その検討委員会の中で様々検討していただいて、優しいまちづくりを目指していただきたいというふうに考えます。

以上で終わります。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

1番、酒井幸司議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○1番 酒井幸司議員 はい、続けて結構です。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 酒 井 幸 司 議員

○山内 政議長 次に、1番、酒井幸司君の登壇を許します。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 議席番号1番、酒井幸司。

通告書に従い、一般質問を行います。

質問は3問あります、第1番目に、伊南地域診療施設等整備事業。

整備事業の改修工事が3月開業に向けて始まりました。そんな中でちょっと見に行つたんですけど、着々と作業も進んでいるような感じはしました。

質問の中の1番なんですけど、町の対応部分は、スケジュール表に3か月後には開業になるのですが、工事的にはスケジュール、進捗状況はどうでしょう。

②オンライン診療ということで、まだまだ先駆けた診療方法だと思いますが、そのやり方は。

③診療できる人数は1日平均何人ぐらいを見込んでいるのか。また、地域限定というものがいるのか。

④担当医師の紹介など、いつ頃やられるのか。

質問の2、NHK受信料未納について。

2009年から2025年の16年間、NHKの受信料未納になっていたということで、その額、16年で約650万という未納金、これは即金で全額払う予定なのか、または払い済みなのでしょうか。

②減額交渉、分割交渉等、対策はなされたのでしょうか。

3問目です。

南会津高校を核とした地域人材育成事業についてです。

第2回までの開催は済んでいますが、内容は6人4班で24人の構成で、ワークショップ、講演等で2時間から3時間程度の時間で行われております。

質問の①メンバーの人選はどのような基準で行われたか。

また、この支援事業は、この内容のままで、または形を変えて進んでいくのか。

あと、全体で第何回までを目標として行われるのか。

以上3問、これにて壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、伊南地域診療施設等整備事業に関する1点目、町の対応部分は、スケジュール的にあと3か月ですが、進捗状況はとのおたたしをいただきました。

8月12日に建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の入札を行い、それぞれ契約を締結し、工事に着手しております。

今後とも、請負業者と連携をし、町発注工事の竣工に全力を傾注して、伊南地域における新たな診療体制の確保に努めてまいります。

次に2点目、オンライン診療ということで、まだまだ先駆けた診療方法だと思いますがそのやり方はというおたたしをいただきました。

オンライン診療の方法について、医師からは、スマートフォンなどの端末で予約、診察、決済までワンストップで完結するようなオンライン診療システムにより行うと聞いております。患者と東京都世田谷区の診療施設にいる医師をインターネットで結び、診断を行うことになりますが、端末の操作が困難な方がいる場合には、医師が雇用する職員が直接自宅などに訪問して、オンライン診療のサポートを行うことも想定されているようあります。

次に3点目、診療できる人数は1日平均何人を見込んでいるか、また、地域限定はあるのかというおたたしをいただきました。

オンライン診療におきましては、医師が常勤する東京都世田谷区の診療施設での診療と並行して行われるということであり、現時点で具体的な人数をお示しすることはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。

また、伊南地域診療施設での対面診療につきましては、医師の移動を含め、診療日のスケジュールが確定していないことから、不確定ではありますが、1日当たり15名から20名程度になるのではないかと医師から聞いておるところであります。

なお、地域についての限定はございません。

次に4点目、担当医師の紹介などはいつ頃かとおただしでございますが、現在のところ、町として公の場で紹介することは計画しておりませんが、施設、診療施設の開設スケジュールが明確になった時点で、町民の皆様に向けた周知を実施することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、NHK受信料未納に関する1点目、16年間で約650万円の未納金は即金で全額支払う予定か、または支払い済みか。そして、2点目の減額交渉、分割交渉等の対策はをおただしおいただきましたが、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

本件につきましては、平成21年から令和7年度までの16年間分、総額で647万4,723円が未納となっていましたので、令和7年第4回南会津町議会全員協議会でその詳細についてご説明をさせていただくとともに、令和7年第2回議会定例会に予算を計上し、議決いただいたところであります。

その後でございますが、令和7年7月18日に未納金額全額の支払いを完了しております。

なお、NHKからは、本件の協議に際し、減額については対応できないと回答をされており、また分割の支払いについては対応可能である旨の回答をいただきましたが、本町といたしまして、後年度にわたり分割して支払うメリットはないものと判断し、一括での支払いといたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津高校を核とした地域人材育成支援事業についてであります。答弁に入ります前に、本事業の名称について訂正をさせていただきたいと思います。正しくは、南会津高校を核とした地域人材育成事業でありまして、支援という文字は入りませんので、訂正をさせていただきます。

なお、これまで行われてきた本事業のワークショップなどの資料には、支援という言葉が入っておりましたので、次回以降のワークショップの開催の際に改めて訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

それでは答弁をさせていただきます。

南会津高校を核とした地域人材育成事業に関する1点目、メンバーの人選はどのような基準で行われたのかとのおただしをいただきましたが、現在取り組んでいる南会津高校の魅力化ビジョン策定ワークショップでは、立場の違いを超えて、多様な観点から意見を出してもらい、それを集約してビジョンを策定し、関係者が南会津高校魅力化プロジェクトに取り組む目的や目指すべき方向性を共有するとともに、それぞれが果たすべき役割を理解することが重要であるとの認識をしているところであります。

このような視点を重要視し、行政ばかりではなく、学校や保護者、生徒、地域住民、議会、商工関係者など幅広い分野からメンバーを推薦していただいたほか、参画していただきたいと考える方に直接依頼する形で人選を進めたところであります。

次に、2点目の、この事業はこの内容のまで、または形を変えて進んでいくのかとのおただしでありますが、現在、1番議員にもメンバーになっていただいて取り組んでいるワークショップでは、南会津高校魅力化ビジョン策定のためのワークショップで、令和7年度で終了となる予定であります。令和8年度以降は、今年度策定するビジョンに基づいて具体的な事業を展開していく予定であり、それぞれの事業に応じて、必要な取組や支援を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、今年度のような会議室でのワークショップの取組ではなく、次のステップに向けて、運営の進め方の形は変わっていくものと想定をしているところであります。

次に、3点目、第何回までを目標にしているのかとのおただしをいただきました。

議長宛てのワークショップ参加メンバーの推薦依頼文への掲載、さらには第1回ワークショップの際にもご説明申し上げましたが、令和7年度の南会津高校魅力化ビジョン策定のためのワークショップ、これは全4回を予定しているところでございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 再質問させていただきます。

医療関係の段取りとか、大変なご苦労があったと思います。その中で、一番気になるところなんですけど、そのやり方というのも、オンライン診療というのがあまりこう目にしないといいますか、経験がないので、どちらかというと都会的な診療の仕方かなという認識があって、一番何か心配なのは、患者さんがやっぱり行きやすい、行きにくいというのがあると思うんで

すね。その中で、やっぱり人口も少ない過疎の町で、その診療患者さんの数ですとか、それに追随する薬の消費ですとか、なかなかじまなかつたりすると、何か診療所が浮いてしまったりするのが心配なんんですけど、この医療体制のやっぱり心配点ではあるので、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど、いいですか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えをさせていただきます。

オンライン診療ということで、町長答弁ございましたとおり、世田谷の施設と、それから端末を使ったというような状況になるかと思いますが、まず基本原則としまして、最初の初診、先生と患者さんの一一番最初の初診については、基本的には対面で、全ての方、対面で行うこととしておりまして、ただ初診の後、2回目以降あるいは3回目以降の診察については、対面を希望される方は当然対面で診察を受けていただいて、ただ、人によってはオンラインでもいいとなればオンライン診療というような形で、併用するような形で考えているというようなところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 オンライン診療に関する懸念という形で受け止めますが、過疎中山間地域、これだけ医療資源が少なくなってくるということを考えると、都市部の政策よりは、どちらかというと人口減少に悩む地域で、これから進んでいく医療の提供モデルになるのではないかと、このように感じているところであります。

私のところに最初話あったときにも、やっぱり高齢者の方がそういうシステムになじむだろうかというところは懸念はしておりましたけれども、やはり、医療資源を確保する、それから診療を継続するということであれば、それに慣れていただくというところも必要ですし、これだけIT化が進んでくれば、オンライン診療というのが今後進んでいくと、定着していくのではないかと思いますし、また、医療関係の方々からも、今回の南会津の取組事例はある意味着目、注目されているところでございますので、町としてもしっかりこれは浸透していくようサポートしていく必要があると、このように認識しているところでございます。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 了解しました。

次に、受信料の問題なんんですけど、もう支払われたということで、ちょっと後づけみたいになってしまふんですけど、ネットなどで見ると、本当に全国50以上の自治体ですとかにまで拡大してしまっていて、東京都・千葉県5,000万、群馬県2,000万、三重県1,435万です。そのほ

かはあまり載っていなかったので、これだけの請求、皆さん即金払いはまだしていないみたいで、ほかの都の自治体ですとか企業の動向を見てとか、千葉あたりは今年度までには払いましょうみたいな感じだったので、うちの場合はもう支払われたので、その辺は大変潔いなと思うんですが、分かりました、支払金ということで。2番は、それで決着とします。

3番目の南会津高校を核とした人材育成、これの私も参加しているんですけど、1つ疑問がありまして、まず人選の件で、南会津高校に関してですので、メンバー24人の中で南会津高校生並びに荒海中学、田島中学、PTAの方から、教員の方から参加されています。この中で、なぜか南会津中学の関係一人も入っていなくて、向こうから、西部地区からは議員の私だけ参加のような感じなんんですけど、南会津中学はなぜ入っていないのか、ちょっとお聞かせください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

南会津中学校も含めて、前段は検討いたしました。ただ、このワークショップについては、移動の距離であったり、その負担を考えると、田島地域内でまず考えて、これからビジョン策定後の具体的な実施については、南会津中学校も含めた取組ということで考えまして、今回につきましては、このビジョン策定のワークショップのメンバーにつきましては、南会津中学校並びに館岩中学校についてはちょっとご遠慮したということで、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 よく分かりましたが、それは両中学校に打診とかされて、決められたことでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

学校の校長会で一度説明させていただきまして、そこで理解いただいた内容でございますので、ご理解願います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 了解しました。

ちょっと失礼な質問もいたしましたが、医療に関しては、伊南診療所がこれから無事、よりよく進んでいくことを願いまして、私の質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、1番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 1 時 21 分

再開 午後 1 時 00 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 湯田 芳博 議員

○山内 政議長 9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○ 9番 湯田芳博議員 議席番号 9番、湯田芳博であります。

国家の政策転換に関して、財源論が行く手を阻んでおります。いつの時代も、政治行政の大義は、命の継続と可能性の見える希望の舞台づくりであろうと考えております。議会制民主主義には危険が潜みます。よくも悪くも数の論理が結果をつくり出すからであります。当然として、出した結果には責任が伴うものであることを肝に銘じなければなりません。私は、常に大勢に流されることなく、物事の本質に向き合い、将来の地域活力を創造するため、ここに一般質問を行います。

初めに、規模拡大の推進を図る「農地整備事業」がもたらす農業経営上の課題と町が目指す農業経営の全体像についてであります、令和 7 年 6 月議会定例会一般質問に対する答弁内容を基に、以下の事項について見解を求めます。

1 つ目、生産コストの把握状況及び経営分析内容を示せとの問い合わせに対し、本町の農業収入は、令和 5 年度は平均で約 370 万円、令和 6 年度は平均で約 460 万円との答弁でしたが、期待した収益性の課題検証を行う答弁とは程遠いものであります。したがって、改めて農業生産法人や認定農業者が抱える経営上の課題等その実情をお示しをいただきたい。

2 つ目、農地整備事業では、区画を大きくすることで大型機械の導入が可能となるとの答弁がございました。しかし、大型機械等を導入する際に助成を行う産地パワーアップ事業が中断していると聞きます。この事業に関する現状を説明し、経営の大型化を進めたその先に見えて

くる地域全体の農業経営のありようをお示しいただきたい。

次に、都市計画マスタープランに明記されました生活インフラの改修・更新に対する財源不足が及ぼす予算執行の実態についてであります。

その1つ目、この夏、使用を中止したびわのかげ運動公園プールを改善する財源確保の見通しをお示しください。

2つ目、南会津町高齢者生きがい活動支援通所事業、この内容が変更されました。これは、改修に要する財源不足が原因か、それとも所期の目的が達成されたものか、その内容をご説明願います。

3つ目、地域のスポーツ振興等に使用されている旧檜沢中学校体育館の施設環境は十分に整備されていると言えるか、所見を伺います。

4つ目、令和8年に発生すると明記された都市計画マスタープランの不足額を現在までに予算減額として調整した主な事業例をお示しいただきたい。

次に、「株式会社みなみあいづ」の役員交代に伴う今後の経営姿勢についてであります、その1つ目、株主として町長が最終判断を行う経営者交代の選任資格または選考基準をお示しいただきたい。

2つ目、経営責任を担う役員交代に伴い、組織内発議と、あるいは対外的に発信された新たな経営戦略等経営姿勢について把握している内容をお示しいただきますが、特に、買収後の会津高原たかつえスキー場に関する投資と回収の現状を示すとともに、今後の経営戦略を明らかにしていただきたい。

以上、当該質問は全て町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、規模拡大の推進を図る「農地整備事業」がもたらす農業経営上の課題と町が目指す農業経営の全体像はに関する1点目、農業生産法人や認定農業者が抱える経営上の課題等その実情を示せとのおたたしをいただきました。

まず、農業生産法人が抱える経営上の課題といたしましては、労働力の確保が挙げられます。安定的な労働力確保のための労働条件や労働環境の改善が必要であり、後継者となり得る若年層の雇用の確保も必要であります。特に、冬季間も雇用を継続するためには、除雪の請負など、冬の仕事の確保が求められます。また、規模拡大に伴う設備投資や経営規模の拡大にも限界が

あるということが今後の課題であると、このようにお聞きしているところでございます。

次に、認定農業者が抱える経営上の課題といたしましては、後継者不足と高齢化の進行が挙げられます。認定農業者は家族経営が多く、町で行ったアンケート調査によると、7割の農業者が後継者不足であると回答しており、また家族の高齢化に伴い労働力不足となるケースがあること、さらには、設備投資に係る資金調達に苦慮しているとお聞きをしております。加えて、異常気象への対応、冬季間の仕事の確保が課題になっていると併せて聞き及んでおります。

このような課題はありますが、農業生産法人及び認定農業者においては、本町の農業振興に必要不可欠な存在でありますので、引き続き支援制度の紹介や補助金等の充実に努め、農業経営のサポートに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に2点目、大型機械を導入する際に助成を行う産地パワーアップ事業に関する現状を説明し、経営の大型化を進めるために、その先に見えてくる地域全体の農業経営のありようを示せというおただしをいただきました。

まず、農業機械の導入について助成を行う国庫補助事業の一つである産地生産基盤パワーアップ事業、いわゆる産地パワーアップ事業でありますが、申請時に計画書を提出し、販売額の増加やコストの削減といった目標を設定しますが、その目標の達成率が80%に満たない場合は、同一の産地かつ同一の品目で新たな計画の策定が認められることになっております。

現在、産地が南会津町全域で品目がトマト、この計画につきましては、目標額を達成していないことから、当該事業を活用できない状況となっております。

また、産地が田島地域で品目が水稻の計画については、令和6年度までは当該事業を活用できない状況でしたが、昨年度の達成状況調査において再度県に確認したところ、目標を達成していることが確認できましたので、令和7年度以降については活用できる状況となっております。

次に、経営の大型化につきましては、大きな区画での農業では、大型機械の導入が可能となり、農作業の省力化や効率化が進みます。これにより、これまでよりも少ない人数で多くの作物を生産できるようになることから、生産性を高め、収益性を向上させることにつながるものと認識しております。つまりは、地域農業全体の効率性、生産性、持続可能性を向上させるものと考えております。

また、農業従事者の高齢化が進む中、担い手への集積はさらに進むことが予想されますが、担い手に集中することによって、耕作放棄地の拡大抑制に寄与し、水田の効率的な土地利用による農業収益の増加につながることが考えられますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、都市計画マスタープランに明記された生活インフラ改修・更新に対する財源不足が及ぼす予算執行の実態はに関する1点目、この夏、使用を中止したびわのかげ運動公園プールを改善する財源確保の見通しはとのおただしをいただきました。

今後設置いたします検討委員会におきまして対応方針を協議していく中で、整備に係る財源についても併せて検討していくことになりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、南会津町高齢者生きがい活動支援通所事業の内容変更は、施設に要する財源不足が原因か、それとも所期の目的が達成されたものかとのおただしをいただきました。

令和7年第2回議会定例会の一般質問で、各地域の状況について答弁申し上げましたが、各地域で判断した内容が異なりますので、改めてそれぞれについて説明を申し上げます。

まず、館岩地域についてですが、会場として使用していたことぶき荘、これが建設から45年が経過し、事業中止のきっかけとなった漏水修繕以外にも、大規模な修繕が必要になることが予想されること。また、事業の利用者も減少傾向にあったため、改修費用や利用人数などから総合的に勘案し、事業の廃止に至ったものであります。

次に、伊南地域・南郷地域についてありますが、利用者の減少が主な原因であり、導入する費用と地域全体への効果という面から、事業継続は困難であると判断したものであります。

次に3点目、地域のスポーツ振興に使用されている旧檜沢中学校体育館の施設整備は十分に整備されているかとのおただしをいただきました。

平成29年3月の中学校閉校以降、主にスポーツ団体などが体育館を利用していることから、普通財産として、安全面を考慮した必要最低限の修繕を行い、施設管理に当たっているところであります。

ご指摘いただきましたように、十分な予算を充てて整備できていないという一面があるものと認識しております。また、建設から43年を超え、老朽化が進んでいる箇所も多いことから、校舎などを含め、今後の施設の在り方について検討を進める時期に至っているものと考えております。

次に、4点目の令和8年度に発生すると明記された都市計画マスタープランの不足額を現在までに予算減額として調整した主な事業例を示せとのおただしをいただきました。

都市計画マスタープランを引用され、ご質問をいただいておりますが、公共施設全般に係る管理方針は、南会津町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により運用されております。個々の公共施設の取扱いにつきましては、毎年の予算編成において、歳入の見込みを立てながら、緊急性や町が抱える課題への対応、各種事業の現状等を勘案し、全体的な歳出の調整を行

う中で対応しておりますので、具体的な事業についてお示しすることはできませんが、全体調整の中で事業の実施を翌年度へ先送りしたり、複数年に分けて事業実施するなど、町全体の予算が財源不足とならないよう対応しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづの役員交代に伴う今後の経営姿勢はに関する1点目、経営者交代の選任資格または選考基準を示せとのおただしをいただきました。

経営者である取締役の交代につきましては、前任の社長及び副社長、取締役1名、社外取締役1名、合計4名の取締役より自主的に退任の申出があったことから、後任の取締役の選考を行いました。

その際の要件として着目した点は、経営者の若返りを図るために、次世代を担う若い人材を登用することとし、社外からの視点で意見や提案をいただくために、新たな社外取締役を登用することありました。

特に、社内からの取締役の登用につきましては、若手社員と取締役のコミュニケーションを充実させたいと考え、若返りを図ったところであります。

また、社外取締役につきましては、社員を雇用しながら会社を経営し、相応の実績を有している方に担っていただきたいと考えたところであります。

次に、2点目の役員交代に伴い、組織内発議と対外的に発信された新たな経営戦略等経営姿勢について把握している内容と、買収後の会津高原たかつえスキー場に関する投資と回収の現状を示すとともに、今後の経営戦略を明らかにせよとのおただしをいただきました。

新たな経営姿勢としては、会社のホームページをリニューアルし、その中で経営理念、経営ビジョン、社員行動宣言が掲載しております。これらは、令和6年3月に策定された経営改善計画の内容が明記されたものであり、経営陣が交代してまだ日が浅いこともあってか、新たなメッセージの発信には至っていないものと思料しております。

しかしながら、会社の経営理念等を社員が理解し行動することは大変重要であることから、会社内部においては、会社の理念を社員の皆さん理解し、日々の行動に落とし込むよう、具体的な行動指針が示されており、それを各施設の事務室などに掲示するなど、社員等の意識改革に取り組んでいるようあります。

町有観光施設の今後の方針を決定していく中で実施したタウンミーティングなどにおいては、株式会社みなみあいづに対する批判的な意見も数多く寄せられております。このことを踏まえ、会社では、経営改善に向け、まずは社員教育と情報発信の改善に重点を置き、取組を進めているとの報告を受けております。

次に会津高原たかつえスキー場に関しましては、議員おただしの投資という目的ではなく、施設の一部のみが町有施設であったことから、リフト料金を町の条例で規定し、運営されていた矛盾を解消するとともに、次のステップとして、会津高原リゾート株式会社、みなみやま観光株式会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社の3社の統合により、第三セクターの経営の安定化を図ることを大きな目的として、土地及び建物の町有化が進められたものであります。

その効果としては、町が財産を保有することで、教育旅行や合宿誘致に際し、町の意向が十分に反映されること。町の裁量下における施設の更新や計画的な施設修繕が行われること。さらには、他の町営スキー場との連携や、指定管理者選定時に幅が持てるという点が挙げられておりました。

投資と回収の現状についておただしいただきましたが、町有化時点での目標として定めたものではありません。たかつえスキー場の町有化が実現したことで、町が進める観光施策の進展や交流人口・関係人口の創出に大きく寄与していますし、地域住民の雇用確保、さらには近隣の民間宿泊施設や地元での消費など、地域経済に大きく貢献しているものと認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まず、農業経営の姿勢の項目から再質問をしていきたいと思いますが、何度か経営の実態をいわゆる町側から明らかにしていただきたいと思って、何度かしているんですが、どうも出てこない。例えばですが、労働力の確保が課題として挙げられるということなんですが、じゃ労働力がなぜ確保できないのか。そのことについて、いわゆる調査分析した結果があると思いますが、これらについてお示しをお願いしたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

労働力の確保につきましては、町長答弁でもありましたが、農業につきましてはどうしても冬場の仕事のめどをつけるというところの部分がありますので、農業経営だけで一年間雇用するというのはなかなか厳しい状況でありますので、そういった点から、周年雇用するために夏の仕事と冬の仕事というようなところのバランスを考えるというところの部分で、なかなか労働力の確保ができないというようなことをお聞きしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今答弁した内容は、いわゆる農林課が専門職として携わって答える内容ではないですよ。これ一般論ですよ。私が知る友人関係が高知県におりますが、その方々は、必ずしも季節性、これを原因としているんではない。山形の寒河江にも私、知り合いがいますけど、山形も雪は降ります。でも、基本的に農業って割と肉体的負担がかなり厳しいんですよ。機械化になって、かなりそこは軽減されることはありますけど、そうすると、いわゆる農業で就農、いわゆる収入を上げるという期間以外の期間は、体を休める時間、あるいは農業だけではなくて、人生の楽しみを得る時間にするという、そういうところもあるんですね。必ずしもそうではないんですよ。通年して働きたいというのは分かるんですが、通年して働いたら体がもたないというふうに言っている人もいるんですね。

ですから、一般論ではなくて、もう少し深く調査を進めていただいて、私が聞いているのは、やっぱり生活力なんですよ。収入なんですよ。最後は収益なんですよ。幾ら残るかなんですよ。手元に。このところを、いわゆる今後農林課として、いわゆる担当課として調査をし、情報を収集するという、そういう意気込みはありますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしのように、農業経営の厳しさにつきましては先ほど来ありましたとおりなんですけども、農業経営という一くくりにしてしまうと、小規模・零細規模兼業農家から、担い手の専業農家というところで、農業経営については様々な分野になっております。そちらについて、それぞれに調査分析するについては、なかなか町職員だけでは賄い切れないところがありますので、県、または県のほうの出先機関として県の外郭団体のほうもございますので、そちらのほうに一度ご相談させていただきまして、南会津町においてどういった分析が可能かというものについては、調査研究をさせていただければなと思っています。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私もそこは同感で、いわゆる今の行政を組織するその体制の中で、もう少し実態を深めながら分析までするというのは、なかなか困難でないかなという、そういう認識はしているんですね。

でも、これをやらない限り、適正ないわゆる対策が講じられないんですよ。そのときに、皆さんすぐに県と言いますが、県を悪く言うわけじゃないんですよ。県も組織体制が十分とは言えないですよ。

私は、里山林整備事業とか有機農業で県のほうの担当と関わりは持っていますが、それぞれ担当者が一人一人大変だよというようなことを言っているわけではないけれども、その執務内容を見ると、これなかなか大変ですよ。だから、それを県に求めるというのも、私は決して適正な考え方ではないと思うんですね。

それで、1つだけお伺いしますが、今、最低賃金上がりました。この最低賃金を守りながら、いわゆる農業のアルバイトというか、そこに就業する人たちを確保していくというのは、経営上かなりの剩余金なり余裕がないと私はできないと思っているんですが、ここの認識はどうですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

やはり繁忙期につきましては、それぞれ作柄によって、人手不足の部分の時期が違ってきているところでございますが、やはり水稻でいえば、要は米の出来高に応じて、その販売によって収入を得られるというところがありますので、10月11月に収入が入るというような体系でございますので、その間については、やはり蓄えで賄っていただくというところでございますと、なかなか経営的な資金繰りにつきましては厳しいところがあると感じております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 何ていうんですか、一生懸命答弁されているのはよく理解できるんですが、もう少し、何ていうんでしょう、専門、そこの分野の専門として深く、少し突き詰めていかれたらいいと思うんですね。というのは、今、米価が上がって、今回この米価でいくと、非常に農家の収入が上がって利益がかなり入ってくるだろうと、こう思って、何件か認定農業者関係聞いてみたら、いや、ありがたいですと、素直にありがたいと。ただしかし、実は大型機械といいますか、そういう機械類が減価償却期間を過ぎて、既にもう稻刈りに入るんだけれども、1,000万の機械を購入せざるを得なかつたと、こういうことを言っているんですね。

それは、剩余金とかそういうものがあるのかと言ったら、ないんだと。これからは剩余金をためるよう頑張らなきゃいけないんだけれども、ただ、それがしたくても、できないというのが実態なので、ここのところは大型化、大型化と言ったときに、一番大事なのは、その一遍に出ていく大型化の機械設備、これが非常に大きいので、これを子供に知られると、子供は後継ぎしないんと、こういうこと言っているんです。

ですから、限られた範囲でいいですけど、そういう方々に集まってもらって、本音のところ、なかなかお金のことは言いたくないんですよ、誰でも。何かこう、お金を借りているとか、あ

るいは間に合っていないとかというのは言いたくないんですね、人間として。だけども、そのところを知らないと、どこで手を打っていく、どこで行政として政治として、そこに、何ていうんでしょうね、力を入れていくかというのが分からんですね。分からぬまま一般論でやっていくと、こういう言い方は失礼ですよ、失礼ですが、やっぱり国と県の政策に乗っかっていくしかないんですよ。

国と県の政策はいいんです、基本として。しかし、そこにプラス、いわゆる自治体としての実情を加えた政策を盛り込んでいかないといけない。ここのところをしっかりと申し上げておきますが、最後に1つだけお聞かせください。例えばこうやって大型化を進めていった場合に、ある集落では50戸の農業就農者がいたんだけど、30戸に減りますと。くらいになりますと。こういった場合に、村の水管理、これについて、どうしてもやっぱり農業しないと関係ないよねという話になるんだけど、こういう疑問というか、そういう不安というか、そういったものは集落から上がっていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 特に、議員のおただしの水管理につきましては、こちらのほうには上がっておりませんが、やはり集落活動としましては、草刈りでありますとか集落維持の部分に何らか支障が出てくるというお話のほうは聞かせていただいております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 国が進める大型化、これは国策としてあり得るんでしょう。これは平野部については、より効率的な政策かもしれません。しかし、中山間地域に至っては、私は、この南会津町に限って言えば、特に館岩等については集落が多いんですね。しかも点在しているという。その館岩だけを言うわけではないですけれども、そうすると、集落で行われたお祭りができないと。あるいは、集落でやってきた慣例の共同作業もなかなかできない。こういうことになると、集落の団結心というか、協力心というか、共助の精神がなくなっていくんですよ。

そしてこれが、例えばですよ、大型化をして図って荒海地区今やっていますが、これがその生産法人なり大型化を進めた人が、経営が行き詰まったり、あるいは、あってはならないんだけど、ご病気になったり、あるいはまた高齢化で農業から離れなきやならないといったときに、誰が代わりにやるかということは、その人たちから何か聞いていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

今、圃場の整備の部分はありますが、田島地区におきましては、水稻検討委員会というものを昨年度から立ち上げさせていただいております。その中で、やはり農家につきましては、それぞれ今後の身の振り方といいますか、そういったもので新たな担い手の部分の不在でありますとか、場合によっては機械化というところについても、水稻でいえば春作業から秋作業という形で、どうしても今までの部分で行きますと自己完結型になってしまうので、投資はきついというところがありますので、何とか集落営農でありますとか、場合によっては大きな担い手に頼むことで、部分的に作業受託というような形で作業分担をしながら、今後の農業経営をしていけるような体制づくりを何とか構築できないかというところで、話し合いをしているところでございます。

そういったところで、何とか可能な限り営農を続けていただければというところもありますけども、それがもし機械化が難しいというところについては、作業受託のような形で引き続き営農ができるような形で、そういった体制づくりを構築していきたいと考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 なかなかあれですね、苦しい答弁のようですが、分かってほしい議論というのは、いわゆる分からぬところは分からぬでいいし、私が間違っているところは間違っているという訂正をしていいんですね。議論というのはそういうものですよ。だから、無理して答えなくていいんですが、今、政府はいわゆる米作、つまり稻作を増産に切り替えましたよね。今度切り替えていこうと。例えば大型化を図っていった場合に、今まで兼業農家が多くて、その兼業農家同士でお互いの収穫の喜びとか、あるいはお互いの共助の精神で、それぞれの土地を守ろうという活動をしてきたんだけど、これいきなり増産といつても、その大型化を図った人が増産に向かうのはある程度あるんでしょうけど、一旦離農した者が増産には加われないと思うんですが、このところはどういうふうにご認識されていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

令和7年度に限りましては、これまで生産調整という形がありましたので、備蓄米でありますとか、場合によっては飼料用米、またWCSというような形で、主食用米から転作の部分がありましたので、そちらの部分が今回米価の高止まりというところがありましたので、食用米のほうに作付が変更になったというふうにお聞きをさせていただきますし、取りまとめたデータについてもそのような形で表れております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

今、議員から、大型化ということでも全てが全て対応できないだろうというようなお話をございます。これは、政府がそういうふうにかじを切っているということは、もう新聞報道で大きく出されておりますが、まだその中身がどういうふうに今後展開として示されるのかは、まだ我々のところに情報は届いておりません。

一方では、一回離農された方がもう一回着手して広げるということについては、相当のハドルがあるよというようなことが論じられております。私も同様だというふうに思います。ですから、我々として、国なり県なりのほうに情報収集をなるべく早くやって、それを農家の皆さんにお伝えする。または、議員が言われたように、いろんな機会を通して農家の方の悩みなり現実を把握するということは非常に大切だと思います。そういう中で、農業経営をされている方が永続的に、持続的に農業経営が続けられるよう、町としては対策を講じていくというふうなことになろうかと思います。

しかしながら、最終的には、個々の生産法人、それから個々の農業者、その経営は、その方々がやっぱり最終判断をするということでございますので、町としては、それに見合う情報提供なり情報の発信、そして、何が必要なのか、必要な対策は何なのか、そういうものを国なり県なりの制度、さらには町単独でできる規模のものがあれば対応すべきだと、このように感じているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 経営について、深く町が介入することは好ましくないと思うんですが、ただ、そういう大型化を進める上で、必ず対象者というのがいるわけですね、対象団体と。対象団体から意見を聞くこともあるでしょうけど、その対象団体がどういう経営理念を持って、たとえ農業法人であろうとも、経営していくからには持続性、続していくという、限りなく続していくということが保障されないと、これアウトになつたら大きいんですよ。

ですから、私はいつも言うんですけど、数の論理で勢い乗っていくという、勢いに乗っていくというのはちょっと失礼な言い方かもしれません、そういう形でいく場合も必ず、ちょっと待てよという、いわゆる中止をしなければならない、足をとどめて深く考え直さなければならないことがある。これがもし生産法人という形で、あるいは認定農業者でもいいんですが、大型化を進めていった人が、個人的な考え方、あるいは会社の経営に対して十分な、何て言うんでしょう、能力というか技術というか、そういうものを持っていたいなかつた場合には、あつという間に倒れてしまうんですよ。

そういうふうになったときのことを考えると、いわゆる我が町は中山間地域であるので、その中山間地域として持続する、いわゆる政策的な支援を私は見つけていくべきだと、こういうふうに考えているんですね。

それで、このことについては、さらに質問しても具体的な回答は得られないと思いますので、次の産地パワーアップについて、ちょっと1つだけお聞きしますが、この目的である当然その補助金を頂く場合には、計画立案をし、その目標を設定しますが、なぜ目標を設定したのに、その目標に届かなかったのか。ここの主たる原因だけ教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

こちら産地パワーアップにつきましては、トマトにつきましては販売高の10%以上を超える、を達成するというところが目標の部分でした。また水稻については、生産コストの10%を下回るというような目標設定をさせていただきまして、それを取組者の部分の計画として上げさせていただいたところなんんですけども、そちらの低減幅の部分が目標に達していなかったというところの部分で、何ていうかな、目標に達していなかったというところの部分で、事業が使われていないというところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 稲作について教えてください。稻作のほう。トマトは分かりました。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えします。

すみません、水稻については、生産コストの10%というようなところで、計画樹立してから2年後の経営の部分で、生産コストを10%削減するという目標を掲げて、事業採択されたところではあったんですが、そこが達成できなかったというところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 達成できなかったという結果は承知しているんですよ。なぜそうなる、その主たる原因はなぜかということ、何なのかということを聞いているんですよ。

お願いします。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

そちらについては、やはり集積の面的拡大が図られなかったということで承知をしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私、性格の問題もあるんでしょうけど、私だったら、例えばその目的が達成されなかつたときに、自分に自答しますね。なぜできなかつたんだろう。あるいは、自分の努力として何が足りなかつたんだろう。じゃこれで、ある意味、自分が頂いた補助金を返還するんではないんですね、この事業は。普通、目的が達成されなかつた場合には補助金返還ということもあるんですが、補助金返還ではなくて、次のいわゆる地域における希望者に制度が利用できないということになるわけですよ。

そうしたら、なおさら自分がやつたことに対して、ほかの人たちがその恩恵を受けられないというと、やっぱり自責の念に問われますよ。それを、相手を突き詰めていくんではなくて、相手から実情をしつかり聞いて、そうして次の手を打つ。あるいは目標達成に向けて、町がいわゆる伴走できるのかどうなのか、ここを考える。このことはいかがですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

すみません、私どもの説明が不足で申し訳なかつたんですが、町長答弁もありましたけども、水稻に限りましては、令和6年度の調査において、目標が達成されたところでございます。そちらについては、やはり基本的にはフォローアップしながらでですけども、6町歩ほどの面積が拡大を図られたということと、それに伴いまして、面的拡大に伴いまして、生産コストのほうも低減が図られたというところの部分が、令和6年度調査で判明させたところでありましたので、水稻については今後、7年度以降については使えるというような形になっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 決して慌てないでいいですから、私は、それを聞いているんじやなくて、6年度のことはそういう答弁で分かりましたが、なぜ、その目標を達成できなかつた年があるわけですね。それはなぜですか。原因はどこにあるんですかということを聞いているわけです。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 すみません、そこまでちょっと把握はしておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私、一番先に申し上げましたけど、本質論をお互いに展開していくということになるには、根っここの部分が分からないと、根っこにどういう問題が隠れているのか、そこが分からないと次の展開へ行けないんですね。

ですから、今のところつかんでいない。つまり、事実認識だけはしているけど、その事実が発生した原因は、そこまで把握していないということなんですかね。これでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橋 昭農林課長 お答えいたします。

その年々のフォローアップ等については、申告書を頂きまして、その数字を基にして生産コストのほうを、10アール当たりなんですけれども、そちらのほうで策定させていただいたところであります。

そういういたところの部分では、提言の目標値に達していなかったというところの部分は承知をしているところなんですけども、それがなぜ、どこにボトルネックがあったのかというところについては、分析はしておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 幾ら言っても、なかなか根の張っている部分まで議論が行かないで、ここで一旦止めますが、私は、議論というのは、いわゆる時間をそこで過ごせばいいというものではない。この議論が次の展開にどうつながっていくのか。あるいは、その展開がいわゆる関係者にとっていい方向性になっていくのかどうなのか。こここのところをしっかりと確かめたくてお尋ねをしているので、ここだけは、次回からしっかりと状況を把握すれば、その具体的な事例が出てきますから、そこはお願いしておきたいというふうに思います。

それで、次に今度は移りますが、いわゆる都市計画マスタープランのことですが、びわのかげ運動公園のプールについては、これまで何人かの議員が質問をされていたようなんですが、まずここでお聞きしたいのは、年度内に委員会を立ち上げるという話がありましたが、この委員会が立ち上がった際に、議論をする項目といいますか、議論をする内容をちょっと教えてください。どういう項目を議論していくんですか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

検討委員会で議論すべき項目の想定でございますが、まずびわのかげ水泳場の現状を踏まえて、大型改修に至るか、それとも更新するか、それとも除却というような選択もあるうかと思いますが、将来についての協議を検討いただきたいのがまず1点。

次に、既存のプールがございます。町民プール、あともう一つ、学校のプールがございます。こちらのプールについて、将来に向けて一体的な活用や集約化等々、どのプールも年数が経過

してございますので、そちらについても議論、検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、当然その財源論が出てきますね。財源をどうするか、財源がどのくらいかかるかというのを比較設計をするということも、その検討会で議論すると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答えいたします。

検討を進めていただく中で、金額、事業費等々が見えてくると想定してございます。そちらについての資金的なところは、何か有利な事業がないか、補助事業等々、もしくは必要であれば基金等々を設けるなども資金調達の選択肢としてはあるというふうに考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員からいただいている中身は非常に重要な話だと思います。検討委員会で検討を進めるというところが財源まで伴うのかというご質問だと思います。これについては、当然執行部である町の関係部署、財政も含めてですが、そこで積み上げたものを再度その検討委員会のほうにお返しをして、そこで内容を積み上げていくというような形でないと、計画倒れになってしまうかなという気がしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、今の答弁でいきますと、ある程度その、何ていうんですか、びわのかげの多目的広場というか、そういうものを総合的に考えた中で検討するというのが最初の始まりだったんですが、どうもそのびわのかげのプールが緊急を要するだろうということで、そちらにシフトしているようすけれども、いわゆる財源論というのはそんなに簡単な検討委員会で論じる問題ではないんだろうと私は思いますよ。先ほども話があったんですけど、それぞれに公共施設があって、それを適正にこれから配置していく、あるいは除去していくもの、あるいは更新していくものというのが出てくるわけですから、それらの全体を考えないで、いきなりびわのかげのいわゆる財源の話まで検討委員会で出てくるというのは、いかがなものかと思うんですが、この辺はどうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 当面、我々に今課されているのは、プールの在り方がどうなのかというところは、もうこれは喫緊の課題であるというふうに思います。その上の大きな課題として、これまで議論になっておりましたびわのかげ陸上競技場の全天候型の整備だとか、老朽化している野球場の問題をどうするのかというの、全体的な大きな話があると思います。

それはそれとして考えますが、今回のびわのかげプールのありようについて、やっぱり早めにそれを検討しなくてはならないということで、ある意味、そこは別立てにならざるを得ないのかなと、このように感じているところです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が何度か言っていますが、いわゆる部分最適という、何ていうんでしょうね、この事業成果を求める。部分最適を求めていった結果、全体最適にどう貢献していくのかということを常々申し上げていますが、緊急性があるとか、いろいろ言葉では言いますが、これだけの財政が厳しい状況の中では、私は全体的なものを議論しながら、町民の方にはご不便をおかけしますが、ここはしっかりと将来図を描いた上で考えますので時間を欲しいと、こういうふうに私としては、何ていうんでしょう、お知らせをするということが町政のまづ始まりの点で大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これらも含めて今後立ち上げる検討委員会の中で、やっぱりいろんな立場からのご意見をいただきながら詰めていく内容かと、このように思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 次に、高齢者の生きがい活動支援の通所事業についてにまいりますが、これも館岩については故障というか不具合があったからというのがきっかけになったというふうな話です。そのほかについては利用者が少ないということなんですが、高齢者の生きがい通所事業というんですか、これについては、もともとはあれでしょう、自立できる対象者を、いわゆる介護予防として、認知障害といいますか、認知症を防止するための施設だと聞いているんですが、これは間違いないでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

この事業は施設ではなくて、事業をやっている場所が介護デイサービスだったり、温泉施設だったりということで、施設ではないということをちょっとご理解いただきたいのと、この事業自体は、議員おっしゃられるように、自立できる方、介護認定を受けていない方が介護予防、

それから多様なサービスの提供を受けることで、高齢者の社会的な孤立感を解消して、安心に暮らせるということを目的としてやっている事業ということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 施設ではないということは承知しています。ただ、施設を利用する企業なわけですよね。施設が利用できなくなったというと、結局事業として継続性が失われたということになるわけでしょう。それで、私が聞いたのが、これが事実かどうか、第三者を通して聞いたものですから、あまり確信を持てませんが、そこで入浴をする、その生きがいデイサービスの入浴をする事業があるんだけど、入浴を楽しみにしていたと。それができないので、いわゆる介護認定を受けたら、それに入られますよと、こういう指導があったというんですが、こういう事実はありますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 そういうふうなことを、指導といいますか、アドバイスしたという話は私も聞いております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 どんな事業にも、振り返ってみると、初期のいわゆる設置目標、そしてそこに流れている精神というのがあるはずなんですね。そういうものをしっかりとその住民を受けて立つ側が理解をしてやらないといけないと思うんですが、介護予防の充実を図るという規定の中で、介護認定率が現状値、令和3年で20.2%、これを中間値で、R 8年で来年が目標値なるんですが、20.5%にすることですが、現在値は何%だか分かりますか。

議長、分からなかつたらいいですよ。

○山内 政議長 大丈夫ですか。

健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

すみません、時間がかかってしまって。19.8%です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 分かりました。ぜひ、そういう目標があつて動いている。それから、本来あるべき姿というのはこうなんだけれども、現状はこうですと。つまり、住民側が主張するなら、それが全て適正、適法といいますか、それが正しい姿だとは受け取ってはいけないというところをしっかりと認識をしておいてほしいと思います。

それで、あと株式会社みなみあいづのほうの関係に移りますが、先ほどの答弁を聞くと、い

いろいろ苦慮はされているんですが、私はじやこの役員交代で、今後いい方向に、必ず私たちが期待する方向に進むと、こういうふうに願いながら、今後も見守っていきたいと、こう思います。

以上で、質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

◆ ◆ ◆

◆ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 次に、6番、渡部裕太君の登壇を許します。

6番、渡部裕太君。

○ 6番 渡部裕太議員 議席番号6番、渡部裕太です。

通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は大きく2点です。

まず1点目、旧祇園会館の現状と今後は。

当施設は、立地状況のよさや建物の軸体の耐久性には問題がないことから、当町の資源として大いに活用すべきものと考えます。長期間利用されない状況になってしまっては、景観上も好ましくありません。今後、早期の活用が望まれることから、以下2点の質問をいたします。

1点目、施設内残存物の整理の方向性と現状は。

2点目、株式会社ISホールディングスとの包括連携協定を生かして、施設を活用していく考えは。

大きな2点目、水泳施設の今後は。

7月17日に、配管設備の故障によるびわのかげ水泳場の開放中止についてのお知らせがありました。田島小学校のプールも使用できない状況の中で、教育の観点からも、水泳施設の今後について町の考えを以下4点お伺いいたします。

1点目、びわのかげ水泳場に関して、お知らせには修理に多くの日数等が必要と記載がありましたが、修理に見込まれるおおよその日数と費用は。

2点目、びわのかげ水泳場の今後の方向性に関して、どのような検討が行われているでしょうか。

3点目、町内の小中学校プールの設備の状態は。

4点目、田島小学校プールの今後の方向性は。

大きな2点目の③と④のみ教育長に答弁を求めるものです。それ以外は町長に答弁を求めるす。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部裕太議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、旧祇園会館の現状と今後はに関する1点目、施設内残存物の整理の方向性と現状はとのおただしでございますが、現在、館内には建設当時に整備した祇園祭に関わる展示品のほか、機械設備などが残っている状態であります。

議員おただしの整理の方向性でありますが、今後の施設の活用に向けて、これらの展示や機械設備などは全て解体・撤去し、処分する方針でありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に2点目、株式会社ISホールディングスとの包括連携協定を生かして、施設を活用していく考えはとのおただしでございますが、これまで、旧祇園会館の今後の活用につきましては水面下で交渉を進めていると公表を控えてまいりましたが、このたびの株式会社ISホールディングスとの包括連携協定を機に、旧祇園会館の利活用につきましても、相互連携することで協議がまとまったところであります。

今後、町としては、株式会社ISホールディングスのグループ会社であります株式会社DM Cai zuと、観光機能を有した施設としてより具体的な利活用策を検討していくと、このような考え方でおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、水泳施設の今後はに関する1点目、びわのかげ水泳場に関して、お知らせには修理に多くの日数が必要と記載があったが、修理に見込まれるおおよその日数と費用はとおただしおきました。

7月上旬にプールに水を張り、ろ過循環器の試験運転を実施した際に、プールの水を吸い上げることができないことが確認され、業者に修繕に関して連絡を取ったところ、破損箇所の特定から修繕完了までは数か月要するとの見解がありました。また、費用に関しましても、今回損傷した配管以外にも、老朽化により修繕を必要とする設備などが多数あることから、先ほどの10番議員の一般質問でもお答えしましたとおり、今後設置いたします検討委員会におきまして方針を協議していく中で、財源も含め、総体的にどの程度の支出になるのか検証していくたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、びわのかげ水泳場の今後の方針について、どのような検討が行われるのかとのおたたしであります。昨日からの一般質問でも答弁申し上げておりますが、今回損傷した配管以外にも、老朽化により修繕を必要とする設備などが多いことから、今後の整備や運営などにつきまして、府内の関係部署や関係団体を交えた検討委員会を設置し、協議・検討してまいりたいと考えますので、こちらについてもご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、水泳施設の今後はに関する3点目、4点目についてお答えいたします。

初めに、3点目、町内の小中学校プール設備の状態はとのおたたしであります。本町における現在使用可能な学校プールは、小学校3校、中学校2校の合計5校で、建設年度は、田島第二小学校が昭和56年度、桧沢小学校が平成11年度、荒海小学校が昭和48年度、田島中学校が昭和48年度、南会津中学校が昭和53年度となっております。

なお、一番新しい桧沢小学校においても建設されてから25年、それ以外の学校では50年近く経過していることから、施設や設備の老朽化が著しい状況にあります。

したがいまして、毎年度、ろ過装置等の設備の保守点検を実施するとともに、必要に応じた修繕等を行いながら、児童生徒の安全に配慮した維持管理に努めているところでございます。

次に4点目、田島小学校プールの今後の方針はとのおたたしであります。田島小学校のプールにつきましては、老朽化により令和2年度で使用を廃止しており、現在においても解体・撤去は実施していない状況にあります。

令和3年度からは、水泳授業が他校のプール、夏季休業中はびわのかげ水泳場を利用しておきましたが、今年度はびわのかげ水泳場の利用が中止となったことから、夏季休業中の利用については田島第二小学校にお願いしたところです。

なお、現在の田島小学校プールの敷地は土砂災害警戒区域に指定されており、大雨時には土砂流入等も発生しているほか、新たなプールを建設するにも、既存プールの解体や撤去も含めた大きな財政負担が伴うことが想定されます。このようなことから、田島小学校単独での再建は困難であることから、びわのかげ水泳場の今後の在り方も含め、関係部署や関係団体等とも協議しながら、今後の方針を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、まず大きな1点目、旧祇園会館についてから再質問させていただきます。

答弁の中に、展示品と機械設備など全て解体・撤去ということですが、機械設備に関しては、どこまでが入っているのか。中に人型のロボットとか、そういうものがあるかと思うんですが、空調設備ですか、そのあたりどこまで、全てと書いてあるんですが、そのあたりもう少し詳しくご説明いただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

町長答弁申し上げました機械設備といいますのは、まず、館内入っていただいて、見える部分といたしましては、マルチ映像、大型のスクリーンがあるんですけども、まず見える部分としてはそういうもの。さらには、機械室がございまして、その機械室の中には空調設備が入っております。こちら非常に大がかりな設備になっておりまして、今回の祇園開館を残すか廃止するかという議論の一番大本になった空調ですね、エアコン関係、こちら空調施設の中には冷温水発生機という大きな機械と、あとエアハンドリングユニットという、その生み出した熱、温かい風、冷たい風を調整する、そういう調整機能の大きな機械2つ入っております。こういった今申し上げたマルチ映像と空調設備一式を、今回機械設備撤去ということで全て、目に見える部分と、目に見えない機械室の中に入っている設備関係を全て、今回は解体・撤去する工事となっております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 本定例会の一般会計の補正予算に計上されております旧祇園会館内の設備等撤去工事費用の請負ということで、今おっしゃったところの費用が全て今回の補正に計上されているという認識でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、今申し上げました機械関係、さらには展示品全て、大屋台、さらにはいろいろロボット関係あるんですけども、現状では機械設備等展示されている品物、さらには、中にはいろいろこう動く棚とか椅子等もあるんですが、そういうものの全て、まずは中を、何

ていうんですか、表現的に空っぽにするということで、全て撤去、さらには処理する工事内容となつております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 屋台のほうも撤去するということなんですが、それは解体処分するというような意味合いで、ほかに移設するとか、そういう考えではないという認識でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

中に展示されている屋台、さらにはロボットも、今回予算として提案させてている内容の中には、全て解体・撤去するという考え方で予算を計上させていただいております。ただ、まだまだ中には活用できるものがあることと、これまで議会の中で、活用できるものは活用する、さらには、祇園の町として何かできるんではないかというご提案を受けておりますので、我々としては、夏の間に関係者の皆さんに館内に集まつていただきて、ワークショップをやらせていただきました。その中で、屋台ももう一度見ていただく、ロボットももう一度見ていただいて、例えば屋台格納施設であるとか、駅の中にそいつたものを展示・活用できませんかというワークショップをやつたところ、今のところはまだそいつた活用の方策が出ておりません。

しかしながら、予算の中には全て撤去する予算として今回提案させていただいておりますが、使えるものは、まだまだロボットとともに祇園の町として活用できるものはありますので、そいつた活用策はぎりぎりまで、町としては検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ①②併せての再質問とさせていただきたいんですが、ちょっと②のところまで関連しまして、DMC a i z u のほうと、じゃ今後、具体的な活用策を進めていくという中で、答弁のほうにも観光機能を有した施設としてというようなことがございました。そいつた意味合いであれば、祇園祭を知る一つの手段として、ある程度設備を一部残しておくのもいいのではないかと思うんですが、そのあたりの協議はまだDMC a i z u さんとは全然進んでいない状態なんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、これから活用する方針の中に、祇園祭の色を出す、さらには活用するという方針は現在持っておりません。これまで、祇園会館を残すかどうかの議論の中で、所期の目的は達成されたというふうに町の方針は今まで打ち出しているところでございます。

したがいまして、新たに、それを利用する方ができた場合に、その祇園祭の機能を再びそこに置く、活用するということは、現時点では考えておりません。それは、活用を考えているD MCさんも同じ考え方でおります。

町長答弁の中にもありました観光的な機能というようなことで答弁させていただいておりますけども、あそこは国道289号、121、いろいろなルートの要でありますので、そういった拠点を、拠点的な立地条件を生かしながら、観光客が立ち寄れるような機能は設けたいということで、現在話を進めているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 相手方の意向も一応祇園祭関係のほうは残さない方向でということは理解いたしました。

先ほど、ちょっと前の答弁のほうに戻るんですが、夏場にワークショップを開催したということなんですが、その場に来た団体関係者というのは、どのような構成になっているんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

こちらから、町のほうからお声かけさせていただいたのは、田島まちなかエリアプラットフォームの皆さんにお声かけをさせていただきました。中心市街地の活性化をやられているメンバーの皆さん、さらには屋台格納施設を管理されている区長の皆さんにお声かけをさせていただいた、当日皆さんに集まつていただいた、展示品の確認、さらには活用方法についての意見交換をさせていただいたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ワークショップの中では、具体的な方向性として、すぐ活用できるような方法は意見として出なかったということですが、今後また同じような形で定期的に、ぎりぎりまでその活用方法を提案いただくとか、そういった機会は今後も検討されているんでしょ

うか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

検討の方法は、今後もどういった方法で検討していくかはまた考えたいと思うんですが、そういういった機会は設けたいというふうに思っております。先ほど答弁申し上げましたとおり、やはりこれまでの議会の中でもたくさん要望・提案をいただいておりますので、祇園会館が持っている機能、そういういったものを展示品を活用することによって、ほかの場所で活用できるんであれば、やはりそこはぎりぎりまで検討しなければいけないだろうというふうに私は思っております。

先ほど申し上げましたとおり、中心市街地のどこかにロボットを展示するとか、場合によつては駅にロボットを展示する。実際、駅員も含めたワークショップの中では、それもいいねというような前向きな意見も出ておりますので、本来あった機能をほかで賄えるのであれば、そこは引き続き検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ぎりぎりまで、やはり検討の機会というのは持っていただきたいと思います。といいますのも、結果だけ、例えば解体して処分してしまったという結果を町民の方がまだまだ知らない方ほとんどだと思いますので、聞いた際に、やはり否定的な声がかなり出ることが予想されます。そういうことを踏まえて、やはりその前の段階での議論というのはかなり大事になってくると思いますので、そのあたり、情報の周知ですとか共有というのを今後強化していただきたいと思っております。

追加で質問なんですが、先ほど機械設備の撤去ということがありましたが、今後、相手方が、DMCさんが利活用する際に、空調設備の今後の新たな導入に関してはどのような方向で、町として整備するのか、それとも相手方のほうで整備するのか、その辺の検討は現段階ではどのような状況でしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

この施設の活用については、DMCの遠藤社長にも、私、現場でご案内をしながら中身を見ていいただきまして、結論から申し上げますと、祇園祭の展示品については活用しないというようなことでお話をいただきました。

それで、町として行うのは、箱物としての提供ということで、不要な物の撤去、これについては町予算で対応しますというようなお話を申し上げ、これから議会に予算提案しますというような説明をしてきたところです。

一方、新たな投資として考えられるのは、この空調設備ですね。これについては、DMCのほうで経費を負担してやりますというようなお話をいただいております。これ以外にも、誘客を進めるための様々な取組の中で必要な備品だとか造作等が出てきますが、空っぽな状態のものを活用する上で、必要なものについては会社のほうで負担しますというような基本的な考え方で今進んでいるところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 空調設備に関しては理解いたしました。

あとは、貸すに当たっても、どのような方式なのか、指定管理なのか、あとは有償なのか無償なのか、そのあたりはまた今後、話合いを進めていく状況でしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、基本的な考え方ですが、新たな設置条例をつくって、そこに指定管理の議案を出すという考え方を持ってございません。普通財産としてお貸しするということであります。

あと、賃料を含めた細部については、会社として投資する部分もありますので、その辺をどういうふうに整理するのかについては、今後、調整事項になるというふうに認識をしております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 あと今後のスケジュール的なところを現時点で確認したいと思うんですが、旧祇園会館に限らず、包括連携協定を結んだということで、今後定期的な打合せとか、そういったものが検討されているのか。そのあたりの連携の状況はどのようにになっているんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

包括連携協定につきましては、具体的な施設であったり取組というものは、ほぼない状態でありますので、その施設であったり連携した取組の内容につきましては、所管する課のほうとの協議になるというふうに認識しております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 7月22日に連携協定を締結して、新聞報道にも出ました。この中身を再度ご紹介申し上げますと、小豆温泉周辺の振興に関する事項、国道289号八十里越を活用した交流人口に関する事項、インバウンドの受入れ、自然資源を生かした再生可能エネルギーに関する事項、町有施設の利活用、ふるさと納税を軸とした活性化に関する事項、その他、それぞれ当事者が必要と認める事項というようなことで、幅広い協定になっております。

ですから、協定結んだから、後はそれぞれやるという発想ではなくて、やっぱり定期的な意見交換をしながら、町のためにどういうものを貢献していただくのか、また町としてどういうものを求めているのか、これらについては、お話しをしながら相互にメリットがある形として、この連携協定を生かす取組をしなくてはならない。

特に、個別の施設については、これから指定管理の募集が始まりますけども、こういったところから動いてくるのかなというふうに思いまして、私どもとしては、いただいたご縁を大切にして、民間企業の発想で地域の活性化に貢献していただきたいと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ぜひ今後とも、ほかの施設含め、定期的な話し合いは行っていっていただきたいと思います。

また、再活用に向けてスピード感を持つつ、また急ぐだけではなく、しっかりととした協議の中身を持っていただきたいと思っております。

それでは、大きな2点目のほうに再質問を移らせていただきます。

こちら水泳施設に関しましては、昨日と本日と複数の議員からも同じ質問が出ておりますので、再質問すること自体はそんなに多くはないんですけども、昨日、町長の答弁の中にも、夏場の一、二か月程度使用する施設に修繕費がかなりかかるということであれば、その高額の費用を負担して維持していくというのは現実ではないと、そういった旨の発言もありました。

そういったことから、他自治体でも同様の事例結構ありますので、その辺、情報提供というような形でお話をさせていただければと思います。

まず、廃校を利用した、廃校のプールの活用ということで、神奈川県の海老名市、そちらのほうは釣堀として再利用されております。それは賃料を取って常設で行っているような状況です。また最近、県内ですと白河市なんですが、白河市のほうでは、6月に民間、地元の業者さんと連携しまして、やはりこちらも釣堀ということで親子間のイベントということで、ニシキゴイを放して釣りをするイベントを施設管理の一環として行っております。

町としても、廃止した場合の案というのももちろん同時に検討していかなくてはいけないと
思います。そのまま放置するという状況になりますと、やはり管理費もかかりますし、安全性
の問題ももちろんございます。その点について、1点だけ質問なんですが、まずプールを廃止
した場合に、法的に何か措置を取らなくてはいけないとか、そういったところがあるのか。ま
ずその点についてお伺いいたします。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

町民プール、併せてびわのかげ水泳場、こちらにつきましては、廃止した場合、特段の手続
等は必要ないと認識してございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 そういうことでは認識いたしました。

埋め立てなくてはいけないとか、そういうことですとまた余計な費用が発生してしまうので、
できれば、現状のまま、費用のかからない維持方法が一番理想だとは思います。

また、栃木県の壬生町におきましては、私が以前一般質問のほうで、町有施設の官民連携と
いうことで、サウンディング型市場調査ということをちょっと触れさせていただいております。
民間に活用方法の情報提案を受けるというような形で、実際に壬生町のほうでは実施をしてお
ります。今後、ほかの施設含め、使われなくなった町有施設に関しては、こういったことを進
めていって、提案をどんどん受けていっていただきたいと考えております。

実際に当町におきましても、管理釣場のほうに事業を継承してこられている釣堀、経営され
ている方がいらっしゃいます。そういう方にお話を聞くですか、そういったことも一つ方法
なのかなと思いますので、今後、びわのかげの施設を、プールをどうするかという検討が行わ
れていくとは思うんですが、そこで万が一、維持しない、もう廃止だという結果が出た場合に
は、そういうことも検討していただければと考えております。

○山内 政議長 答弁よろしいですか。

○6番 渡部裕太議員 じゃ、答弁ありましたら。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

今ほど議員おただしの商業利用的なものも含め、検討委員会のほうで、検討、議論、協議し
てまいりたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ぜひ進めていただきたいと思います。

また、びわのかげに関しては、プールがもし廃止になった場合でも、更衣室とかもありますので、以前ほかの議員の方が陸上競技場に更衣室がなくて困っている声があると、実際には野球場のほうも使った経緯なんかもありますよなんていう答弁があったかと思うんですが、そういった際に、距離もそう遠くないですし、更衣室としての利用はそのまま可能だと思いますので、そのあたりももちろん協議会のほうで様々な意見出るかと思いますので、検討事項として進めていっていただきたいと思います。

再質問その次の③④、学校プールに関しての再質問を行いたいと思います。

こちらも昨日の答弁の中で、町内全ての水泳施設の維持管理費、10年平均で見ると1,000万ほどかかるという答弁もございました。また、町長のほうからも、地域性を踏まえ、町で1つに集約するというような考えはないというような答弁もあった中で、田島小学校のプール、今使えない状態ですが、そちらに関して学校関係者からはどのような意見が出ているでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

春先、4月22日だったと思いますが、田島小学校のPTA会長と役員の方2名で来庁されまして、教育長と私で対応させていただいたんですが、その際に、猿等の遊び場になってしまったりというようなことで、危険性が伴うので、プールをあのまま残しておかずには、取壊しを早急にしてほしいというような要望がありました。

今年度になりましてそういう話がありまして、教育長と私も、今後取り壊すかどうか、その辺も優先順位をつけながら対応してまいりたいという返事をさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 PTAの方からそういう意見が出ているということで、実際に解体した場合どのぐらいかかるかとか、そのあたりまで調べている状況なんでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたように、そういう要望が出てきましたので、来年度の当初予算に向けて業者さんに現地を見てもらって、どのぐらいのお金がかかるのか、概算見積りをお願いし

ようというようなことで、今、課の中では話しているところです。

参考までに、平成25年度に荒海中学校のプールを解体しました。その際に約810万円程度の金額がかかっているんですが、田島小学校のプールにつきましては、荒海中学校のプールの面積に比べましても、大きさが敷地面積約1.3倍、さらにはもう10年以上経過しておりますので、かなり歩掛かり的な共通単価とか、そういうものも上がっていますし、人件費、そういったものも高騰しておりますので、1.5倍から下手すれば2倍ぐらいかかるかになってしまうのではないかなどということで、1,500万とか2,000万弱の金額がかかるものというふうに想定してございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 かなりの解体費用が発生する見込みであるというのは理解いたしました。そのあたりも、協議していくもちろん事項だとは思うので、あまりにもかかり過ぎるのであれば、やはり一番は、現状のまま何か費用の発生しない方法で活用するというような方法を考えるというふうに当然なると思いますので、そのあたり、協議会の中身等、また改めて追跡というような形で質問とさせていただければと思っております。

また、町民プールの利用ということで、本日も質問ございましたが、伊南、南郷、館岩それに町民プール開放しておりますが、田島地域においては、今のところびわのかげが使えていたので、そういったところがないということで、条例のほうを改正すれば町民利用も可能ということで、今、現時点ではすぐに出ないと思うんですが、来年の再開はもちろん厳しいというような状況の中で、早めに動くこととして、田島地域内どこかの小中学校のプールの条例改正をしてというような検討は行われるかどうか。そのあたりについて、町の考えをお伺いいたします。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

先ほど別の議員の答弁の中でもお話しさせていただきましたが、教育長からも答弁ありましたが、田島小学校、学校のプールも使用できない、さらにびわのかげプールも使用できないということで、今年度につきましては、田島第二小学校にお願いをして、田島第二小学校を夏休み中5日間、開放していただきまして、あたご館前から第二小学校までバスを運行させて、利用したというような形になっております。

それ以外にも、やはり幼稚園であったり保育所であったり、そういったところもやっぱり田島地域の先生方だったり保護者の方からも、今までびわのかげが使えていたんだけども、使えなくなつたので、小学校とかのプールを利用させてほしいなんていう話があって、実際、桧沢

小学校にお願いをして使わせていただいたなんていうケースもございます。

今後、町民サービス、館岩、伊南、南郷の方は地元の地域のプールを利用して田島地域は使えないという、そういった不公平感もございますので、その辺につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、検討委員会の中で、そういった声があるという事実も踏まえて、今後どうしていくべきかというのは検討させていただきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 びわのかげのプールの利用状況を見ましても、かなりの方が利用されていたようですし、お子さん以外に大人の方も利用しているというような声も聞いております。なので、ぜひ田島地区におきましても来年度、1つは利用できるような状況になっていただきたいと考えております。

全国的に、学校教育に関してなんですが、水泳の授業自体をなくしてしまうというような動きもありますが、やはり水難事故、何かあった際には、対応できないこともありますので、水泳の授業自体はやはり今後もなくしてはいただきたくない、個人的な考えでありますと想っております。

また、そういった動きの中で、7月2日に、これウェブ上で閲覧できるものなんですが、教育新聞というものがございます。その記事に、こんなものが載っておりました。全国の公立の小学校のうち、民間事業者に水泳の授業自体をもう委託して行っている学校が20%あるそうです。また、自校以外、公共施設等のプール、ほかのところで実施している学校が44%と、意外に今もう自分の学校にあるプールを利用できなくなっている状況というのが顕著になってきております。

学校内で行わないことのメリットは、教員の方の負担軽減、そういった面もありますし、子供たちにとっては、一番その授業をやること自体に意味があると思いますので、そのあたりも検討委員会として今後判断をしていく判断材料にしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

私も、議員からこの質問が出て、いろいろ情報を得ようと思いましてインターネットで調べたところ、同じ記事を見つけたところでございます。

そういったことも踏まえて、参考にさせていただきながら、今後、検討委員会のほうで協議したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 水泳学習の意義は、議員おただしのように、やっぱり技能の習得ばかりではなくて、水難事故、その防止の観点から非常に大事だと私も認識しておりますので、自分の命は自分で守るということですかね、その泳法を身につけるというので、非常に大事な水泳学習だと考えております。

なお、ちょっと整理しますけども、西部地区については、町民プール、館岩、伊南、南郷、これは学校プールと併用というような形で、当座のところはそういう形で進めてまいりたい。東部については、田島二小と桧沢と荒海と田島中、これは使えますので、それを使っていく。田島小なんですけれども、あそこは町のハザードマップ見ますと、先ほど私、答弁したとおり、土砂災害警戒区域なんですよ。昨年度も8月7日の集中豪雨で田島小に土砂が入ってきて、プールの中にも入っているんです。なので、あそこはやっぱりプールの立地条件等で非常に悪いということで、なので、あそこではやっぱり建設するというのは無理だと思いますので、撤去するしかないのか、そんなふうに感じております。

なお、東部の町民プールについては、先ほどあったように条例の改正等いろいろありますので、その辺のところを勘案しながら今後進めてまいりたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今後、今回これだけ多くの議員からプールに関しては質問が出たということは、それだけ多くの町民の方も今後の動向について注視しているということだと思いますので、ぜひ前向きな検討を、そして、どういう状態なのかというのをやはり町民の人にも分かるように随時情報公開すると、少し安心感を町としても与えるですか、やっぱり何も知らない状態というのが一番不安だと思いますので、そのあたりの情報提供のほうも町民の方に行っていただきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終了したいと思います。

○山内 政議長 以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

なお、再開は午後2時50分とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 古川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。

今回、12人の一般質問の中で最終登壇者となります。よろしくお願いします。

今回、私の質問事項は2つです。

まず、質問事項1、公立学校教職員の多忙解消は。

福島県教育委員会が令和6年9月19日に発出した令和6年度教員の勤務実態調査結果による
と、県内教職員の働き方は、依然として多忙を極めた状態にあることが分かります。

ここで、学校現場の勤務実態に関する課題を共有するために、スクリーンに資料を提示しま
す。スクリーンをご覧ください。

これから、県教委が発出した令和6年度教員の勤務実態調査結果のデータを一部抜粋して、
私が再構成したものをお示しします。

まず、この勤務実態調査の期間、対象、回答数などですが、調査期間は1週間ですが、月当
たりの時間に換算したデータも用いられています。今回引用するのは、市町村立学校と県立学
校の小中学校のデータです。

最初に、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合です。

ちなみに、厚生労働省の労災認定基準では、直近の2から6か月における平均残業時間が80
時間を超えるときは、業務と死亡の関連性が強いと評価できるラインとされていて、過労死ラ
インというふうにも呼ばれたりすることがあります。

令和6年度の小学校ですが、教頭等が39.3%、約4割が80時間を超えている。それから、教
諭等では7.3%です。中学校では、教頭等が約60%、教諭等が約30%、講師も20%、月80時間
オーバーの時間外勤務を行っていたという、そういう実態です。

次に、時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の割合です。

厚生労働省によれば、月45時間を超えて、残業時間が長くなるほど健康障害のリスクが徐々に強まると言われるラインです。労働基準法では、残業の上限時間は月45時間と定められています。

令和6年の県の調査では、小学校で教頭は87.5%、教諭で49.2%、5割弱ですね。中学校では教頭82.8%、教諭も講師も6割を超えています。

ここで確認しておきますが、給特法第3条の第2項により、公立学校の教育職員は、時間外勤務手当は不支給というふうにされているため、どんなに残業したとしても残業代が支払われることはありません。教職調整額4%が残業代の代わりに上乗せされているというふうに言われますけども、これは時間に単純換算すると1日約20分の残業時間相当にしかならないということをご承知おきいただきたいと思います。定額使い放題なんていうふうに言われるゆえんです。

学校の設定した休憩時間において、実際に休憩できた時間です。

教職員にも45分間の休憩時間が設定されています。大体は昼休みというふうな名前で呼ばれている部分です。労働基準法34条では、休憩時間の自由利用の原則が明記され、完全に業務から解放し、自由な利用に委ねる必要があるとしています。しかし、令和6年度調査によれば、このように15分も休憩できていないという状態が、実態があるということが分かります。休憩時間が休憩時間になっていないということです。

次に、正規の勤務時間外で行った平日の部活動の時間です。

これは、やはり中学校の教職員の時間が1時間から1時間以上の勤務、超過勤務の原因となっていることが分かります。これは平日です。

続けて、同じく正規勤務時間外で行った部活動ですが、土日の場合です。

土日の部活動は、部活動手当の対象にはなりますが、小中学校でこれだけの時間が拘束されているということが分かります。

この調査は、県全体の抽出方式によるものですので、南会津町の実態を正確に反映しているのか、言えない部分もあるかもしれません、かつて学校現場に勤務していた自分の経験でいえば、南会津町も恒常に大差ない状態にあるというふうに思っています。

このような実態が、教職員の病休者の増加、教員の成り手不足につながり、ひいては行き届いた教育の障壁になっているというふうに言えます。

質問書のほうに戻りますが、このように、子供たちの未来のためにも早急な改善が求められ

ます。

以上のことから、次の3点を質問します。

①南会津町の教職員の勤務実態について教育長の認識は。

②教職員の多忙と超過勤務実態改善のため、教育委員会が講じる具体策は。

③部活動の地域展開は困難な課題もあり、検討が進まない実態です。教員の多忙解消、現在在籍中の児童生徒の要望に応えるなど、緊急的な課題は優先して対策を講じるべきでは。

以上、教育長に答弁を求めます。

次に、質問事項2、少子化の未来を見越した政策はということで、想定より早い人口減少と町長が述べるように、町の少子化の進行は深刻です。南会津町人口ビジョン改訂版ですが、と、南会津町デジタル田園都市国家構想総合戦略、以下、町デジ田総合戦略と呼ばせていただきますが、今年3月に出されましたか、具体的に何を実行するのか明確ではありません。

そこで、以下4点質問します。

①今後、児童生徒の急激な減少が予測される学校教育の在り方はどのように検討されているか。

②今後、児童生徒数を増加させる方策はどのように検討されているか。

以上、2点は教育長に答弁を求めます。

続けて、③今年度はびわのかげ水泳場の突然の開放中止の連絡がありました。今後、老朽化が進む町の施設には、定期的な保守点検による長寿命化も含めた維持管理計画が必要と考えるが。

④少子化対策を町の最重要・最優先課題として、町デジ田総合戦略をさらに強化し、具体化させた町独自の少子化対策実行計画が必要と考えるが。

以上、2点は町長に答弁を求めます。

これで壇上からの質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5番、古川議員のご質問にお答えを申し上げます。

前段にありました教育関係の質問については、この後、教育長から答弁を申し上げます。

私からは、少子化の未来を見越した政策はに関する3点目と4点目についてお答えを申し上げます。

まず、3点目の今後老朽化が進む町の施設には、定期的な保守点検による長寿命化も含めた維持管理計画が必要ではとのおただしをいただきました。

町有施設につきましては、法定点検をはじめ定期的な保守点検を実施し、これらの点検結果に基づき、修繕等の維持管理経費を予算化しているところであります。

議員おただしの長寿命化を含めた維持管理計画につきましては、施設ごとに計画を策定するということになりますので、施設の維持管理として理想的な形ではありますが、町が管理する約800の施設について個別に維持管理計画を策定したとしても、施設の利用状況や社会情勢の変化等により、度々変更が生じることが想定されますので、膨大な事務負担や委託料をかけて計画の策定や変更することは現実的ではないと、このように考えております。

のことから、南会津町公共施設等総合管理計画や、その下位計画である個別施設計画の方針に基づきながら、町有施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の少子化対策を町最重要・最優先課題として、町デジ田総合戦略をさらに強化し具体化させた町独自の少子化対策実行計画が必要ではないかとのおただしをいただきました。

議員おっしゃるとおり、少子化対策は本町の最重要・最優先課題の一つであると認識しております。しかしながら、近年、価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、未婚化・晩婚化が進む中、少子化に取り組むに当たっては、所得や医療、教育、生活環境など様々な要素が必要ですが、これをやれば解決できるという正解はないものと感じております。

町といたしましては、現段階で議員おただしの少子化対策実行計画というような計画の策定を考えておりませんが、まずは、結婚・出産に対する前向きな機運の醸成や、令和7年3月に策定した第3期南会津町子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援の充実強化に取り組みながら、子育てに夢と希望を持てるまちづくりを目指して、各種施策の展開を図るとともに、他自治体の取組を参考にしながら、より効果的な施策を模索してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、初めに、公立学校教職員の多忙解消についてお答えいたします。

1点目、南会津町の教職員の勤務実態について教育長の認識はとのおただしですが、教職員の勤務実態につきましては、昨今のニュースでも取り上げられておりますように、長時間労働が常態化しており、深刻な問題であると認識しております。

本町の教職員の勤務実態としては、新年度の4月・5月、校内研修や学校行事等が多くなる9月・10月及び年度末の3月に超過勤務時間が多くの傾向にあります。特に中学校においては、部活動の業務により勤務時間が長引いている実態があります。

しかしながら、これまで県教育委員会と共に、各学校における日課表の工夫や、標準授業時数による教育課程の実施、会議打合せの見直し等を実施してきた結果、小学校における教職員1人当たりの月平均超過勤務時間は、令和3年度の34.5時間から令和6年度は27.3時間へ、月平均で7.2時間の減少、中学校では、令和3年度の37.7時間から令和6年度は34.9時間へ、月平均で2.8時間の減少と、徐々にではありますが改善されております。

現在の超過勤務時間が適正な勤務実態であるとは考えておりませんが、長時間労働の常態化は、先生方の心身の健康を損なうだけでなく、教育の質の低下にもつながりかねないことから、さらなる見直し等を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目、教職員の多忙と超過勤務実態改善のため、教育委員会が講じる具体策は及び3点目、部活動の地域展開に関し、教員の多忙解消、現在在籍中の児童生徒の要望に応えることなど、緊急的な課題は優先して対策を講じるべきではとのおただしについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

教職員の多忙と超過勤務実態の改善のために教育委員会として講じる具体策として、重点的に2つの観点から取り組んでおります。

1つ目は、人的配置（マンパワー）の充実です。

小学校に外国語（英語）や理科の専科指導教員を配置したり、教員の負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフを配置したりすることにより、業務の軽減を図っております。また、不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応として、スクールソーシャルワーカーの派遣や特別支援教育支援員を配置しております。

2つ目は、教育課程や教育活動の見直しへの指導であります。

行事の見直しを促し、各学校では、運動会を午前中で切り上げたり、朝の交通指導を地域の方々に依頼したりして、教職員の業務量の削減に努めております。特に、中学校の部活動については、教職員の超過勤務の要因となっていることから、緊急的に取り組まなければならない課題と認識しております。現在、中学校運動部活動地域展開協議会を立ち上げ、関係者と知恵を絞って推進しているところです。人材の確保、予算の確保、地域の広域性の問題点がありますが、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、長期休業中の勤務については、教職員の心身の休養や健康増進を図るため、学校

閉庁日を増やしたり、教職員の自主的な研修の機会を確保したりすることにより、教職員の意識の高揚も図っているところでございます。

教職員にゆとりがなければ、児童生徒の成長にも多大なる影響が出ることは明らかです。教職員定数や標準授業時数の問題や校務運営におけるDX化の推進等、課題は山積しておりますが、教職員個人でできること、学校裁量でできること、そして教育委員会や県レベルでできることを整理しながら、教職員の多忙化解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少子化の未来を見越した政策はに関する1点目、今後、児童生徒の急激な減少が予測される学校教育の在り方は、どのように検討されているかとのおただしであります、本町におきましては、少子化の進行に伴い、今後、児童生徒数の急激な減少が想定されます。しかしながら、こうした状況の中にあっても、子供たち一人一人に必要な学びと成長の機会を確保することが重要であると考えております。具体的には、学校の適正な規模や配置の在り方についての方向性として、小中一貫校の設置や中長期的な視点での小中学校の再編等について検討を進めてまいりたいと考えております。

今年度から、館岩地域における小中一貫校の検討を進めておりますが、今後は、保護者や学校関係者、地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、持続可能な教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、少人数であっても充実した教育を提供できる環境づくりとして、コミュニティスクールを導入することにより、地域との関わりを深め、地域とともに育つ学校づくりを目指すとともに、ICT教育の活用や地域素材を教材とした特色ある教育課程を編成するなど、本町ならではの学びの場を提供してまいりたいと考えております。

次に、2点目、今後、児童生徒数を増加させる方策はどのように検討されているかとのおただしであります、児童生徒数を増加させる方策につきましては、教育行政だけでなく、地域の人口動態や産業構造、移住・定住対策といったまちづくりと密接に関わる非常に重要な課題であると認識しております。

教育分野におきましては、地域ならではの自然や文化、特色ある教育活動を生かしながら、まちの魅力を教育といった側面からも情報発信していくことにより、地域全体の活性化、ひいては都市部からの教育留学や、住民票を異動させることなく都市部の子供たちが町内の小中学校で学ぶことのできるデュアルスクールの導入等を推進してまいりたいと考えております。特に、今年度から開始した南会津高校を核とした地域人材育成事業（南会津高校魅力化プロジェクト）を強力に推進し、南会津学のように特色ある教育活動を全国に向けて発信し、生徒数の

増加を図りたいと考えております。

しかしながら、それらの施策だけでは抜本的な児童生徒数の増加には至らないと考えられることから、若者がこの町を愛し、この町に残りたい、将来的には戻ってきたいと思っていただけるよう、引き続き郷土愛の醸成に努めるとともに、子育て世代が安心して就労することができるよう、子育てしやすい環境整備の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、再質問させていただきます。

ここ10年ぐらいの間に、働き方改革という言葉がよく登場するようになって、国とか県もようやく本腰を入れるようになってきたのかなというふうに思っています。県の教育委員会でも、多忙化解消のためのアクションプランというのを発出して、そういった動きもあって、結構学校の中でも割と改善が進んできている部分もあるのかなと、こういうふうに思ってはいるんですけども、ただ、今のところ、またちょっと下げ止まりというような話もありますし、何といっても実際に学校現場で働いている教職員の皆さんからは、実感がないというふうに、改善されている実感がないというような感想も漏れています。

教員の労働環境というのは子供の学習環境であるという、そういう言葉があるんですけども、教職員の労働環境の是正が子供たちの未来につながると、よりよい南会津の子供たちに充実した学習環境を整えること、そこにつながるという立場から再質問させていただきますが、まず、健康と命に関わる超過勤務80時間のラインについてご質問させていただきます。

私のところにも、学校の職員からはどこどこの先生80時間行っているよというような、そういう声が聞こえてくるときがあるんですね。そういう部分は把握されているか。あるいは、今なくても、直近・過去にそういう事例があったかどうか、その辺把握されているかどうかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 先ほど映像でデータ見させていただきましたけども、特に教頭職ですね、管理職。教頭職の超勤が非常に多いのが目立ちます。特に4月、それから5月、それから年度末の人事異動に係る3月ですね。このあたりはやっぱりどうしても事務量が増えて、80時間を超えているというのは、私もそれは超えていることは認識しております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 多分私の認識と同じようなところがあると思うんですけど、先ほども言いましたけど、やっぱり80時間オーバーというのは、厚生労働省でもここは非常に危険なラインというふうに認めているところで、これはやっぱり見過ごしてはならない部分だと思うんですね。そういう実態が把握されたときに、教育委員会ではどのような対応をされているかというところ、教えてください。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 これは、ある学校なんですけども、今年、子供の数が減って、事務職員が引揚げになってしましました。ということは、教頭が教頭をやりながら事務職もやらなくちゃいけない。つまり、先生方の給料の計算をしたりと、そういう状況にあります。なので、4月・5月、ちょっとあまりにもオーバーしていましたので、その学校に出向いて、校長と面談をして、何とかこの教頭先生の勤務時間改善できないかということで校長と話し合って、校務分掌というか、教務主任っているんですね、教務の先生にやっていただいたり、教頭先生の業務を少しでも減らすように校務分掌の指導を行います、なおかつ、事務職がやっぱり引き揚げられたというところで非常に学校でも痛手ですので、県教委のほうにその事態を申し上げて、この2学期から、事務補助員という形で人材を配置しております。そのような働きかけはしておりました。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 大変ありがたい措置だったなというふうに思います。

本当に完全複式になった学校などからは、なるべく教頭の仕事の負担を減らすために、いろんなことを考えてはやっているんだけども、実際に授業をやっている教員からは、例えば1人出張で抜けた、あるいは休まなければならない事情があったというときには、もう職員室から誰もいない状態で一日授業をしなければならないなんていう、そういう異常な状態が続いていると。やっぱり、ここは本当に人が必要だというふうに思うんですね。

今後もこういった事例が発生してくるかもしれませんので、やっぱり今回はうまく人が入ったということで安心しているんですけども、本当にパートタイムでも何でも結構かなとは思うんですけど、補助するための人員配置というのをスピード的にやっていただければというふうに思います。

それで、あともう一つ、今、80時間の時間管理というところありましたけど、各学校での出

退勤時間の管理というのはどのように行われているか、教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 今、各学校で、コンピューターですね、パソコン管理でやっております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そのデータというのは、常に教育委員会が把握できるような体制にはなっているかということでお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 学校の管理職がそれを管理しております、その数字を教育委員会のほうに上げていくと、そんな感じです。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も学校現場にいたときに、エクセルのソフトを使ってやっていたと。最近も聞くと、同じものをずっと使っているんだなというふうに思うんですが、結構あのソフトウェア、どこの学校でも使っているあの「げんきにカエルくん」というソフトなんすけども、もうつくられてから10年以上、本当に一般の教員が有志でつくった、そういうソフトなんですね。不具合が生じることも多くて、結構教頭がその不具合を修正するのにまた苦労すると。それを、データを今度はさらに整理して教育委員会に報告するのも、また、それも教頭の負担になっていたりというようなこともあります。

ほかの町村でやっているところもあるんですが、タイムカードの導入、そういうものを検討されたほうがいいんではないかと。そのほうが教頭の負担軽減につながるんではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 その辺のところは予算の関係ありますので、検討させていただきます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そこでちょっと本質的なところに話を入れさせていただきたいんですが、なぜこのように学校現場で超過勤務の実態が放置されてきたのかということなんすけど、その原因の一つは、公立学校の教職員の給与や労働条件を定めた法律、いわゆる給特法があるわけなんですが、この法律では、超勤4項目、学校行事、職員会議、非常時災害等、生徒の実習というこの4つ以外は、教員に時間外の勤務は命じることができないという。教育長はもう十分分かっていらっしゃると思うんですけど、そうすると、その結果、時間外にやらざるを得なくなったり授業の準備、部活動、生徒指導、保護者対応、こういったものはもう職務命令とさ

れない労働として、時間外勤務ではなくて、教員の自主的・自発的なサービス労働という扱いになるんですね。ですから、学校には超勤はないと。先生たちが自主的にやっているものだということで、ですから問題視されずにずっとここまで来てしまったということだと思うんです。

そこで、なかなか答えにくい質問かと思うんですけど、教育長の認識をお聞きしたいんですが、南会津町の学校で勤務時間を超えて行われている、先ほど言ったような授業準備、部活動、生徒指導、保護者対応、こういったものは教員による自主的・自発的な労働なのでしょうかというところで見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 それを自発的とはなかなか言いにくい面がやっぱりあると思うんですけど、授業の準備だったり、教材研究ですよね、それをやったり、生徒指導、特に今、特別な支援を要するお子さんが非常に多くて、それに係る相談等々、そういうったものがあります。中学校は当然ながら部活動のこと。そういうた今の法律の中で、給特法が生きていますので、つまり教育調整額というもので、現行で4%頂いている法的な枠の中で動いていますので、教員の自主的というよりも、枠組みの中では自分の使命感の中でやっている、今までそんなことが言えるんではないかなと、そんなんふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 なかなか答えにくいところを答えていただきましたけども、私がこの質問をする理由というのは、やっぱり今の学校の多忙の実態、これを招いているのは、もう全国あまねくほとんどの教職員がそういった状況にさらされているわけですね。ということは、国の制度の構造的な問題、そこにあるというふうに思うわけなんですけど、ただ、それを教員の自主的な労働という言葉でやり過ごさせられてきてしまったという、そこに問題があるというふうに思うんですね。

私としては、やっぱり南会津町は、先ほど言ったような教職員の働き方というのはれっきとした学校の業務であると。もうそういうふうに公的に認めてもらうということが、やっぱり日々超勤をこなしている、そうせざるを得ない教職員への励ましになるというふうに思いますし、あとは、やはりこの議会での発言というのが、国の認識を改めさせて超過勤務解決の第一歩になるというふうに考えていますので、その辺の考え、私の考え、お聞きになった上で、改めていかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 この教職員の働き方改革、これは国が当然、本町ばかりではなくて全国的

な問題でありますし、ようやく国も本腰を入れて、県のほうも教職員働き方改革アクションプランというものを今度制度設計しまして、今各学校にも指導しているところなので、やはりもう一度、教員の働き方の原点に戻ってやらなくちゃいけないのかな、そんなふうに考えております。

背景には、教職員の精神疾患、これはもう全国でも非常に多いところにあります。そういうもの。それから、教職員に成り手不足、教員不足ですね。そういうこともありますて、ようやく国も県も動き出してきたのかなと、そんなふうには感じております。

あわせて、先生方のワーク・ライフ・バランスですね。それもやっぱり大事にしていかないと、先生方、そのやりがいというものも、やっぱりそぐことになってくるのかなと、そのように感じます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 併せてもう一つ、ちょっと答えにくい質問かもしれませんけど、先ほど休憩時間についても示させていただきましたけど、多くの教職員がもう10分20分、そのぐらいしか休めていないという休憩時間なんですね。これは、例えばほかの公務員であれば、休憩時間となれば、もう外出をして昼食を取ってこようが、そこらで昼寝をしようが、自由なわけですよね。それは労働基準法で自由利用の原則ということで、この休憩時間について業務を指示したり行動を制限したりするということは禁じられているわけなんですね。

しかし、そうせざるを得ないというのが学校現場であって、私は、この学校の休憩時間の在り方というのは明らかに労働基準法違反であるというふうに思っているんですが、その辺について教育長の見解はいかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 休憩については45分、これは一括して取らなくちゃならないことになっている。ただ、現場のほうは、特に小学校なんかは給食の後に休憩時間を設定している学校が多くて、給食指導、なかなか終わらないお子様もいたりして、なかなかあとは生徒指導的な問題ですね。そういうことで、我々民間人のような休憩の取り方というのはなかなか難しい状況に教員の世界にはあるのかなと、そんなふうに感じております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 こういう質問をする私も、教員時代には昼休みに生徒会の活動だとか、授業の準備だとか、こうやっていましたので、ただ、やっぱり労働基準法違反と、その法律に違反している状態であるということになれば、これは特別な重みがあると思うんですよね。そ

こまでもやっぱり教員のサービス労働にしてしまうというところに問題があつて、この法令違反の状態を是正していくというのは、やっぱりこれは政治の役割だというふうに思うんです。

先ほど言いましたように、国の本当に構造的な制度上の欠陥、そういうものがあつて、それを少しでも是正していくということが、学校現場の多忙化を防ぐ、解消していく、その一歩になると思うんですけども、ですので、こういうところで言って何が意味があるんだというふうに思われる方もいるかもしれませんけど、こういう議論の中で、この地方議会の中でも、やっぱりこの教職員学校現場の働き方はおかしい、労働基準法違反じゃないか、あるいは教育長がそういった部分を認めながら国にしっかり求めていくと、そういうことを地道に着実に積み上げることで、改善されていくものだというふうに思っています。

どうでしょうか。こういったことを今後も国に求めていっていただけるでしょうかということで、教育長、いかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 管理職の校長・教頭は、私も現場にいたときはそうですけども、休憩時間は自由に使っていいです、当然、銀行に行ったり、郵便局に行ったり、それはまさに本人の自由意思で過ごして構わない。これは誰も止めるわけにはいかないと思います。

ただ、実態として、先ほども述べたように、子供が担任に寄ってくる場合がやっぱりありますよね。誰々さんと誰々さんがけんかしましたとか、そうなると当然関わらなくちゃいけない場面が出てきます。そういうところがやっぱり校現現場は多々ありますので、民間の会社とはちょっと違う働き、仕事場かな、そんなふうに思いますが、ただ、議員おただしのように、法的にはそのように45分間、休憩時間というのが設けられておりますので、それは当然、教育行政の立場からは、それは守っていただくように現場には指導してまいりたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 実際に学校現場の中からは、休憩時間が実質分割されて運用されている。これは、年度初めに合意の上でされているんだとは思うんですけど、ただ、昼休みには児童の監視というか、けがしたりしないようにということで校内を巡回しなければならないというようなことが割当てられていたりすると。それは本当に法律で言えば、それは違反だよというようなこと、そういうものがやっぱり学校の中には多々あるというふうに思いますので、そういう部分のおかしさ、どうやったら解消できるのかというところでは、今後も、ぜひ力を発揮していただければというふうに思います。

では、ちょっと次に移らせていただきますが、②番の、では南会津町で教育委員会が講じて

いる具体策はという部分については、本当に教育委員会が多忙解消のために様々なことにご尽力されているということを答弁から分かりました。非常に心強い思いをしています。

ちょっと個々の具体的なことをいくつかお聞きしたいと思うんですけど、教育課程上の授業時数の設定について先ほど答弁ありましたけども、私が見たところ、県の教育委員会のホームページから見ると、この授業時数は標準授業時数で教育課程をつくっていいよというようなことをやっている自治体の一覧表が載っていたんですが、私が見たところ、南会津の町内の学校の実態というのは、これから検討すると、検討中というような言葉があったと思うんです。

その辺、南会津町内の標準授業時数で授業を行ってよいという部分での教育委員会での把握はどのようになっていますか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 標準時数は1,015時間だと思いますけども、今まで、かつてはその余剰時数、つまりインフルエンザとか今のコロナだったり、そういうものが発生した場合に、要するに学校が休校になります。その休校になった分を取っておくという、そういうシステムで余剰時数なんてやっていたんですけど、今はその余剰時数をなくして、1,015時間で編成するようになっていると思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それは南会津町として、今そういうふうに教育課程を組みましょうねというような、そういった合意はされているということですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 そのとおりでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それはとても大事なことだと思いました。

あと、先ほどの答弁の中で、スクール・サポート・スタッフの活用という部分がありました。雇用形態が県の予算でということなので、県の雇用というふうになるんだとは思うんですけど、これについても学校現場の中では様々な活用の仕方というのがあって、本当に昼休み、教員が休みを取れるような、そういった配慮の上でスクール・サポート・スタッフが活躍されているところもあれば、いまだにコロナ期に校内消毒をやっていたという、それだけが仕事みたいな、そういった学校もあるように聞いているんです。

この辺は、スクール・サポート・スタッフをより有効な働き方ができるようにということで、検討会なりあるいは教育委員会で校長会あたりに示すということは、あってもいいのかなと思

うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 このスクール・サポート・スタッフというものは、要するに不登校対策ということで加配、つまり教員を本町は2人いただいております。東部地区の中学校に1人、西部地区の中学校に1人がいまして、その方が教室に入れない子供たちを別室で指導するというか、援助すると、そういうシステムなんですけども、本来ならば、その学校だけではなくて、ほかの中学校からも行っていいようにはなっていますけども、ただ、南会津広域なものでなかなか、具体的に言うと館岩から南会津中まで、なかなか行くというのも大変なところなんですけども、その学校に今2人ほどいます。計画を立てていただいて、実際どんな活動をやったのかと、そういう報告もいただいていますし、打合せ会もありますので、その辺の連携しながら、これからも不登校対策として生かしてまいりたいと、そんなふうに感じております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

[「スクール・サポート」と言う者あり]

○5番 古川 晃議員 はい、SSです。

[「ごめんなさい」と言う者あり]

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 すみません。今のはちょっと別の説明をしてしまいました。

今お聞きになったのはスクール……

○山内 政議長 質問もう一回いきますか。

教育長。

○川島敬章教育長 今のはSSRの、スペシャルサポートルームの話でしたね。ごめんなさい。

[「大丈夫ですか」と言う者あり]

○川島敬章教育長 大丈夫です。

スクール・サポート・スタッフについては、これは11校全て、小学校7校それから中学4校全てに配置しております。業務内容としては、コロナのときに配置されたんですけども、要するに消毒をやったりとかありましたけど、今の業務は、先生方の学習プリントを印刷したり、または授業の準備ですね、そういう広範囲に使っていいということで、大変各学校ともいい制度だということで好評でございます。先生方の業務の負担軽減にはなっている制度だと思っています。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 その辺で、導入されたときもどこまでが仕事の範囲なんだというところで、そこがよく分からずに各学校まちまちの使い方でちょっと混乱なんかもあったので、もし校長先生方が集まったときにそういう情報交換の場などがあれば、より有効な活用ができるのかなというふうに思います。

それでは、中学校の部活動がやっぱり多忙の原因としては一番大きな問題ということで、③番のほうに入らせていただきますけども、部活動の地域展開、答弁にありましたように、ようやく本町でも第1回目の協議会が9月3日に開催されたという話を聞いて、開催まで尽力された皆さんに本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

その上で、この協議会がより実効あるものに機能できるように質問したいと思いますけども、まず、文部科学省が示している部活動の地域展開の工程表によれば、令和5年度から令和7年度まで、今年、今年度まで、3年間を改革推進期間ということで、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指すと。来年度、令和8年度から令和10年度までは改革実行期間として、全ての自治体で確実に休日の地域展開等に着手とあります。本町の取組、ちょっと工程表から遅れているんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私も昨年度、教育委員会のほうに来たんですけども、やはり工程表からは若干遅れているのかな。ただ、課題で挙げましたとおり、指導者の問題、それから、それに関する予算の問題。それから、何といってもやっぱり広域性ですね。本町には4つの中学校があるんですけども、コンパクトな町ですとすぐに移せると思うんです、中学校が1校だけだと。1校だけだと指導者代わりに部活動指導員なんかも配置できるかと思います。ただ、やっぱりそういう広域性なんかも含めると、なかなか進めにくい面があったのかなと、そんなふうには感じております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当に地域的に非常に難しい、導入には難しい地域だなというふうに思っています。ですからこそ、やはりもう喫緊の課題については、それは優先して対策を講じていくべき。例えば、部活動ガイドラインって文部科学省でも出しているんですけども、その中ではもう休日の部活動、これは教員じゃなくて地域の方が代わってやっていくとか、そういうものはもうすぐにでもやるべきだと。平日についても、もう準備ができ次第やるべきというようなことが書いてあります。

ですので、今回この協議会が立ち上がっていろいろ検討されていくとは思うんですけど、体制が整ってからスタートではなくて、もう準備ができたところからどんどん行こうと。特に先ほどのように教職員の長時間労働を解消できる部分については、もうここはやりましょうというような、そういったスピード感が必要かと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 全く私も同感でありますて、つまりその予算、まず予算関係から申し上げますと、部活動指導員、この方もボランティアではなかなかできにくいということで、ほかの自治体なんかも調べますと、やはりそれなりの報酬はしているんですね。なので、やっぱりそういう方々へ対する報償費も、教育委員会として予算を計上して、これから進めていかなくちゃという問題点があります。ただ、議員おただしのように、できるところからというふうに考えますと、やはりスポーツ少年団ですね。スポーツ少年団ですと、例えば陸上関係なんかは自分の受益者負担でやっているところもありますので、そういうたできる部から進めていきたいとは思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 答弁の中にもスピード感を持ってというような言葉が入っていますので、そこに期待をしていきたいと思います。

もう一つ、この協議会でちょっと気になるところがあるんですけども、協議会の名前が、タイトルが、運動部活動の地域展開協議会というふうになっているんですけど、ここで運動部というふうに、運動部活動というふうになっているのはなぜかなど。部活動は運動部だけではなくて文化部もあるわけで、吹奏楽部とか、学校によっては美術系とか総合文化とか、そういうところで活躍する子供たちもいるわけです。この文化部の扱いはどうなるのか、運動部活動についてだけの協議会なのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私もそこは同じ問題意識を持っていまして、なぜこれ運動だけなんだということは担当にもちょっと聞きました。結論から申し上げますと、運動部を先行して、その後に文化、つまり吹奏楽といったものも隨時並行的にやっていきたいと、そういうた考えがございますので、取りあえずこの運動を先行的に進めていこうと、そういうたことでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 こここのところはちょっと強く要望したいなというふうに思っているところなんですが、やっぱり町なかでは、この町、文化活動に対してどういうふうに考えて

いるのと、文化をあまりにも軽視しているんじゃないのという言葉を何人かの方から私、聞いたりすることがあります。

文部科学省の今回の部活動改革については、スポーツ庁と文化庁が一体になってやっているんですね。これを切り離して運動部だけを先行してやるということについては、私はここのこところはちょっと疑問を感じるところです。ですので、名称の変更とか、文化系団体の委員を一定数入れるということについても検討していただければなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 県内のをちょっと見てみると、石川町辺りは非常に先行しておりまして、文化活動、管弦楽団、石川フィルハーモニックというような形で、指導員の方も大勢いらっしゃる。そういったところも見ながら、そういったところを参考にしながら、本町においても進めてまいりたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 時間がなくなってきたところで、ぜひ、今私がこういった部分についてもご検討のたたき台に乗せていただければなんというふうに思っています。

続けて、次の質問に入りますけど、少子化の未来を見越した政策はというところで、先ほどの答弁の中には、小中一貫校の設置、中長期的な視点で小中学校の再編について検討というような言葉ありました。とても気になる部分なんですが、この辺は具体的に構想があるのか、スケジュールがあるのか、そういった部分、いかがですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

先ほどの教育長答弁の中にもありましたように、小中一貫については、館岩地域を取りあえず検討しようというようなことで、早ければ令和9年4月から小中一貫にできるように、検討を進めていこうというような話をしております。

なお、それ以外の地域の小中学校につきましては、現時点では、構想等は特にございませんで、ただ将来に向けて、今年度からアンケートを取ったりとか、そういった準備を進めていこうということで協議をしているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 時間がなくなりましたので、この2番の部分についてちょっとまとめて話をさせていただいて、教育長なり町長の見解をお聞きしたいと思うんですけど、私のとこ

ろでもこれだけ少子化で児童生徒数の減少が続いて、出生数なんかを見ると、もう何年も先の学校像が見えてくるわけですよね。

そうすると、町内では、もうこの先どうなっちゃうんだろうね、小学校も東部で1つにするしかないんじゃないとか、西部はとかというような、そういううわさ話が先行してあるんです。これはあまりよくない雰囲気だなというふうには思うんですけど、明るい展望が持てないで、閉塞感ばかり漂ううわさ話になっちゃうんですよね。

もちろん明るい話ではないわけなんですけども、ただやっぱりこういうときだからこそ、南会津町はこういうふうに考えていきますと、この少子化の中でも学校教育はこうしていきます、もうできることならば少子化だからこそ、こんな豊かな学びができる町なんですというのを、しっかりとそれを前面に出て訴えていき、少しでも児童生徒数の減少を食い止めていきますよというようなビジョンを示しながら、それでもやむを得ないその先では、学校はこのようにしていきますというような、そういうものをしっかりと示していただかないと、町なかでは、何か閉塞感漂ううわさが飛び交うことになってしまふうに思いますので、ぜひその辺の町民を露頭に迷わせないような道しるべを敷くような、そういったビジョンを示していただけないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

人口減少問題、学校の児童生徒、それからこれは保育所にも、一番最初そこから出てくるかというふうに思っております。非常に課題として重要な中身であると、このように考えております。

今、議員からは、いち早くそういったものをビジョンとして示せというようなお話でございますが、これらについては、やっぱり関係する部署との調整も出てまいりますので、本日のところは議員さんからのご意見ということで承っておきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私も学校統廃合、何回かこう見てきて、やっぱりもうちょっとしっかりと議論が尽くせたらなという場面ってあって、そういったことも見てきた上で発言させていただきました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明19日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

令和 7 年第 3 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 19 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第 5 号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 委員会提出議案第 6 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 報告第 5 号 専決処分の報告について
専決第 10 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第 8 5 号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 8 6 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 7 号 南会津町水道事業給水条例及び南会津公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 諒問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第 8 諒問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第 9 報告第 6 号 令和 6 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 10 報告第 7 号 債権放棄の報告について (水道料金)
- 日程第 11 議案第 8 8 号 令和 6 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 8 9 号 令和 6 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 9 0 号 令和 6 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 9 1 号 令和 6 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 9 2 号 令和 6 年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 16 議案第 9 3 号 令和 6 年度南会津町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 9 4 号 令和 7 年度南会津町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 議案第 9 5 号 令和 7 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第19 議案第96号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第97号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）
追加日程第1 議員派遣の件について
追加日程第2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	11番	丸山陽子	議員
12番	楠正次	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員
16番	山内政	議員			

欠席議員（1名）

10番 室井英雄 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	遠藤知樹	健康福祉課長
橋昭	農林課長	湯田賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星徹也	環境水道課長
馬場和伸	会計室長	星貴夫	農業委員会事務局長

星 博 文	学校教育課長	渡 部 和 臣	生涯学習課長 補佐
阿久津 勝 英	舘岩総合支所長	菅 家 康 夫	伊南総合支所長
平 野 芳 和	南郷総合支所長	渡 部 寛	代表監査委員

事務局職員出席者

渡辺 健二 事務局長 室井 夏雄 議事係長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

都合により、欠席届のあった議員は10番、室井英雄君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条第1項の規定によつて、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申出

○山内 政議長 ここで、1番、酒井幸司議員より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 おはようございます。朝から申し訳ありません。訂正事項をお願いします。訂正のほう、お願いします。

先日配付いたしました、令和7年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の結果につ

いての報告において、記載誤りがありましたので、訂正をお願いします。

初めに、4番、議事、日程第5、一般質問ですが、議席番号2番、山岸国夫議員を誤って記載しておりましたので、削除していただきますようお願いします。

次に、同じく、日程第10、報告第3号ですが、表の面の一番下の行ですね。継続費の精算報告についての、「精算」の「精」の字、さんずいの「清」を使ってしまったので誤りです。正しくは、米へんの「精」となりますので、訂正のほうをお願いします。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○山内 政議長 ただいまの1番、酒井幸司議員の説明のとおり、令和7年第2回南会津町広域市町村圏組合議会定例会の結果報告書の一部訂正についてご了承願います。

次に、議会運営委員長より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

5番、議会運営委員長、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 おはようございます。議会運営委員長の古川晃です。

先日配付いたしました委員会提出議案の条例改正の説明書において、記載誤りがありましたので、修正をお願いします。

条例改正の説明書の1ページですが、新旧対照表の上に記載しております表題の条例名が、「南会津町議会委員会条例条例の一部を改正する条例」と誤って記載しておりましたので、後ろの「条例」の2文字を削除していただき、「南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○山内 政議長 ただいまの議会運営委員長説明のとおり、条例改正の説明書の一部訂正についてご了承願います。

次に、代表監査委員より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

渡部寛代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の渡部でございます。

去る9月11日、本会議の日程第5における令和6年度南会津町一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計に係る歳入歳出決算、監査委員の決算審査の結果の報告において、2点の発言の訂正をさせていただきます。

まず、監査意見書資料5ページの中ほどに記載の使用料等の未納状況で、保育料の収入未済額と申し上げるところを保険料の収入未済額と申し上げておりました。

次に、同資料10ページ、5. 総括に記載の水道事業会計決算の経営成績で、当期純損失993

万9,000円と申し上げるところを当期純利益993万9,000円と申し上げておりました。

以上、発言を訂正をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 ただいまの代表監査委員説明のとおりご了承願います。

次に、総務課長より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田 啓総務課長 おはようございます。総務課長の月田です。

既に配付をしております令和7年第3回議会定例会の配付資料の一部に誤りがございました。

修正箇所につきましてご説明をさせていただきますので、お手数とは存じますが、修正をお願いいたします。

なお、正誤表を事前に配付させていただいておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

まず、令和7年第3回議会定例会議案書でございます。

7ページお開きいただきたいと思います。

議案第87号 南会津町水道事業給水条例及び南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例のページでございます。第2条の下に第7条関係ございまして、2. 災害その他非常の場合においてとございますが、こちら上の（1）（2）（3）と併せまして（第7条第4号）に修正をお願いしたいと思います。

続きまして、条例改正の説明書でございます。

条例改正説明書の10ページ、一番最後のところになります。

こちらも先ほどの修正箇所と同じく、第7条2となってございますが、こちらを（4）第4号に修正をお願いしたいと思います。条例改正説明書の10ページです。

続きまして、令和6年度決算概要でございます。令和6年度決算概要をご準備いただきたいと思います。

こちら29ページでございます。

29ページ、7. 下水道事業会計決算についての総括の部分でございます。1行目でございます。中段より後ろになります。事業費用4億9,497万8,000円の次に差引きという欄がございます。ここ85,196となってございますが、こちらを111,774、1,117万4,000円の赤字となりということで修正をお願いしたいと思います。同じ行でございます、その後ろになります。消費税等を除いた純損失は、ここ111,774になってございますが、こちらを112,317に修正をお願いしたいと思います。111,774を112,317に修正をお願いいたします。

続きまして、4になります。令和6年度南会津町歳入歳出決算書のほうをご準備いただきたいと思います。厚い冊子でございます。令和6年度南会津町歳入歳出決算書、こちらの152ページでございます。152ページ。

こちらのページが入っておりまして、表が全て欠落をしてございました。こちらのほうに実質収支に関する調書の表が入ります。こちらにつきましては、後ほどシールのほうで対応させていただきたいと思っております。

続きまして、令和6年度事務報告、主要な施策の成果をご準備いただきたいと思います。令和6年度、こちらも厚い冊子でございます。令和6年度事務報告、主要な施策の成果、こちら7ページ、まず7ページでございます。

こちらに職員の給料月額等の表がございます。①上の表になりますが、一般行政職の表でございます。こちらずっと右のほう見ていただきますと、10年というところで表が欠落してございます。こちらのほうに平均給料月額、この表が追加となります。こちらにつきましても、後ほどシールのほうで対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして8ページでございます。8ページにつきましては、技能労務職の給料表でございます。こちらも先ほどの7ページと同じく、職員数の欄の右側、平均給料月額、この表が欠落をしておりましたので、後ほどシールのほうで対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、同じく事務報告の45ページでございます。事務報告45ページ、税務課のほうの報告内容でございます。

こちらのほうに中段より少し左側の下になりますが、③軽自動車税という項目ございます。軽自動車税の一番下の行になります。種別割の課税台数となってございますが、こちらのほうを、失礼しました、種別割の課税台数を種別割の総台数に修正をお願いしたいと思います。

同じく4行目の少し右に行っていただきまして、公益減免18台というふうにございますが、こちらを公益減免21台に修正をお願いいたします。

同じページでございます。少し右に行っていただきまして、⑥徴収事務というところがございますが、徴収事務の黒い3つ目ですね、不納欠損額の欄がございます。この不納欠損額の欄の（前年度18,940,728）とでございますが、こちらを18,940,803に訂正をお願いいたします。18,940,803に訂正をお願いいたします。

同じ行でございます、右にずれていただきまして、前年度比で3,035,215円となってございますが、こちらの数字を3,035,290に修正をお願いいたします。3,035,290に修正をお願いいた

します。

続きまして106ページでございます。106ページ、健康福祉課のほうの報告内容でございます。

こちらに、2段目9妊娠出産21プロジェクト事業の中の表でございます。まず、ハローべビーギフト（妊娠後）となってございますが、この妊娠後を出産後に訂正をお願いいたします。妊娠後を出産後に訂正をお願いいたします。同じく右欄の交付額でございます。330万と入ってございますが、こちらにつきまして165万円。1,650,000に訂正をお願いいたします。1,650,000でございます。

同じ表の下になります、ウエルカムベビーギフト（出産後）となってございますが、こちらを（妊娠後）に訂正をお願いいたします。（妊娠後）ということでお願いいたします。

右に飛んでいただきまして交付額の欄でございます。290万入ってございますが、こちらを145万円。1,450,000に修正をお願いいたします。

続きまして、同じく事務報告でございます。128ページになります。

128ページ、農林課の分でございまして、農林土木係、一番上の表になります、1. 県営土地改良事業及び土木その他の建設事業負担金内訳ということでございまして、その中段になります。林業専用道整備事業2段ございますが、その下の段になります。地区名が数間沢、木戸沢ということで、この一番右の備考欄でございます。こちらの田島地域と3つございますが、この真ん中425万6,580円の隣の備考欄でございます。こちら田島地域となってございますが、館岩地域の誤りでございました。館岩地域への修正をお願いいたします。

続きまして、246ページでございます。

246ページ、各種スポーツ大会の報告の表でございます。（2）各種スポーツ大会の表でございまして、こちらの下から4段目になります、第39回ゴーマン杯南会津町ふるさと健康マラソンの欄がございます。こちら右に飛んでいただきまして、参加者数の欄でございます。こちらの数字ではなく言葉が入ってしまっております。こちらの531人ということで訂正をお願いしたいと思います。531人でございます。

続きまして、248ページでございます。

248ページの表の一番下の表になります。5. 田島武道館利用状況の表になります。こちらの表の空手の部分でございますが、こちら、6月の欄の人数のところに言葉が入っております。こちらを36に訂正をお願いいたします。36です。同じく空手の欄の合計のほうに飛んでいただきまして、447と書いてありますところを483に訂正をお願いいたします。同じ表の合計の欄でございます。6月の欄129と書いてございますが、この129を165に訂正をお願いいたしま

す。129を165でございます。同じく合計の欄の右側に飛んでいただきまして、右から2行目になります。2,961と入っている数字のところでございますが2,997、2,961を2,997に訂正をお願いいたします。

事務報告につきましては、以上でございます。

続きまして、財産に関する調書をご準備いただきたいと思います。財産に関する調書でございます。

財産に関する調書の1ページになります。少し薄い冊子でございます。令和6年度財産に関する調書という資料でございます。この1ページになります。

1. 公有財産（集計）という表がございます。こちらの土地、左側でいいますと公共用財産⑥の公園というところでございまして、決算年度中の増減高0.00となっている部分ございます。この0.00を8,312.00、8,312.00に修正をお願いいたします。同じく、⑥の公園の隣になります。こちらの213,917.65と入ってございます数字につきまして、22万2,229.65、222,229.65に訂正をお願いしたいと思います。

同じ表の⑩の宅地の表でございます、宅地の部分でございます。こちらも同じく、決算年度中増減高のところに116.85と入ってございます。こちらの数字につきまして△8,428.85、△8,428.85に修正をお願いいたします。同じく⑩の宅地の右の欄でございます。307,282.86と入ってございます。こちらの数字につきまして298,970.86、29万8,970.86に訂正をお願いしたいと思います。

同じく財産に関する調書、4ページになります。

公有財産（3）伊南地域の表になります。訂正箇所につきましては、先ほどの表と同じ部分になりますが、公共用財産、⑥公園の部分でございます。同じく決算年度中増減高、現在0.00と入っている部分につきまして、8,312.00、8,312.00と修正をお願いいたします。その右欄になります。2,590.00と入っている数字につきまして、1万902.00、10,902.00に修正をお願いいたします。

同じ表の⑩宅地でございます。⑩の宅地の部分、現在0.00となってございますが、こちらにつきまして△8,312.00、△8,312.00に修正をお願いいたします。同じ表の右側にございます、今現在4万4,665.69と入ってございます数字でございますが、3万6,353.69に修正をお願いいたします。36,353.69に修正をお願いいたします。

続きまして、同じく財産に関する調書の9ページになります。9ページでございます。

4の物品（1）田島地域の表がございます。こちら中段少し下に建設機械（除雪機械）とい

う項目ございます。一番右に異動の内容ということで記載ございます。こちらの新規2台増の隣に廃車1台減ということになってございますが、この廃車を売却に修正をお願いいたします。廃車1台減を売却1台減に修正をお願いいたします。

続きまして、同じ財産に関する調書11ページでございます。

4. 物品、(3)伊南地域の表でございます。こちらも中ほどに建設機械(除雪機械)の欄がございます。こちらずっと右に来ていただきまして異動の内容でございます。こちらも先ほどと同じく廃車1台減となってございますが、売却1台減に訂正をお願いいたします。

続きまして、同じく財産に関する調書18ページになります。

18ページにつきましては、先ほど伊南地域の修正ございました部分の増減につきまして、表の中身が欠落をしてございました。こちらにつきましては、後ほどシールのほうの貼付けで対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上の修正の箇所でございます。修正箇所が大変多く申し訳ございませんでした。

なお、正誤表にシール配付の旨、記載がございます部分につきましては、この後、議長の許可をいただければ、職員により、貼付け作業を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ただいまの総務課長説明及びお手元に配付の正誤表のとおり、議案書等の一部訂正についてご了承願います。

なお、事務報告等については、訂正作業がありますので、暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎委員会提出議案第5号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第1、委員会提出議案第5号 南会津町議会委員会条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第6号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、委員会提出議案第6号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第5号の質疑

○山内 政議長 日程第3、報告第5号 専決処分の報告について。専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第85号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第86号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、条例改正等の説明書、この中の8ページと9ページになりますが、第5条の関係であります。1つは、真ん中ほどに地域経済牽引事業促進区域内ということですが、調べた結果、ちょっと内容がちょっと不明なところありますので、その区域内ということの指定はどういうふうになっているのか、質問したいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほどの地域経済牽引事業促進法の基本計画で言っております、地域経済牽引事業促進区域内というものでございますけれど、これにつきましては、福島県の会津地域になります。会津地域の中に南会津町が含まれております。各市町村が条例改正をするこ

とになっておりますので、南会津町でいいますと、南会津全域が該当地域になっております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、9ページですが、承認地域、真ん中から上のほうになりますが、3行になりますけど、承認地域経済牽引事業者ということありますけども、事業対象となる事業者というのは、いずれなのかひとつ質問したいとと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 対象事業者につきましては、製造業等を行っている企業になります。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第87号 南会津町水道事業給水条例及び南会津町公共下水道

条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎諮問第1号の質疑、採決

○山内 政議長 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。

◇

◎諮問第2号の質疑、採決

○山内 政議長 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。

◇

◎報告第6号について

○山内 政議長 日程第9、報告第6号 令和6年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、この後審議に入ります令和6年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算の附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号は日程第11、議案第88号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は議案第88号から議案第93号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにします。

◇

◎報告第7号の質疑

○山内 政議長 日程第10、報告第7号 債権放棄の報告について（水道料金）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ、水道料金の放棄した債権になりますが、なかなか債権放棄というと、ちょっと深刻にならざるを得ないものがありますけれども、この傾向といいますか、原因を恐らくしっかりと掌握されていると思いますが、その原因が起因する、いわゆる原因となる要素、あるいはまた傾向についてご説明いただければとありがたいです。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

今回、債権放棄に至った件が2件ほどございます。1点目は、町外に転出をして、その後、所在が不明となっております。それが1点です。2点目につきましては、本人が亡くなっています、相続人が不明の場合、以上の2点が主な原因となっております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ見てみると、貸倒引当金と繰入れ資本金で充当しているようなんですが、この仕組みについてちょっと教えてもらえますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

水道事業の決算書を用いてご説明させていただきます。水道決算書の12ページをご覧ください。大変失礼しました。13ページお願いします。

13ページにおきまして、（3）の貸倒引当金の取崩し、それから2-（1）債権の不納欠損

の運用とあります。こちらにつきましては、今回、債権放棄をしました86万5,260円の内訳と
いうふうになっております。不能欠損の内訳ですが、まず、水道会計そのものが平成29年に、
それまで上水道会計と簡易水道会計、この2つに分かれておりましたが、これらを1つの会計
にまとめております。そのまとめた際に、統合しております。統合後に発生した未収金、これ
らを貸倒引当金として、(3)に整理をしております。さらに、併せて統合前に発生しました
未収金、これは(1)の繰入資本金として整理をしております。いわゆる統合前と後について、
金額を分けているというような状況になります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 会計上の取扱いについて、そうせざるを得ないというところがあるん
ですけれども、この死亡する、あるいは町外に転出するということですが、転出する時期、ある
いは死亡となる時期の前には、患者、患者といいますか、その当人が入院しているとか、ある
いは転出するに当たっての前の様子、いわゆる滞納といいますか、そういう状況というのは
どういうふうに確認をしておるのか、ちょっと教えてください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

結果的に不納債権になったわけですが、それまでの関係性がやっぱりなかったというふうに
推察されます。かなり平成21年から令和5年までにわたって広範囲、長い期間にわたっておりますが、
その滞納されている方との対面も含めて、それまで全く関わり合いを持つことがなか
ったケースもありますし、そういった連絡を密に取っていなかった、そういったことがこのよ
うな事案につながったというふうに把握しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 便宜上、やむを得ずやっぱり役割を分担するというの、これがないと
なかなか効率性が確保できないですね。でも、こういうときに、例えばほかの課、つまり健康
的に思わしくない状況があるのかどうなのか、民生委員が関わるのかは、それぞれ状況によっ
て異なるんでしょうけれども、課を横断して状況をつかんでいく、それがいわゆる接点設計に
なるというこの可能性が出てくるわけですから、そういう課の横断をした取組がこの不能欠損
を防ぐと、こういう考え方につながると思いますので、これについての所感をお聞かせください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えをいたします。

今現在これらの対応につきましては、お客様センターということで、管理業務を委託しております。今現状申し上げますと、いわゆる未納者、未納となった方につきましては、必ず個別に連絡を取って、全て分納誓約書というものの取り交わしを行っております。お客様によっては、今言わされたように、いろんな事情があって一括して支払えないような状況の方もたくさんおりますので、場合によってはその方の事情を酌んで、分割返済が可能な金額のやり取りをしながら、ある意味、相手に寄り添ったやり方で納めていただいているというような状態を取っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 環境水道課長の立場では、やはり限界があると思うんですね。分納という方法も一つでしょうけど。この方が、いわゆるどういう生活状況に置かれている、もし転出された方が健康的に問題がなければ、その方にどういう収入の道がある、あるいは本人が希望しているかどうか、そういうところまで関連をして、できるだけそういう法的に決められたことを守れないという実態をなくしていくということが必要だと思う。これが根本解決への道だと思うんですが、私は、もう一度町長にお聞きしたいんですが、これらの関連性を確保しながら対応すること、お考えがあるかどうかお聞きします。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の水道料金の債権放棄でございますが、先ほど課長からもご説明ありましたように、所在不明であるとか、相続人の不明ということで回収の見込みがないということで、債権放棄に至ったものでございます。ただ、あくまでもこの債権放棄、やむを得ない場合の対応ということで考えておりますので、やはり原則としましては、公平性の観点から、適宜、滞納者の状況を調査しまして、可能な限り徴収するというのが原則かと考えております。

先ほど、これまで関係性がなかったのでこうした事態になったという説明もありましたが、やはり直接訪問なども含めて早めの対応というのが大事かと思います。また、こうした滞納整理につきましては、府内でも関係課で組織する滞納整理対策委員会いうところも組織してございますので、そうしたところで情報共有ということで図ってまいりたいというところで、今後とも適切な債権管理に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いつの頃からかはちょっと記憶に定かではないですが、県では、いわゆる連携室、地域、いわゆる業務の連携を図っていくということで取組をして、組織内、いわ

ゆる分業といいますか、役割、範囲の中だけで完結するんではなくて、関係する機関等が連携をして、地域の行政を進めていこうという取組をされてきているはずです。今も続いているかどうかはわかりません。

それで、私がひとつ申し上げたいのは、大きな災害の前には、必ず小さな兆候というのがあるんです。兆しと。その兆しをいかに早くやっぱり把握をするか。キャッチしていくか。

本人にしても、不本意な形で町外に転出をせざるを得なかつたり、あるいは死亡という結果を招いたりするのは、本人についても、私は決して望む結果ではないと思うんですね。人として当然義務を果たしていきたいというのが、本来の人生観のはずなんです。そこをやはり公の金として平等性を、公平性を確保するために、しっかりと関係部署の方々が横断的にやると。

1つ申し上げますが、いつもこういうときに何とか委員会とか協議会とか話を聞きますけども、問題は委員会があるかないかじやないです。委員会でどのような協議がなされているか、このところをこれから十分に検証する気はありますか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

先ほど申し上げました滞納整理対策委員会、今年度も9月の上旬に開催をしております。議員ご指摘の単なる情報共有だけではなくて、そうした滞納者の状況も含めた情報共有というのは大切だと思いますので、そういった点も踏まえて、今後、引き続き委員会のほうで対応してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町民から見れば、いわゆる役場の職員の方々は、優秀でしかも透明度の高い仕事をしているという評価をいただけているはずなんです。この力を最大限に生かしながら、こういう結果が免れないよう、今後対応していかれることを願って、私の質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号債権放棄の報告について（水道料金）を終わります。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第88号 令和6年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、一般会計に関する審査意見、この意見書の中から質問させていただきます。ページが5ページであります。2つほど考えておりますが、まず、不納欠損処理についてというのが5ページにあります。それからもう一つは、使用料等の未納状況ということになります。

初めに、不納欠損処理について伺います。ここで、固定資産1,200万ほどあります。この固定資産と一口にいっても、その利用は地目によってかなり大きな差があるはずですので、この固定資産の地目ごとの不能処理された額というのは分かりますか。教えてください。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほどおっしゃられました地目についてはございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 地目ごとにいわゆる、例えば山林の場合だと、幾らの不納欠損があるのか、あるいは農地の場合だと幾らあるのか、宅地だと幾らあるのか、こういうことを聞いているんですが、これが分からぬといふことでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 大変申し訳ございませんが、地目ごとに集計してございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博議員に申し上げますが、今の地目が地目別に分からぬと、次の質問に入れないということでよろしいですか。

○9番 湯田芳博議員 入れないことはないので、質問続けます。

○山内 政議長 休憩しなくてよろしいですか。

○9番 湯田芳博議員 大丈夫です。

○山内 政議長 それでは、9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは、本来は分かれば質問の内容がより具体的になっていくんですが、固定資産税で1,264万3,000円もありますものですが、その不納欠損を処理する場合に、内

訳はあるんでしょう。ここにその資料を持ってきていないということの理解でよろしいでしょうか。内訳はないんですか。内訳。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 不納欠損については、人別の集計をしてございます。

○山内 政議長 ここにはないということですか。手元にないということでいいですか。
税務課長。

○渡部さつき税務課長 地目別の集計はございませんが、人別の集計はございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 人別の集計があるということなんですが、恐らくその人、所有者が納税台帳に載っている地目別の額というのは出ていると思うんですが、集計はしていないというふうに捉えました。

そこで質問するんですが、滞納、いわゆる滞納というか、そういう結果になる原因、原因は幾つもあると思うんですが、主たる原因をもし分析していればお聞かせください。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 滞納者の方については、全ての滞納者の方の属性を把握しているわけではございませんけれども、今は倒産などして営業していない法人の固定資産税もございますし、個人の分としては、高齢の方で、年金所得の方であったり、何らかの事情で仕事をしておらず収入がない方もいらっしゃいます。一人一人の聞き取り調査も含めた実態調査や財産状況調査等を行いながら、完納に向けた納税相談は行っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 なかなか個人的に差があるんですが、集中してこの問題を聞けば、質問者がどこを知りたがっているのか、どこに的を当てているのかというのを、これやっぱり探らないといけないと思うんですね。自分たちがやってきていることをただ話すんではなくて、質問者が何を求めているのかということをちょっと探りながら、これからお答えをいただけたいと思いますが。

つまり、確かに収入がないから払えないというのはありますが、1つは、資産価値がなければ払おうとしないというのが人情です。資産価値があるかないか。私は、固定資産税額のいわゆる欠損処理をせざるを得ない、あるいはそういう状況が続していくというのは、この町のある固定の資産は山林、あるいは農地、それをいわゆる経済的に動かしていく、動くという、そういう可能性が少ないんだろうと。それが動いていけば、例えば山林だと、立木が売れれば、

そこから固定資産税を払えるわけですよ。しかし、見てみると山林がほとんど動いていないんですね。今カラマツと杉なんかは動いています。ですから、今やっていることを基盤としながらも、じゃ、この欠損処理されたものを今後少なくしていくためには、どこに視点を当てていったらいいのか。このことを考えながら、私は業務遂行をすべきだと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 滞納者の方につきましては、財産調査をいたしまして、差押え等を行っておりますけれども、昨年、初めて土地の差押えを行いました。土地の公売、換価にはならなかつたんですけども、昨年2回行いまして、今年度インターネットオークションのほうでも売る方法を取りましたけれども、入札者がおらなかつたところです。また、新たな取組として、土地の差押えによる換価を行っていきたいと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 結果として、そういう規則、あるいは法に照らして、それが遵守されていなければ処分をするというのは、常識といえばある形としては正しいのかもしれません。私は、私自身も思いますけど、今は少し生活が落ち着いてきたからですが、ここまで年を重ねる間には、いわゆる親からの負債も含めてかなり厳しい状況に追いやられた経験があります。そのときに、早く逃れたいという思いはもちろんありますが、何とか一人前になりたい、つまり納税できる生活をしたいというふうに私は望んで、努力をしてきたつもりなんですね。

ですから、こういうことを私は本当に望んできている人は少ないと思うんです。つまり、こういうことから何とか解放してあげる手だてはないのかということを私はお聞きしているんですね。

これ以上、今のお話ですと展開がなさそうなので、ぜひ、この資産価値、山林、農地含めて宅地もそうですが、資産価値が高まるような議論といいますか、政策といいますか、そういうのを内部で検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 決算の概要と事務報告からなんですか、最初に決算の概要の部分だけページ数と申し上げてよろしいですか。それとも事務報告まで申し上げたほうがよろしいですか。

○山内 政議長 決算の質疑の仕方によって、全ての項目について前もって通告をして、それ

から質問に入ってください。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、決算概要のページ7ページ10款、14ページ6表、15ページ7表、18ページ9表、そして事務報告の51ページ④、54ページ（4）、65ページ（3）、132ページ1、242ページの（2）について質疑したいと思います。

まず最初に、決算概要の7ページに載っております10款の地方特例交付金、これが対前年度比で886.4という大きな増額になっているわけですけど、まずこの理由をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちら10款、地方特例交付金につきましては、地方公共団体の減収分を国が補填する、そういった中身でございまして、定額減税によって町が減収となった分をこちらのほうで補填していただいたということでございます。その補填額が5,391万5,000円交付されたことによりまして、決算上866.4%になったということでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

そうすると、5年度の特例交付金は621万8,000円でした。そして今5,391万の定額減税分が入ったということで、前年度の8.66倍になったという理解でよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほどの内容で間違いないと思います。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、決算概要の14ページお開きいただきたいと思います。

ここに、先ほどの話にも出てきたんですけども、固定資産税の不納欠損額、現年度分50万、そして、滞納繰越し分が1,214万2,080円、これ合計すると1,264万というさっきの数字になるというふうに思います、この63万9,233円、現年分の不納欠損の理由をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 現年度分の不納欠損につきましては、地方税法第15条の7第5号の即時欠損による債権の消滅でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 即時欠損、滞納処分をした後、ある一定年数が必要、そしてまた要件もあると思うんですけども、この現年分の即時欠損というのはどのような理由なんでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今回の即時欠損の関係だったんですけど、即時欠損につきましては、相続放棄ですか、海外の方が転出しまして、国内に既に財産等がない場合に、即時欠損として落としております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、分かりました。

その14ページの下段に滞納繰越し分が載っておりますが、その中で町民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれ不納欠損処理、これはどのような理由から欠損されたのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほどの欠損の関係でございますが、こちらにつきましては、地方税法第15条の7第4項及び第5号第18条の1に基づきます債権の消滅でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

ちょっと待ってください。

税務課長、答弁足りないんですか。

○渡部さつき税務課長 はい。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほど言いました債権の消滅の関係、理由の関係だったんですけど、地方税法第15条の7第4項につきましては、無財産、生活困窮、居所不明による執行停止3年の消滅でございます。次の地方税法15条の7第5号につきましては、死亡ですか相続放棄による即時消滅になります。第18条の1につきましては、分納誓約ですか一部納付もなく5年間を過ぎ、法廷納期限から5年経過したものによります時効というものになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。それで、この記載の固定資産税分1,214万2,080円、

15ページに記載の平成24年度以前分から令和5年度分までの金額が合計されてこの金額なんですが、この中で15ページになりますけども、令和元年、令和3年、その辺が非常に他の年度と比べると極端に多くなっているんですが、それは特別な理由があるんでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 執行停止から3年が過ぎて、今回落としたものが多いかと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 元年、3年が極端に多い理由としては、3年を経過するというのは先ほど言われた滞納処分の期日からだと思うんですけども、この理由というのは、この部分に元年、3年と極端に多いことの理由というのは分からぬということでおろしいですか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 令和3年度に落とした、執行停止をしたものが多いということなんですけれども、その理由につきましては、無財産であったり、生活困窮、あと居所不明、それの方々が多かったことが理由かと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ほかの年度を見ると、20人とか28人とか30人とか程度だったのが、元年は489人、3年度は310人と、10倍、10倍以上の人数になっているので、特別な調査をしたとか、そういうことがあったのかなと思って伺いましたが、そういうことではないんでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 この件数の考え方なんですけど、これにつきましては、納期の回数になります。固定資産税でいえば、1期から4期までありますので、その累計ということになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、先ほどから出ている15条の7、滞納処分停止と2つあるんですけども、滞納処分とは、先ほど言われた3つの要件ということでしょうか。滞納処分の町で行っている内容を改めてお伺いしたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 滞納処分とは、差押えのことを言っております。給与の差押えや預金

の差押えになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 紙与や財物の差押え、滞納処分の停止、この要件は何かありますか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 この要件でございますが、要件につきましては、無財産、生活困窮、居所不明ということになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、税務課長がおっしゃられた3つの要件、これが当てはまつた場合に滞納処分、停止すると。そして、停止した後に、先ほど来の話でいきますと、3年経過すると欠損処理に進むという理解でよろしいですか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 議員がおっしゃるとおりです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、18ページの地方債現在高の部分の質問をさせていただきます。

5年度末は162億1,853万4,000円ですが、令和6年度末では160億4,751万5,000円で、1億7,101万9,000円が減少しています。令和元年度から今回ちょっと調べてみましたが、元年度末現在高が159億7,700万でしたが、2年度の償還額は元利合計で15億4,500万、令和2年度の借入額は約9億多い24億4,985万円で、借入額が、債務残高が多くなったことが分かりました。この年は、消防本部建設事業、防災行政無線設備更新、星の郷ホテルですけど、この建設事業など大規模事業が重なって、起債が多くなったということで理解しているんですけど、令和3年度末の169億7,574万円以降、この4年度以降は減少を続けていますが、さきの観光施設の統廃合等々のときに新聞報道もされましたけど、起債残高が県内の町村でも、南会津町と美里町が非常に多いという報道がなされましたけど、この地方債発行と償還に関わる今後の町長の説明というか方針、所信、これを伺いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

税収面が減っていく、こういった厳しい財政運営が今後進んでいくというのは想定されるわけであります。そうしたときに、起債の償還額を前の年より増やさないという、やっぱり財政規律を持った予算編成が必要になってくるというふうに考えております。ですから、予算編成

会議の中でもお話はするんですが、返す額よりは借りないようにしようというようなことで、財政規律を持って町財政の健全化に進めていくんだというような、大きな基本方針を持っていいるところであります。これを堅持するということでございますが、今後、広域圏組合の事業の中で大型事業等ありますので、そういったところを注視しながら、財政規律をしっかりと保った中で、健全財政の運営のために財政運営していくということで、起債の返す額、それから借りる額の意味合いをしっかりと考えながら、財政運営に努めていくと、このように考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 借りる額より返す額が多い、返す額より多い借入れはしないということであれば、必ず減少していくわけでありますから、ぜひその辺はしっかりと守っていっていただきたいなというふうに、今、決意もお聞きしましたけども。

それでは、事務報告のほうに移りたいと思います。

事務報告の51ページの④低所得者軽減の適用を受けた世帯の状況ということに書いてある軽減対象世帯の基準表の下に記載の米印に、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯主の所得金額を含めて判定する、結局低所得者減免の判定をするということですが、これは擬制世帯主になるんだと思いますが、その人の所得が多かったりした場合は、権限を得ることができないのか、軽減の割合が低くなるのかというような考え方なのか、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 こちらにつきましては、7割5割2割の軽減を受けることができますけれども、その所得の判定をするときに、世帯主の所得というかを使うことになっております。世帯主の所得を使う理由なんですけれど、こちらについては、世帯全体で資力があるかどうかの判定をするために使うものと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 世帯主の所得を含めるというんですが、その低額所得者で国保の被保険者と合算をしているといったら、軽減はなくなってしまうんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 軽減判定に使うだけでありまして、所得割のほうには関係ございません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 所得割課税には関わりがないということですけど、7割軽減できるのか、5割軽減できるのか、2割軽減できるのか、その世帯主の所得と、その被保険者の所得を合算をしているとすると、本人の所得であれば当然もう7割軽減だというところが、世帯主の所得もある程度ありますよといった場合には2割軽減しかできませんねと、5割軽減ですねとか、そういう判定をするその基礎になると考えていいんですか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 議員のおっしゃるとおりです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、54ページの（4）に定額減税調整給付金、これの支給実績が載っております。この支給実績の中で、未申請者が合計で24人いらっしゃいます。この未申請者とはということで横に書いてある、米印で書いてあるんですけど、この提出をされなかつた理由、主立つたものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 定額減税につきましては、10月15日の日に納税勧奨通知を346名の方にお送りをしております。最終的に、電話催告ですとか広報で周知をしたところだったんすけれども、24名の方が残ってしまったということなんですが、理由につきましては電話勧奨が10名で、電話不在が10名、電話番号不明が4名でございました。連絡を取った方の中にも、連絡は取れたんですけども、やっぱり面倒くさかつたりとかして申請をされなかつた方がいらっしゃいます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 せっかく国で準備したものが面倒くさいとかというようなことで、それは確認済みなのかどうか、この支給者とは、受給辞退者、海外転出者、申請前に亡くなれた、これが先ほど10、10、4というような話なのかどうか。改めて、その辞退というのはなかったのか、どのくらいあったのか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 支給者の関係でございますけれども、支給者の中には、受給辞退が2名、海外転出が1名、申請前にお亡くなりになられた方が1名と、非課税世帯への給付金のほうに1名移行しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、65ページの価格高騰緊急支援給付金、（3）支給実績に、こちらも未提出世帯が10世帯ございます。この提出されない理由を同様にお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、お答えいたします。

こちらの未提出世帯の10世帯の状況でありますけれども、こちらの10世帯につきましては、転入されてきた方という形になります。つまり今回のこの給付金のまず対象となる方ですけれども、まず、6年の6月3日現在でまず住所があること、そして対象者としまして、非課税世帯または均等割のみの課税の世帯ということで、1月2日以降に転入されてきた方につきましては、町の所得情報がないという形になります。こういった方にも当然申請書類のほうは送付はするんですけども、受け取ったほうで、例えば内訳を見てみると、外国人の方であったり、前年まで学生であって、そして親の扶養に入っていたりして、そもそも今回のこの対象者の要件に合わなかった方ということで、自ら書類を受け取った段階で、自分はもう対象にはならないんだなということで判断された方というふうに把握してございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは続きまして、132ページの商工観光課の部分で、ふるさと納税に関する事業、こちらに今年は納税額別、使途・目的別、そしてポータルサイト及び中間事業者費用と書いてありますけど、これまで何を納税者に送ったか、何を納税者が望んだか、返礼品にというようなことが記載あったわけですけども、今年のにはそれが載っていないんですけども、載せなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

載せなかった理由につきましては、一言で申し上げますと、事務改善をさせていただきました。議員おただしの133ページ（2）でございますが、今年度は、ふるさと納税ポータルサイトの実績を記載させていただきました。ちなみに、昨年につきましては、議員おただしの品目ごとで、何を選んだかというような内訳の表を作成して、公表させていただきましたが、それをやると、かなりの事務量になってございます。ふるさと納税の件数自体は落ちているんですけども、ふるさと納税額自体が伸びている、さらには、返礼品として取り扱っている品も増えてございます。さらには、こういった仲介業者、ポータルサイトも増えておりますので、そ

いったところに申し込んだものを一つ一つ手数料であるとか委託料から返礼品を抜き取って昨年のように報告するのは、事務的にも非常に煩雑になってきてございます。

したがいまして、その辺を改善、簡略させていただきまして、133ページの（2）に表記いたしましたように、今回は南会津が利用しているポータルサイト、さらには、そのポータルサイトごとに委託料をお支払いしている実績を今回このような形で公表させていただきました。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 説明は分かりました。

ただ、我々、お米頂いた方、宿泊希望されてペンション等いろいろな返礼品があります。そういう内容がやはり必要かなというふうに思いますが、時間がなくなったので、商工観光課の部分は了解しました。

それでは242ページの②奨学資金の償還状況ということになります。現年度分は、97.2%の収納率ですが、過年度分は66.3%となっております。金額、しっかり返している方が多いので、数字は少ないんですけども、この66.3というのは、かなりよくなってきたているのか、それとも、前年度に比較すると低いというふうに見られるんですけども、その推移等とかは見ておられますか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

令和になってからですが、令和元年が15.6%、令和2年が16.6%、令和3年が26.5%、令和4年が4.0%と1桁であったり、10パー20パー台であったんですが、令和5年度から65.8%、令和6年は66.3%ということで、担当者の頑張りによりまして、この収納率についてはかなり改善されております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 元年から本当にすごい改善されているんだなということが分かりました。これらの過年度分でありますと、結局本人が資力がなくて返せないとかということもあるのかなというふうに思いますけど、そういった場合は、奨学金貸与の場合は、保証人がついていると思うんです。保証人が、それに代わって返済するといった事例などはあるんでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

未成年者の場合ですと、連帯保証人は大体保護者の方がやっているケースが多いんですが、ちなみに過年度分ですと、昨年度14人の方が返済の対象者であったんですが、そのうち7名の方につきましては、連帯保証人である保護者の方から納めていただいたというようなケースがございました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 以上で終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは私のほうから、事務報告の内容について3点ほど。

まず、34ページの9. 定住対策事業について、それから38ページの7. 地域内消費促進電子クーポン活用事業について、それから184ページ16の南会津町地球温暖化対策実行計画、この3点についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、34ページなんですが、定住対策事業ということで、移住相談会が載っております。移住相談会5回30組39人とか、あと窓口相談7組7人とか載っておりますけども、こういった相談事業にやってこられた方で、この後、定住につながったというような、そういった事例ありましたらばお願いします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この定住対策の相談業務ですが、それにつきましてはその当該年度に相談があったからすぐに移住につながるということではなくて、やはりある程度時間をかけて移住される方が多いというふうに考えております。今まででも移住された方がこの相談窓口を通した後に移住してきた方もおられますので、そういった取組は、今後も継続していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、こういったところに参加された方々へのその後のフォローアップとか、あるいは追跡でこうなっているとか、そういった部分については特にその後のフォローアップ調査とかそういったものはないというようなことなんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この相談に来た方の中にも様々いらっしゃいまして、本当に移住を本気で考えている方、そ

れか移住をそろそろ考えて、どこにしようか迷っている方というような分け方ができます。その中でも、やはり本気で移住を考えいらっしゃる方に対しましては、また改めていろんな案内をして、また首都圏で相談会があるので、時間あればお越しくださいなどのよう、そういうメッセージなどを送りながら、つながりは保っていっています。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 分かりました。

一応参考までにちょっとお聞きしたいと思うんですけど、そういったところに相談にやってこられた方々、移住に向けての一番の関心事というか、移住をするときの決め手になる、一番こういった部分が解決できたら移住につながるんだけれどもなというような、そういったところ、特徴などありましたらお聞きしたいと思うんですけど。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

相談される方全体をくくっての分析というよりは、やはり子育て世代であったり、60を超えて定年退職された方、さらに独身の方ということで、様々な年齢層、生活、様子であったりで、状況は異なりますので、どこにターゲットを絞って情報を出していくかということなどで絞り込んだ相談会というようなことを今取り組んでいるところでございます。

なので、これをやれば移住につながるということではなくて、やはりどこにターゲットを絞るかによって、その内容は変わってくるというふうに認識しているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ターゲットを絞り込んだ相談会、非常に大事だなというふうに思いました。

それでは、続きまして138ページなんですが、地域内消費促進電子クーポン活用事業、いわゆるんだべえクーポンですね、今年度も継続するということで既に始まっているわけなんですけども、この事業の目的が町内での消費の喚起を促して、あとは商工業分野でのDXの促進ということが狙いとして挙がっているわけなんですが、昨年も予算のときに質問したりした中では、特にこれは府内のDX化推進に力を入れていく事業なんだということでした。今年度継続された部分も見たりしているところでちょっとお聞きしたいのは、DX化推進といつても、いろんなジャンル、分野があって、どういったDX化を町として目指しての事業なのかなというのが、その辺がはっきり明確になってんのかなというふうにちょっと疑問に思うところがあるんですね。

例えば今年はPayPayを使っての事業になっていますけど、じゃ、この将来的にそのPayPayが使えるような町でいいのか、あるいはもっと大きなキャッシュレスな町を目指していくのかとか、そういったような全体的な構想があってのこの事業を継続していっている部分なのかなというところでいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 全体的な構想計画については担当課のほうに譲りますが、まずそういった全体構想があつての、じゃ、商工観光課ということで、138ページのご質問でございますので、まず我々が狭い範囲の担当する計画の中でのDX化という目的で電子クーポンをやらせていただきました。こちらは、これまでも説明させていただいているとおり、まずキャッシュレスでまず町民の皆さんがどこでも電子決済ができる環境を整える、さらには我々観光部門でございますので、来訪者の皆さんも、ほかの地域と同じように来訪された方々がどのサービス、どの施設を使っても電子決済ができる環境を整えていくというのが我々の課題だというふうに思っております。

その意味で昨年度は、加入店舗が148店舗ということで、我々はどれぐらい普及率を考えた場合にどういった数値がふさわしいかということで、商工会に加盟している店舗600店を分母としております。その600店のうち昨年度は148店舗加盟してくださいました。

議員おただしで、今年度の取組ということもございましたが、今年度につきましては、おかげさまで238店舗に伸びてしております。先ほど私が申し上げました商工観光課として電子クーポンを広げていく、電子決済を広げていく、その取組におきましては、昨年度から利用店舗も伸びまして、少しずつそういった環境ができてきているのかなというふうに思っております。これがまず個別の構想に、計画の実績になってございます。

以上です。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 デジタル化について私のほうから説明させていただきますが、まずデジタル化を進めるに当たりましては、やはりそれに対した効果というのも考えながら進めているところでございます。デジタル化を進めるに当たりましては、やはり経費というものがかなりの金額になってまいります。例えば今国が進めている標準化事業というものがありますが、そちらに対して、今度それが本格運用されれば8,000万円の追加の経費が必要になってきます。そういったデジタル化を便利になるから、職員の業務が効率的に動くからとか、住民サービスに役に立つからということでデジタル化を進めるのはいいとは思いますが、それに伴う

経費も増してきます。今の財政状況の中を含めて、その費用対効果という部分も含めて検討していくかなければならないというふうに認識しております、今、庁内の職員で構成されておりますＩＴリーダーミーティングいうところの中で、どういった事業をデジタル化するかということも含めて検討しているところでございます。

だからといって、今までデジタル化をしてこなかったわけではありませんので、今、手持ちの資料ありませんが、これまでも数多くの業務についてデジタル化を進めているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それで令和6年度のこのんだべえクーポンの事業に関しては、ある程度各商店のところにQRコードが掲示されて、そのところでんだべえクーポンを利用していくと、そういう形で進み、町の中でもこういったQRコードを使って便利な商業活動が行えるような、そういうまちづくりを目指しているというのが分かってきたんですが、ただ、これ、決算のところで今年度の話をしてしまうものなんんですけども、今年度になったらば、今PayPayという名前を出しちゃどうかと思うんですけど、特定のQRコード決済の事業者のみで、さらには、申し込むときにはんだべえクーポンという名前が出てくるんですけど、1回購入してしまうと、もうその後、使用するときにはPayPayで支払うので、何か町に貢献しているという感覚が全くないまま、いつの間にか残額だけが減っていくという、そういうような話も聞くんですね。まだ去年のほうがちょっと面倒くさかったけども、この店に行けばこれが使えるのでこれを使おうというような、町にちょっと貢献しているという感覚でできたんだけども、今年は何かもう最初だけであとはいつの間にかなくなっていておしまいという感じだよねという、何か去年よりはちょっと逆行している部分があるのかななんていうふうに思ったもんですから、町としては将来的にどんなふうなデジタルの町を目指しているのかというところで質問しました。その辺について、何かこうお話ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

今年度の電子決済の業者が変わって、その成果、さらには議員からありました町民の印象というのは、今年度まだ始まったばかりですので、我々も議員と同じように利用者からの声を聞きながら、今年度の事業は、やりながら検討していきたいというふうに思っております。

その上で昨年度の話をさせていただきますが、やはり電子決済、我々としては先ほど申し上

げたとおり、誰でもそういった環境の下に買物ができる、お金を使える、電子決済をしていくというような環境を整えておりますが、やはり6年度実施したアンケートの中では、やはり商品券、紙のほうがいいよねと、そういった意見もありますので、令和7年度の事業もそうなんですけども、令和6年度の実績から得た情報、町民の声をしっかり分析しながら、さらに令和7年度行って、令和8年度どうするかというところに反映していきたいというに思っております。繰り返しになりますが、令和7年度まだ始まったばかりですので、今後町民の声をしっかり受け止めながら、次の展開を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 確かに町の声に耳を傾けながら進めていただければというふうに思っています。本当に私のところにも、以前のような紙のほうがいいよねと、特にお年寄りからは聞こえます。それから、隣町のようにポイント制のICカードで、商店街の活性化を図るような、そういったスタイルになぜできないのかなとか、そういった話なんかも聞いたりします。ですので、そういったところを総合的に今後検討していただいて、より良いものに発展させていっていただければなというふうに思います。

それでは、184ページの16番の南会津町地球温暖化対策実行計画というのがあります。今年の3月に区域施設編というのが策定されということで、これ私も読んでみました。本当に今課題になっている、とても大切なことが盛り込まれているというふうに思いました。中身が非常に盛りだくさんで、それはそれですばらしくて、もういろんな分野を網羅しているというふうに思えるんですけど、このすばらしい計画を今後どういうふうに生かしていくのか、生かしていくのかという、そこが重要だと思うんですけど、これは、今後町民とともに進めるという部分が大事だとは思うんですが、これからどういうふうに展開していくのかという、そういった構想をお聞かせいただければと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

今議員言われたように、いろんな項目が計画の中でされてあります。この計画の目標は温暖化計画ですので、その対策として二酸化炭素の排出を抑制する、ここに向かっていきたいというふうに考えています。そのために町ができる事、やるべきことは、一番大きなウエートを占めるのはごみの減量、それからリサイクル技術の更新というふうなことを目標に掲げたいと思っています。具体的にはごみの減量ですので、町が取り組むというよりは、町民の皆さんご

みの出し方、分別、そういったものをさらにこれ以上の徹底を図っていくような取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この計画のところにもありますけど、この町をカーボンゼロの町を目指してやっていくという大きな目標を掲げて取り組んでいこうと思っているわけなんですが、ただ、この計画をインターネット上に載せましたと、あるいはチラシで渡しましたと、じゃ、それで町民が大変なこと、言ってみれば面倒くさいことになりますよね。そういうことに率先して取り組むようになるのかっていいたら、それはなかなかならないと思うんですよ。やっぱり町民とともに学習の機会を持って、ああ、やっぱり私たちはこの生活スタイルを変えていく必要があるなと、この町と一緒に貢献していこうという、そこまで高めていくという活動があって初めてこのすばらしい計画が生きると思うんですが、そういった学習の機会とかそういうものを持つ予定とか、そういったもののはありますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

まずは、実態を把握する、皆さんに知っていただくということで、8月の広報紙の中で、ごみの分別ルール・マナーについて掲載をさせていただきました。次に、今月上旬ですけども、ごみの収集運搬を担っている業界の方々と意見交換を行いました。その中で出されたいろんな課題、提案がありましたので、これもこの後の広報で掲載をさせていただきたいと思います。

今後、シリーズ化できるかどうか分かりませんが、そういった実態をまずは町民の皆さんに知っていただいて、次に取り組むべきものをさらに広報等で訴えていきたいなというふうに考えています。また出前講座等でも積極的に申込みがあればこちらから足を運んで、皆さんに話をさせていただければなというふうに考えています。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 これから事業ですので、ぜひせっかくできたこのすばらしい計画が生かせるように、これからぐいぐいと町の中に足を運んでいただいて、少しでも達成できるようにそういう活動をやっていただければなと思います。

以上で質問を終わります。

○山内 政議長 ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私からの質問は、事務報告の68ページから69ページの災害対策についてと、あと9ページの職員の採用と退職について伺いたいと思います。

初めに、68ページの（3）災害時における物資供給に関する協定の締結について伺いたいと思います。この中で締結された企業が段ボールベッドや簡易トイレ等の迅速かつ円滑な調達が必要であるとあります。しかし、この企業は会津若松市となっておりますけれども、災害が起きたときの迅速な調達につながるのかどうかお伺いしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それではお答えいたします。

昨年、この記載のとおり会津パッケージ株式会社と災害の物資協定を締結したところでございます。災害も南会津町だけに限らず、例えば県内あるいは関東も含めた広域的な災害になるということも当然想定されるところでございます。基本的に会津若松市の工場のほうから、有事の際にはこういった物資の提供をいただくことになってはおりますが、仮に会津若松方面、例えば会津地方全域で災害が起こった場合でも、例えばこの会社と取引のある他県の隣接した工場から、こういった物資の提供をいただくということで協議は調っているところでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に災害が起きたときに、道路が分断されたりだとか、そういう事態も発生すると思います。会津若松の企業の方の段ボールとか簡易トイレが迅速に運ばれるのはもちろんだと思いますけれども、地元の企業での提携というのは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

地元の企業につきましても、例えばダイユーエイトさんであるとか、町内にございます企業さんとも物資に関する協定のほうは締結しているところでございます。

なお、今後もこういうご時世でありますので、いつ、どこで災害が起きるか分からない状況でありますし、実際の災害発生時の際には、できるだけ多くのこういった物資が必要になるということも想定されるところでございますので、物資の協定に限らず様々な方面からの災害協定の締結についても今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 了解いたしました。

次に、69ページの防犯について伺いたいと思います。今回この防犯についてなんですかとも、防犯灯設置補助金事業の中で、交通者の多い暗い場所に防犯灯を設置するということでありましたけれども、昨年被害に遭われたところが本当に民家の少ないところで、人の少ないところだったように記憶しています。そういう場所のほうが設置すべきかなというふうに考えますけれども、人通りの多いところだけでなく、そういう場所もやっぱり検討していかなければならぬのではないかというふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

防犯灯の設置補助事業につきましては、基本的には各行政区からの要望に応じて、予算の範囲内で設置する流れとなっております。実際に各行政区さんのほうで、例えば国道沿いであつたにしても、例えば夜中になると人通りが少なかつたりする場所もございます。そういうことで、それぞれ行政区のほうで現状把握していただいて、暗い所であつたり、高齢者あるいは子供の通行に今後不安が残るというようなところにつきましては申請していただいて、それで防犯灯の設置に取り組んでいる状況でございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ今のところ区から上がっているのはこの数字なんですかとも、まだまだ設置しなければならない場所があるように私は感じます。そういう意味では、もう一度改めて区長、区の方々と相談することはしていったほうがいいのかないふうに感じますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それではお答えいたします。

基本的には区のほうからの要望に応じて実施する事業でありますけれども、例えば町のほうとして、例えば現場に行ったときにこの場所はどうだろうかとか、この場所にあったら例えば安全が確保されるようなことなども確認される場合もあるかと思います。そういう場合については必要に応じて行政区さんのはうと協議をして、その設置が妥当なのかどうかも含めまして、今後の防犯灯設置事業の方向性とかも検討しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

防犯灯設置事業は、基本的に行政区に対する支援であります。毎年予算要求時に、防犯灯の設置について集落に要望をお伺いして、そこから上がってきたものを予算化していると。また、中途で緊急的なものについて予算枠があれば、それで配分するというやり方でございます。町としても、行政区長の連絡員会議の中にもそういったメニューでお話ししていますし、将来的な球切れだとか電気料の負担だとか、そういう集落との関係も出てまいりますので、町としてはこれまでの制度を活用しながら地域の安全対策に努めていきたいと、こんなふうに思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは次の質問にいきたいと思います。

4番の消費生活相談についてなんですかけれども、令和6年度で相談件数が35件ということなんですかけれども、この内容について分かりましたらお聞かせください。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それではお答えいたします。

令和6年度の相談件数35件ということなんですかけれども、主なもの、その相談内容について申し上げますと、例えば身に覚えのない請求書が届いたりとか、あとはインターネット等で物品をいろんなものを購入はしたんだけれども、なぜか法外な金額の請求が届いたりとか、そういう日常生活におけるものの売買とか、そういうものに関する相談が増えてきているというところでございます。それ以外には、例えばオレオレ詐欺を疑うような電話がかかってきたとか、そういう本町だけでなく全国的にも問題になっている案件の相談も寄せられているという状況でございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に無駄な買物してしまったとか、頼んでみたら全然違っていたとか、本当に心配事が増えるこの消費者問題なんですけれども、ぜひ町の方々がこのように関わってくださることは、とても安心できるというふうに考えますので、これからもぜひ相談に窓口としてなっていただきたいなと思います。

最後に、9ページの職員の採用・退職について、これは所管でもありますけれども、若い人が退職されているのが見受けられます。そういう意味で、これからやっぱり町の業務を担っていく若い方々だったと思うんですけども、その方が早期に退職されているということはとてももったいないというか、そういう感じがします。そういう中で、最後になんですけれども、これを町長にどのように対策というか歯止めをしていく考えがあるのか、どのようにしていくのか、町長にご意見を伺いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のところでもやっぱりせっかく採用した方が早期に退職されると非常に残念なことありますし、引き止めをしながら本人とお話をしても、最終的に判断をしているわけですが、最近の傾向を見ていますと、やっぱり結婚を機にこの町を離れることになったとか、違う仕事が見つかったのでそちらのほうに行きますとか、そういうケースが多いなというふうに思います。また、自分のやりたいことがあるので役所という仕事から離れるというようなところもあります。つまり終身雇用というのがもう崩れつつあるんだろうというふうに思います。

その中で、町として我々が考えなくちゃいけないのは、やはり職員の方が魅力ある職場として選んでいただいて、長く勤めてもらうという環境をどういうふうにやっていくのか、そこに尽きるのかなと思います。

なお、退職者があれば当然それを補充しなくてはならないわけですが、誰でもいいというわけにはいかないので、一定の基準の中で人物を見定めながら採用しているというところでございます。そのような取組を進めたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 以上で終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 事務報告の39ページ、40ページの空き家についての部分の質問をさ

せていただきます。全体的な部分になるかもしれません、空き家に関してですが。町では、危険空き家を見つけたらその方、所有者に案内しながら、町でも補助金有利なのがあるからとかと案内をして、なるべく危険空き家の除去というか減らす努力をされているのも分かるんですけど、この中で特定空き家と危険空き家、調査もこの40ページを見ると、調査しながら、前までは特定空き家だったけど、やっぱり数がたてば危険空き家になる。これ2つに分かれています。まず初めに聞きたいのは、その兆しというかその境目、その部分の判断、危険空き家から崩れているから、その手前もあるでしょうから、その辺の判断の仕方、その考え方を教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町では空き家対策計画というものを策定しております、その中で特定空き家、そのうち危険空き家になるものというものが点数をつけて、その基準を決めております。外観目視による調査を実施して、それで管理の程度具合によって点数で振り分けることで定めておりまして、その中で100点以上つきますと危険空き家、100点未満ですと管理不全の空き家というふうに定めているところでございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 この質問をさせていただいたときに、先日、危険空き家ではない方がまだ使えるから特定空き家なんで、町の補助は頂けなかったというような会話をしたことあるんですけども、そういう意味では危険空き家の手前の分だから、それを新たに事業創設することは無理だと思うんですけど、危険空き家に今なって指導をお受けしながら、やはり中にはできない方が多分かなり多くいらっしゃるから除去が進まないとは思うんですけど、その手前の分の例えば、多分補助が、その一部の部分の補助、最高額とか出ていますけども、その分の中間の部分、それに対する補助というかそういう創設というか、もちろん100パーではなく、危険空き家の除去じゃなく、その手前の分だったらこれぐらいで済むとかという、その補助についての考え方、考えなんかはこの後検討の中で出てきますでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在危険空き家の除却に対する補助金につきましては、その財源の一部を国の補助金を使っているところでございます。その国の補助金を使うに当たりまして、危険空き家かどうかということの基準が明確になっているかどうかというところも見られる部分になっております。で

すので、この危険空き家になる手前の部分の空き家につきましては、指導書という形で修繕をしたり、さらにはその修繕によってある程度よくなつたところを空き家バンクで活用していくだくなど、そういうふうな取組を進めていきたいというふうに考えています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 この質問の中の意味合いとしては、今課長が言われた中で、そういう判断、点数で危険空き家になれば、もちろん町の対象になるからだけど、私が今ここで言わんとしているのは、その手前で、もちろんその考え方を拡大してほしいということで今質問させていただいています。それはもちろんこれから検討なのか、それは、今言った点数で決まるわけですよね。100点、80点ならどうとかあるわけだから、その手前で、例えばこういうこともありました。高齢者の方が空き家の所有者なんですね。その人にとっては、自分が責任あるから自分の世代でやらなきやならないけど、結果的にはその人は自分でやることに決断してやりましたけど、そういう意味では、そういう高齢者が苦労というか大変なことですね。すごい数百万かかるものを負担をしながら解体をするわけで、除去するわけだから、その部分で、そういう人たちに寄り添うような意味で、考え方も今は100パーという危険空き家にしているけど、それを拡大する、補助金の中で使われているんですけど、それを危険空き家の手前のとか、所有者の関係もあって、それを拡大というか、例えばもちろん上限80じゃなくて、30でも20でも10パーだか分かりませんけど、その辺の考え方、寄り添える考え方あるかどうかを聞きたい。いずれ5年もたてば危険空き家になり得る手前の空き家に対する考え方、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在のところ、その危険空き家、その手前の財政的な支援というものは考えておりませんが、昨年、所有者・管理者に対して意向調査を取りまして、それらを見定めて、今後検討していくふうに思っております。現在のところは考えておりません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。最終的には執行者に聞いてください。事務的には総務委員会で聞いているはずですので。

○13番 湯田 哲議員 はい、分かりました。終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

ある一定の基準を持って制度をつくって、危険空き家は他に及ぼすものを早期に除却しなく

ちやいけない。それを町の財源だけではできないので、国の財源を活用しながら対応しているというのが今の実態でございます。議員が言われるには、財源は別にして、補助額を拡大してやってはどうかと、それが住民のためになるんじゃないかというご質問だと思います。現時点でのような考え方を持っておりませんが、先ほど総合政策課長が言ったように、どういったどの程度そういった声があるのか、また、それを町として新たな行政サービスとして取り組む必要があるのか、今後の検討課題とさせていきたいと思います。

○13番 湯田 哲議員 終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私からは決算概要のページ4ページと事務報告の94、149ページについて質問したいと思います。

まず、4ページの地方財政の関係なんですが、経常収支比率というようなことで、つい最近報道でもこれ新聞等でも出ておりましたが、令和5年度が87.4、6年度が88.7、4年度を調べますと86.6なんです。ワンポイントずつずつと年度ごとに上がっているわけなんですが、その辺はここの説明の中にもありますけども、どのように分析されておるのか、まず聞きたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、分子となる部分につきまして人件費であったり扶助費であったり、経常的な経費がここに乗っかってくるわけでございますが、電気料であったり、物価高騰による消耗品等の影響、さらには人件費、そういったものが上がっていることが影響しているというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 このままこのようにワンポイントずつ上がりますと、最終的に何か90はあまりよろしくないというような、90%なんですが、そういうようなことでの数字の見方あるようなんですが、その辺がもう少し具体的に、今ほど課長からありましたけど、もう少し、ちょっとその他の物価と、それは当然分かりますが、その辺もっと詳しく、多分調べているとは思うんですが、その内容をお知らせ願いたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらの内容につきましては、決められた数字を当てはめて出している計算上のものでございまして、先ほどのとおり分母につきましては財源が入りまして、分子につきましては、そこにかかる経費、施設の経費とかそういったものが上がってきますので、先ほどより上がっている状況につきましては、例えば電気料であったり 1つ1つのものがかなり高額になってございます。こうしたものの値段が上がって、さらには人件費が上がっているということで、全体の収入の割合に対してその経費が年々上がっているというような分析をしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 何回もこれにあれなんですが、まず、やはり物価高騰とか、それぞれここに理由に書いてありますけども、一番は維持管理費も上昇しているわけで、あと適正な人員管理等公共施設の関係というようなことでの前から出ているような関係ありますけども、それらを強力に進めていくというようなことで、次年度の予算の中にどのように反映していくのかというようなことが大事かなと思いますが、その点はいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

何度か話題になっておりますが、南会津町にかなり施設数が多い状況になってございます。今回も補正予算の中で施設の解体なんかも入れておりますが、まず施設数を減らしたりすることが重要かなと思っております。あと人件費につきましても、必要な人員は当然必要になりますので、人員の配置もきちんとした無駄ならないような配置というか、そういったことも必要だと思っております。そういうことを励行しながら、経常経費の削減に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、事務報告の中の94ページです。

この中で特別養護老人ホームの関係の申込者数というようなことありました。ちょっと見て驚いているわけですが、非常に高齢者が多くて入所希望者が多いということで、6年度は195というようなことで、一番入所の待機者の実数ありますけど、毎年こういうふうに増えて

いるわけですね。現実分かっていたようで、私もこういうふうにちょっとと考えてもらつたんですが、施設のやはり従業員の方の高齢化と対応ができないとか、そういうようないろんな現象がここに起きていると思うんですが、この辺のいつまでこういうふうに待機すればいいのかというようなことになって、心配しているご老人の方も、待機の方もいると思うんですが、その辺をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 待機者がいつまで待てばよいのかという話ですが、今、多分高齢者の数というのがピークで、これから徐々に下がっていくということになります。なるというふうに予想しています。ですので、待機者というのもその中で解消されていくんではないかなというふうに思っております。

今現在、施設の稼働率もほぼ99%というところが多いですね。月によっては100%になっているところもありますので、ですので、今後逆に言うと高齢者が減っていく中で、施設をどういうふうに維持していくのか、このままの数でいいのかというのを検討していくかなくてはいけないというふうに思っています。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ピークだというようなことで、現在がですね、ピークだということで、これからは減ってくるとは思うんですが、そのとおりいけばいいんですけど、やはり施設が部屋数を減らしてくるとか、そういうような現象も出てきますから、その辺は当然加味しながら、その数字を使っていかなくちゃいけないから、また待機に、入所に応じるように体制を組むべきだというふうに考えていますが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 今のところ定員を減らすような動きにはなっていないです。ただ、今の定員だと、逆に将来的にはだぶつくというのは目に見えていますので、将来を見越した形で施設の統廃合をしながら、例えば増床して片方縮めるとか、そういったことは必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは149ページお願いしたいと思いますが、（2）の南会津観光物産協会の関係での①になりますが、この中で祇園祭の関係で、22、23の2日間ということで5万7,000、今年は8万ということでの報道もされておりますが、その中で支出が833万9,000円ということでなって

おるんですが、この中で①②が一緒だと思うんですが、祇園祭だけではどのくらい支出されているのか、内訳をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたしますが、大変申し訳ないんですが、内訳の資料は持ち合わせておりません。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、この金額が町から出され、観光物産協会に出されているんですが、このほかに祇園祭の関係、歌舞伎保存会とここにありますね。それらへの保存というのが助成といいますか、その辺はこのような出し方で祇園祭に対して支出する指定事業はあるかどうか、補助している事業があるかどうか聞かせてください。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

今ほど議員より、歌舞伎の案件がお話がありまして、補助があるかというようなおただしかと思いますが、会津田島祇園祭屋台歌舞伎につきましては、補助ではなく団体をもってそちらのほうに事業委託をして、子供歌舞伎のほうの育成、祇園祭当日の上演等々を行っている現実がございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、委託するということで補助ではないですけれども、委託するには金もつきものだと思うんですが、その辺はどんな予算を支出をしているんですか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

それでは、平成7年度南会津町当初予算概要の10ページを……失礼しました。田島祇園祭屋台歌舞伎保存会保存事業ということで1,906万3,000円の委託料を支出予定してございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 通告といいますか、細かくちょっと質問の内容が細かくなり過ぎたのかなとは思いますが、一番は祇園祭が、祭りが行われて、神仏の関係での補助が出せない部分、御当屋制度とか、そういうものがここにあると思うんですが、そのほかで祭全体で非常に金がかかるというようなことで、どの程度ここに町から支出しているのかなというようなことで、

ここにお話をお聞きしたかったわけなんですが、非常に厳しい財政の状況にあるようですので、それぞれ精査しながら、申請している項目あると思いますが、精査しながらできるだけ支出をしていくということでお願いしたいと思います。

なお、ふるさと納税の中に歌舞伎保存事業に対する交付というようなことでの名目で、その事業に出すと。ふるさと納税を納めるというようなことでの項目もあるようありますので、その辺を活用していくとか、そんなことで、できるだけ町からの応援を多くしていってはどうかなというふうに思います、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

一般質問でも、議員さんのはうから祇園祭の運営について、非常に運営団体のはうでお困りだというようなお話をいただいて、町のはうでも積極的な関わりはというようなおただしをいただいております。議員ご紹介いただきましたが、やっぱり政教分離のところを注意しながら、我々としてどういう分野で、どのぐらいの手当てができるのか、これについては、当事者の方と相談をしながら今後詰めていきたいと思います。今現在は花嫁のお支度をするための費用を観光協会を通じて多分出しているんだと思いますが、そういった取組が無理がないのかどうなのか、その辺も1つのポイントになるのかなというふうに思います。

○2番 芳賀正義議員 はい、了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 この決算書を見ながら考えていたんですが、所管の話にはなると思いますが、先日も教育長の答弁の中で、どうしても予算がという言葉が出てきております。そして、私はこの所管の中で除雪費、排雪のことで町長の考え方を伺いたいと思いますので、委員長も、所管だからしゃべれなくていいのか分かんないけれども、これは、町長の考え方を聞きたいと思いますので。

○渡部正義町長 何ページでしょうか。ページは何ページ。

○14番 高野精一議員 じゃ、ページ数でいけば事務報告の160。よろしいですか。

○山内 政議長 どうぞ。

○渡部正義町長 162でいいですね。162。

○14番 高野精一議員 この除雪に関しては、予算は4億5,000万くらい組んであるんですが、この排雪に対して同じくらいの支出があるんですね。それで、この排雪の在り方を考えて

いけば、少しはこの町の予算が何とか浮くんではねえかなという思いを持って質疑するんですが、例えば歴史的に旧田島町においては、直営という除雪体系がありまして、それはどうしても12月から3月までは雇用している。そうすると、そういう中において必要と思われるところの排雪はずっとやってきました。これは、私も認めるところでございますが、ただ、この合併によって西部地区もこの排雪をずっとやるようになってきて、この金がやっぱり当初予算と同じくらいかかっていると。そうであれば、この予算を例えれば今までこの合併によってその排雪をしなかったところがしてきた。そうであれば、例えば空き地、どこかを、そういう場所を見つけて、そういうのを町で買って、そしてそういうところに雪を捨てる。例えば田んぼで言えば、これ田んぼは駄目だけんど、田んぼだと反が100万でしょう。俺の頭の中ではそう思っているんです。1反100万ぐらいなんです。そうすれば、例えばそれを1年くらいで元は取れちゃう。そういう場所を見つけていけば、町として、これ、町長も公約している仕事、どうしても金がなくてできないという思いもあると思うし、教育長も昨日の答弁の中でそういう思いもありました。

もし、これで、これ4億何ぼもかかっていますが、この中から半分、2億くらい何とかこの部分でやり方を考えて浮かせば、その施策というのはできると思うんですが、町長どうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

西部地区で合併してからそういうふうな取組が進んでいるというような話かと思いますが、私はそれは事実かどうか分かりません。そこまで確認しておりません。ただ、提言のありました雪押し場、これを民間のところ借りるんじゃなくて、町が町有地を見つけて、そこに入ることで経費を浮かせたらどうかというご提案だと思います、それはもっともだと思います。可能であれば、そういう取組の中で雪押し場を町有地として確保して、そこに雪をためる、そうすると自然に消えるのを待てばいいということだと思います。それが広大な路線、さらには豪雪地帯のところでどの程度可能なのかについてはまだ検証はしておりません。そういう可能性があるのかどうなのか、ちょっと支所の状況も聞いてみたいと思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 私もこの発言するのに、何人の人の話もまず聞いてきたし、館岩の人の話も聞いてきた。伊南の人の話も聞いてきた。昔はそういう排雪はなかったんだと。ただ、その旧田島においてその直営部隊という特殊な事情があって、そして合併したときに、何だ、田島は排雪をやっているんではないかという話になって、行政だから、ほんじや、おらのほう

もやりましょうという話になったという確認だけは、私は確かな人に取っておりますので、できればこの予算をどこかで削ろうかなと。皆さん、これから予算つくりに入るわけですが、どこかで削ろうと。これはやっぱりできない事業だなというふうに、そういう形になってくると思うし、これからその事業の仕分だつて必要になってくると思いますので、できれば私がこれを見た中では、この予算で何とかできるのは排雪の部分かなと、かように思いますので、執行部のほうもそこは真摯に考えていただきたいと思いまして、終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 高野議員の意見として承ります。中身をちょっと聞いてみたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

除雪費のまず全体の事業費なんでございますが、そちらにつきましては先ほど4億というお話をございましたが、4億は当初予算の委託料でございまして、一般の委託されている業者さんの事業者さんにお支払いをする委託料でございます。その後、専決予算と補正予算というのを組ませていただきまして、3度の補正予算を組ませていただきまして、2回の専決補正予算と、失礼しました、1回の専決補正予算と2回の補正予算を組ませていただきまして、3回の補正予算を組んで6億5,634万3,083円の実績となってございます。

先ほど高野議員からお話をありましたように、合併してから、田島地域が直営部隊がございまして、そちらのほうで排雪箇所の排雪していたというのは、これは紛れもない事実でございまして、その後、我々も少し確認をさせていただきましたらば、館岩・伊南・南郷地域におかれましては、そのほかに国・県道の部分で、ちょうど平成、年度が定かではございませんが、二十六、七年頃になるかと思いますが、その頃に国・県道のほうも、田んぼや農地や畠や、さらには雑種地とかそういったところに堆積をした農地につきましても、排雪が始まってきたということで、合わせて排雪が始まったというふうな状況でございます。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 事務報告の中から質問させています。3点質問いたします。

まず39ページ、先ほども質問ましたが、19の空き家等対策事業、そして次の40ページ、20の空き家全戸調査事業、3点目が150ページ（8）南会津ぶらり旅二次交通対策事業、その3点について質問いたします。

まず、1点目の39ページ19の空き家対策事業についてなんですが、これ令和5年度と比べまして、空き家の総数は140件ほど増えて、その中でも危険空き家のほうが30件増えているような状況で、思ったよりもスピードが速く、空き家になっているなと感じております。その中で、②の対策ということで指導が94件あるわけなんですが、この指導と、次の段階の勧告、この違いというのはどのような形になってくるんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

まず、空き家総数が増えた要因ですが、それにつきましては、昨年度、空き家の全戸調査を行いました。それによりまして判明した空き家が861件だったということでございます。その全戸調査しない場合は、その年度年度の情報が入った空き家を足したり引いたりということで取り組んでおりますので、昨年度空き家の全戸調査を実施したことにより、件数が増えたということでございます。

その指導と勧告ということでございますが、指導、法律によりまして勧告をしますと、あとはもう法律に基づいた日数によりまして、所有者・管理者が対応しなければ、代執行まで進んでいくということになります。勧告をする際は、空き家の審議会というような、弁護士だったり、司法書士だったり入っていただいて、審議していただく会がありますが、その会の中で議論していただいている。うちのほうでこの案件を勧告したいんだということで提出しますが、今までですと、もう少し、所有者・管理者のほうによく話をして進めるようにということで、まだこの法律ができてから本町では勧告までは至ったものはないということでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 勧告になると、法的な手続が進むということですが、一步踏み込んだ対策、これから必要になってくると思うんですが、勧告に至るようなケースというのは、かなり町民の方とか、そういう方に迷惑がかかる可能性のある物件ということになると思うんですが、町内でも幾つかあり、早急に対応したほうがいいというような地域からの声と、見ていて危険だなと思う箇所も複数確認を私もしております。その点について、指導という形で文書等を送っているかと思うんですが、そのあたりの反応、特にちょっと危険だなと思われるところに関しては、送って終わりだとあまり効果がないかと思うので、その後の追跡といいますか、本人との所有者との話し合いとか、そのあたりの状況はどのような対応されているのかお聞きいたします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この指導書を送った後につきましては、連絡先というのはうちのほうで持っているのは、まづ初めに持っていくものは所有者の住所ということになります。その指導書を送った後に反応がある方はいいんですが、反応ない場合は再三指導書を送っております。さらに、それでも危険な状態にある空き家の状況によりましては、もう少し近隣の方々に調査をして、親戚などを見つけて、その方に相談したりというようなことで対応させていただいております。反応があつた方に対しては、度々話をさせていただいているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 あくまでも、危険空き家に関しても個人のものなので、なかなか対応も慎重にいかなくちゃいけないと思いますが、やはり安全面に関わる問題になってきますと、やはり町民のことも心配しなくちゃいけないかと思いますので、今後とも引き続き危険な空き家に関しては対応を進めていっていただきたいと思います。

じゃ、次の40ページの20、空き家全戸調査ということでそちらのほうの質問をさせていただきます。

こちら数年に1回やっているというようなことを以前お聞きしたことがございます。（3）のほうで事業費のほうが812万8,000円と、そのうち半分が一般財源を使っているということですが、こちら調査の件数を見ますと、（1）の外観調査は1,174件、そのうちアンケート調査は103件と、これも空き家の戸数とまた数字が違ってくるんですが、この数字の違いというのは、どのような認識で捉えたらよろしいのか説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この空き家調査につきましては、全体で現場に行った件数というのが1,174件ということでございます。これにつきましては、まず前段、各集落の区長さんから情報をもらいまして、今どういう空き家があるかということで確認して、それで現場に入っていきます。現場に入った中でも、やはり空き家というふうに見受けられる、区長さんからの報告になかった空き家もあつたりしますので、そういうものを含めて全体で1,174件の空き家を調査したということでございます。その後、アンケート調査というか所有者や管理者を特定しまして、その方に対して意向調査を実施するわけですが、その件数が903件ということになります。そこから、さらにすぐに除却された方だったり、そういう方もいらっしゃるので、全体で令和6年度末で861件ということで確定したということになります。

このアンケート調査の903件と外観調査の1,174件のこの差についてですが、外観調査を実施した時点で、もうここは倉庫として所有者が使っているということでありましたので、そういう物件につきましては、空き家ではなく空き家から除外したということで、そういう差、あとは所有者が特定できなかったという、この時点では特定できなかったということの差でございますので、ご理解願います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 内訳、数値について理解いたしました。この意向調査を行ったと思うんですが、回答率が55%となっておりますが、なかなか回答いただけないということも理解はできるんですが、回答いただいた方について、一番多い意向といいますか、どのような意向が多かったのか、その点についてご説明いただければと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

やはり、所有者が高齢になってきて、今後、その空き家をどのように管理していくかというような不安があるということが一番多いように感じ取れました。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 調査をするからには目的があって、その結果を踏まえて今後対策を練っていくことになると思うんですが、令和6年度の調査を踏まえて町として今後どのような形でこの空き家対策に取り組んでいくのか、改めて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まずしっかりと現状を把握するというのが一番の大切なポイントかと思います。その上で、所有されている方が今後継続して活用されるのか、または次の世代に譲られるのか、そこは次のポイント、さらに、活用の予定がないといったときに、我々が持っている空き家バンクへの登録をしていただいて、移住定住の住まいの場所として提供できればいいのかなと、このように思いますので、空き家調査からいって、最終的には移住定住の住まいの提供のほうに誘導できればいいんだろうと思います。そういうふうな施策が、町として求められているものと認識をしております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

150ページの（8）南会津ぶらり旅二次交通対策事業ということで、これ令和5度の報告と

比較しますと、委託金額、令和5年度に関しましては3,350万ほどあったものが令和6年度は56万と大分減って、利用者、運行数も減っております。その点、令和5年度から令和6年度にかけて減った金額分、どういった内容のものが削られて、令和6年度ではこの金額になったのか、その点についてお伺いいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

150ページ（8）にも記載しておりますとおり、令和6年度につきましては、宿泊者に限定いたしました。これによりまして、令和5年度と比較してかなりの運行数、さらには利用者が激減したというふうに思っています。繰り返しになりますが、利用方法を宿泊者ということで限定したことによって、これだけの実績になったということでご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 宿泊者に限定したということだったんですけれども、令和5年度の事業の中身見ますと、こちらも主に宿泊施設等からのということなので、もちろん宿泊施設等の利用が多かったとは思うんですが、6年度に当たって何か宿泊者以外が少なかったので、利用が少なかったので宿泊者のみでいいだろうということでの変更だったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 私予算査定の立場で、いろいろヒアリングした内容を少しお話しさせていただきたいと思います。

令和5年度につきまして、確かに金額が大きくて、大変すごく利用者が多かったんです。ただ、その主な利用が田代山の日帰りでございました。田代山の日帰りが多くなりますと、あそこのトイレの改修なんかも増えまして、滞在時間で落としてもらえるお金がないんですが、あんまり少なかったんですが、その割に田代山のそういうトイレの維持費がかかってしまったということで、もう少し滞在時間を長くするような取組をして、そこは対象者を限定してはいかがですかというようなことで査定したと、そのような経緯がございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 内容について理解いたしました。

南会津町において、鉄道利用というと高齢者ですとか、訪日の外国人旅行客に関しては鉄道

の利用がかなり多いというようなデータも出ております。そういった中で、観光ということに力を入れるとなれば、当然やっぱり二次交通、鉄道利用者の方にとってはとても重要な旅行先を選ぶ判断になると思います。そういった意味で、今後町として観光のほうに鉄道利用を含めて力を入れていくということであれば、もう少し二次交通のほうも手厚い対応が必要かと思いますが、今後そういった対策を検討していくかどうか、町の考えをお伺いいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現時点では、令和8年度に向かってこのような新たな取組をしていきますという考えはございませんが、議員おっしゃるとおり、鉄道でいらっしゃった方の二次交通、どう周遊させていくか、滞在時間をできるだけ長く取って消費活動につなげていくというのは、観光行政の永遠のテーマでございますので、そういったご意見を参考にしながら、次年度の予算に向けていろいろアイデアを出していきたいなと、検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番 渡部裕太議員 はい、了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第89号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第90号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

————— ◇ —————

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第91号 令和6年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◆

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第92号 令和6年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは2つ質問申し上げたいと思いますが、まず決算書の11、12ページ注記という欄でございます。もう一点が、決算概要の27ページの総括のところについて、2点を質問したいと思います。

初めに、決算書のほうですが、私たちは決算を見る場合に、どうしても一般会計を主体として見ているので、なかなかこの企業会計について理解が深まらない、私だけかもしれません、そういうところがあるので、あえて恥を忍んでちょっと聞かせていただきたいんですが、11ページに賞与引当金とあります。それから12ページには、法定福利費の引当金ということがあるんですが、これらの中身というか、仕組みというのをちょっと教えていただければありがたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

引当金の取崩しのお話になります。これにつきましては、6月の賞与、ボーナスについての話の内容になります。ボーナスにつきましては、前年度の12月から5月までの6か月間を対象とした支給になります。この際、前年度分の4か月、12月から3月まで、これらをあらかじめ予算化をして積み立てておきます。この行為を引当金と言います。さらに支払いをする際に、取崩しをして支出する、この一連の行為を引当金の取崩しというような表現を使っております。

(2) 番につきましても同様の扱いになります。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 こういう会計上の考え方というのは、いわゆる企業会計の中で絶えず共通しているんでしょうけど、発生主義というのがその由来になりますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 おっしゃるとおりです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 理解をさせていただきましたが、この次、さらに個人的に勉強してまいりたいと思います。

次に、決算概要の27ページですが、ここで総括事項の中で、最後の項目になりますけど、経営の健全化を図り、計画的かつ効率的な事業運営に努めたいと、このように述べておられます
が、その具体的な健全化の案はあるのかどうなのか、それをお示しいただきたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えをいたします。

まず、これまでの取組ということで、幾つかご紹介をさせいただきます。人口減少に伴って、料金の収入が落ち込んで、経営がますます厳しくなる、これはあらかじめ分かっていることです。これらに対して今まで取り組んできたことになりますが、3点ほど申し上げます。まず1
つ目は、施設の統廃合を進めて、管理施設の削減を図ってきました。2点目、各施設に監視システムを導入しまして、修繕費の削減を図ってきました。3点目、設備のダウンサイジングを行い、動力費など管理費の削減を図ってきました。以上の3点が、これまでの取組です。

ただ、これはこれからも投資という形で進めていきたい、続けていきたいというふうに考えています。

もう一点は、やはり水道料金の改定、値上にここに踏み切らなくてはいけないなというふうに考えています。ただ、課題としてあるのは、もちろん料金収入で賄うという大前提はあるんですけども、これをずっとやり続けることができるか。持続性のあるものなのかというのが、大いに課題が残るところだと思います。人口が少なくなって、それに伴ってどんどん料金を上げ続ける、これがいつまでも続くかと問われると、私も含めて、私も含めてといいますか、私は自信がありません。上げ続けることは無理だと思います。どこかで違う方策を用いて、何らかの対策をしないと、ある意味持続性のある状況にはならないなというふうには考えています。

ただ、それが具体策は何かと問われれば、私のほうで特別な案を持ち合わせているわけじゃないんですが、そういう課題がこれからも残るというふうな認識を持っています。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 どんな場合でも対応策というのは、まず足元から答弁できることに踏み切る、これが常套手段であるだろうと思うんですね。しかし、それを今答弁ありましたようにどこまで可能なのか、あるいは可能だとしても、そこに社会的ないわゆる変化要因にどう対処できるのかと。こここの見通しというのは、将来予測の中で考えていかなければいけないんだと。ただ、私が今、後期高齢者の年齢に達してきておりますので、自分のことだけを考えれば、料金が多少上がっても、もういなかなと、こういうような気持ちも出てきますが、じゃ、私たちの世代の子供、そしてまた孫世代に、この地域のいわゆる命の綱とも言える水道事業が、安定して経営ができないという状況を与えていいのか。こういうことに私は問題意識を持っていかざるを得ないんですね。

それで今ダウンサイジングというお話があって、あと施設の統廃合とあったんですが、やっぱりこれまでの経験といいますか、そういうのを考えると、そういうことを外すというか、そこに思いつくのは、やっぱり第一義的にあるんですね。しかしサイズが縮まる、いわゆる人口が縮まっていくですから、サイズが縮まるのはやむを得ないんですけど、それを私たちの世代責任として考えていくときに、小さくするということは本当にいいのかと。小さくせざるを得ないんだったら、じゃ、小さいながらもここで生活をしていく、生活環境をどう変えていったらいいのか、イノベーションしていったらいいのかということも考えなきやいけないと思うんで、多分、担当課としては非常に苦しんでおられると思うんですが、一言だけこれ町長に、国ほうの動き、あるいは国ほうの地方自治体に対する配慮、これらについての働き掛け、これをどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 水道事業の広域化的な維持管理も含めてそういうふうなお話が、よく新聞報道でなされております。しかし、南会津の場合、それができるのかというと難しいだろうなというふうに、いつも記事を見て感じたところでございます。今、議員から言われたように、この地域で持続可能な生活を継続していくときに、今後水道事業、下水道も同じなんでしょうねけれども、課題となるものがあって、国ほうに要望すべきものがあれば、しっかりとその旨をお伝えをして、対策を講じてもらうような働きかけは当然必要だというふうに思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 このことも何回か申し上げていますが、全国知事会があり、市長会があり、町村会がある。国は国の基準、あるいは制度設計があるんですが、基礎自治体がしっかりと安定をしていくことが、国の安定に直結するわけですから、ぜひ、この今現在ある仕組みというかくくりの中でそれぞれ共通した問題があると思うので、ぜひ全国町村会等で取り上げて、この問題を少しでも安定できるものに変えていくような努力をお願いをして、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第93号 令和6年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは1点お伺いします。

これは、決算審査の意見書の中から質問させていただきます。ページが13ページです。

ここで総括事項がありますけれども、この中に、3行目からですね、累積欠損金比率が161.2%、その次の段に流動比率は50.6%、それがあつて、下から2行目に書いてあるのが、償還に対して返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払い能力がないとは言えないといふふうに書いてあるんですが、私たち、なかなかこういうふうに書かれても分からんんですけど、これも抽象的な表現にしかならないのかもしれません、この数値を見たときに、経営的な安定度、これが指標として出せるかどうかなんですが、安定度にたとえたらどのように考えればいいのか、ご判断をお聞かせください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

まず、累積欠損金比率161%についてですが、これらは営業収入に対する累積欠損金、いわゆる累積赤字、これらの比率を表しています。例えば収益が100万円あった場合には、累積の赤字が162万2,000円となります。これを162%という表現をしております。次に、流動比率50.6%ですが、これは資産と負債の関係比率になります。資産は流動資産、いわゆる1年以内に現金化ができる資産を流動資産と申します。次に流動負債、これ1年以内に返済するお金、これを流動資産というような表現をしております。これを割り返したもの、これを流動比率というような表現をします。例えば100万円の支払いに対して、今手元に50万6,000円しかありません。これを50.6%という表現になります。いわゆるお金が足りていませんというような意味合いになります。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 流動資産と流動負債についても分かりましたし、累積して、いわゆる1年だけじゃなくて累積してずっと積み上がってきた決算、欠損金ということも分かったんですが、これが、つまり今後使用料の収入があるという前提でいくと、一概に問題ではないという書き方なんですが、この辺をちょっともう少し、例えばここで書いてある使用料収入等により得ることが予定されている場合は、予定はされています、いるはずなんだと思いますが、どうですか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 今議員おっしゃるとおり、これ条件付での話になります。なので、次回の料金改定の際にこういった改定部分を料金の中に反映する、盛り込んでいくことは可能ならば、支払い能力はあるんじゃないかという今後の話になります。今現状、能力があるという断定の話ではありません。だから、あくまでも前提といいますか、条件付の話という理解でしていただければと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 なかなか何でいうんでしょうね、一方で料金の値上げをしなければならない状況があり、かといって一方でいろんな経費節減の努力をしても限界がある、そんな感じを今受けましたけれども、下水道事業についても、全てが下水道事業を地域全体がやっていけるわけではないにしても、それぞれの会計で適正な運営をされていかなければいけないと思いますので、ご苦労は十分、私ほうで理解しておりますが、今後これらの問題1つ1つ国ほうとも十分に協議を進めながら、過疎地だからといってこういうものが見捨てられる、こういうことのないようにお願いをして、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については、認定することに決定しました。

————— ◇ —————

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、議案第94号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

議案第94号のページ4ページの予備費についてお尋ねをしたいと思います。続いて、ページ16ページ商工費、節が工事請負費の旧祇園会館の設備等撤去費、それから星の郷ホテルの雪害修繕工事費、3点目がページ19ページ、これは教育費所管であります、所管で質問しても、ちょっとまた分からなかったというか、町長も出席していないので、あえて町長のほうにお聞きしたい。この3点をまず質問したいと思いますが、初めに予備費についてですが、予備費が1億9,000万ほどのあれですが、このいわゆる補正で補正予算と上げれずに予備費として集約したのかどうなのか、その辺の経緯を説明願います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

例年決算に伴って残余金、そういったものを予備費として計上して残しているという状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 前例主義というふうに捉えてよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

前例と言えば前例になろうかと思います。決算に伴ってその剩余金を予備費として計上して、今後の急激な予算執行があった場合には、それに備えるというような状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうすると、財源不足で先送りしている事業が相当あるというふうに私は理解するんですが、この予備費の使い分けというか、今後のその事業振り分けというのは

全く白紙ということでよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今のところ白紙でございますが、例年昨年度もそうでしたが、除雪費が急に足りなくなつて何億円ということで足りない状況もございますので、ある程度ここには数億円、2億円ぐらいは予備費として持っていたいという状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 不透明なものに対する予備費の捉え方というのはよく分かりますが、喫緊にやらなきやならないものというのを補正で上げるというのも、言ってみればもう9月の議会の役割でもあるので、そのところはやはり一般質問の中でも出ていたそういう修繕、あるいはそういう、あるいはまた行き届かなかつた町の事業、これらに振り向けながらそういうことをすると、こういうふうに私は理解していたのでこの質問をいたしました。

それでは、続いて商工費、ページ16ページをちょっと質問したいと思いますが、私、昨日の一般質問で新たに知り得た情報なんですけども、旧祇園会館のいわゆる設備の撤去の工事関係なんですけども、DMC a i z uという名前が出てきたように思うんですが、この撤去に伴うDMCとの関連性というのはいつ頃、どんな形で始まったのかを教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

これまでの議会の中でも、祇園会館の今後の取扱い、活用についてはどのような考え方というようなご質問をいただきしております。その中では、まだ公にはできないんだけれども、水面下で、そういった希望のある企業と調整をしておりますよというような答弁を6月まではさせていただいたところでございます。その後、具体名が出てきておりますけども、DMC a i z uさんとは、1つのきっかけになったのは、やはり包括協定でございます。7月に結びましたその包括協定によって、町有施設の活用も含めた協定を結ばさせていただきました。それによりまして、事が具体的に進んできた。我々といたしましては、それを1つのきっかけとして、祇園会館の整備を含めた具体的な作業に移つていったという経過でございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、DMCとのコンタク

ト、手元に記録がある分だけお話し申し上げますと、令和5年の8月に猪苗代の本社のほうにDMCの本社のほうで遠藤社長とお会いする機会がありまして、そのときに、遠藤社長のほうから、もし祇園会館が廃止されるんであれば、DMCとして今後の活用を検討してみたいんだというような提案がありました。それから、令和6年の5月であります、私がISホールディングス本社のほうにお邪魔をして、主に観光16施設の今後の在り方についての意見交換をしてきたわけでありますが、その際に、祇園会館のどうこうということで、遠藤社長から自社で修繕した上で活用する用意があると、このような意思表示をいただいて、町としても、その当時は祇園会館でまだはいっとさんが活動しておりましたので、そういう調整があると。さらには議会でも、祇園会館の廃止について条例の廃止条例があるので、慎重に動かなくてはならないというようなお話をした記憶があります。

それから、今年の4月に、やはりISの本社を訪問いたしまして、現在の祇園会館の動きについてご説明を申し上げ、集客につながるような事業展開をISとしては考えたい、ISということは、子会社であるDMCの事業参画で考えていきたい、このような動きがございました。

我々としても、高畠スキー場、それから花木の宿、窓明の湯、さらにはきらら289の指定管理のほうで結構業績として上げていただいているし、信頼のおける会社であると、このような思いから、包括協定の締結に至りまして、具体的にDMC a i z uとの施設の運用について打合せをして今日に至ったということでございます。

今回、町が撤去する分の工事費を予算計上させていただいて、箱物をフラットにした形でDMCに使っていただくと、こういうことで今進めているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一旦廃止をした施設については、当事者とすれば、どういう方向性を導き出したらいいのか、非常にこれは苦慮するところではあると思うんですが、撤去をするという工事費が上がってくるということは、撤去をしなければその施設の運用計画は出来上がらないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 現場を私も立ち会って遠藤社長と見ました。そのときに、中の展示物、特に昨日も話が出てまいりましたが、レプリカでつくってある大屋台、さらにはロボットで展示してあるそれぞれ祇園祭の七行器行列だったり、それから祭りの様子を再現したロボット、そういうものをどうされますかというふうに聞いたときに、DMCとしては、それは使えませんということで、フラットにしていただいて、我々が誘客につながる取組をしたいんだというよ

うなお話で調整した記憶がございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私の理論構築がちょっと堅過ぎるのかもしれませんけれども、当然ですが、公の施設ですから設計図はあるわけですよね。その中に何があるかという問題はありますけど、広さとか区切りとか、そこの施設を利用する場合は、設計図からまず検討をしながら、その設計図を見て、こここの場所はこのような使い方ができます。あるいはここがあるので、その施設を使う価値はあるんです。いろんな判断の仕方もあるでしょうけど、私はその運用計画、いわゆる計画までいかなくとも、運用方針が最初に出てくるべきだと思うんですが、ここところは確認をされたということでよろしいですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

活用後の運用方針には、大きく分けて2つの柱を今私のほうでは提示を受けております。昨日の議会でも答弁させていただきましたが、まずは、あそこは国道に面して通行する方々、観光客も多くおりますので、観光の情報発信もしくは拠点となる施設、そういった機能を設けた施設にしていきたいというのが方針の一つでございます。もう一つ、2つ目でございますが、DMCさんの企業方針といたしまして、その地域でありますとか、町民というものを大変重視、大事にされている企業さんでございます。2つ目の方針が、できれば町民の皆さんにも利用していただけるような施設にしたいというような方針を持ってございます。

内容につきましては、1点目に申し上げました観光的な機能につきましては、通行される方々、通られる方々が立ち寄って、町の観光情報に触れたりとか、あとは軽食を取るような中身でございます。2点目の町民の皆さんも利用できる施設ということで、割とスペースが非常にある施設でございますので、町民の皆さんに立ち寄っていただいて、ちょっと遊べるような、親子連れとか、近所の皆さんのが入って休憩できる、遊べるようなブースを設けたいというような申出は受けております。以上2点が現時点での話合いの中で出されている大まかな方針でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今聞いてもアバウト過ぎて、事業経営者のやり取りとは思えないぐらい、非常に抽象的な話なんですね。観光の情報発信基地といいますか、拠点とするということ、私たちについては、例えば食べ物を中心に立ち寄りを考えているのか、それとも何かこう展示品

みたいのがあったり、して考えているのかがさっぱり分からないです。これ以上は分からぬ
ということでおろしいですね。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 結論から申し上げますとおっしゃるとおりで、これ以上のこととはお
答えできません。なぜかと申し上げますと、まだ中に非常にいろんなものがあり過ぎて、まず
フラットにしていただく、さらには展示物とかもございますので、まずそういったものを撤去
していただく、さらには一番の施設を存続するかどうかでネックになっておりました空調設備、
そういうものを一度撤去していただいて、新たに施設を利用する、リニューアルするに当た
って、どれほどの会社の投資が必要なのか、さらには先ほど議員おっしゃられるように、設計
図、間取り等を見ながら、どこにどういった機能を設ける、さらにはこれだけの投資が必要か
というのは、一旦この町の先行的に行う解体撤去工事の推移を見ながら、会社としては考
えていくというようなスタンスでございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

この祇園会館の跡地利用については、議会でも度々問題視されておりまして、このまま数年
たてば朽ち果てるのが目に見えているというようなご指摘もいただきました。そういう思いで、
通常であれば、来年の4月の予算に上げてしっかりと動くというのが筋なんでしょうけれども、
事業者のほうとそういうふうな水面下での交渉がほぼまとまりそうだというようなことがあ
って、町として、とにかく祇園会館の平面図を先方にお出しをして、どの部分が必要でどの部分
が要らないのか、そういう選別をしながら、DMCさんのほうでは、今申し上げました誘客と、
それから町民への便宜供与、そういうものを考えていくというようなことでございますので、
我々としてはスピード感を重視した対応ということでご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 価値観の問題だから、これ以上突き詰めていくつもりはありませんが、
私だったら、私がそこで契約をするとか、あるいは包括協議をするとか、契約雇用に及ぶとか
いうことになれば、まずその行為が、相手側のいかに思っているか分かりませんけど、行為が
本当この町にとって必要なことなのか、あるいは必要だとすれば、それを持続させていくため
には何がネックになり、何がいわゆるポイントになるのかとつかみますよ。その上で、まず平
面図の中で議論をし、ここにこういうもの、あるいはここでこういう企画を入れたい、その上

でどうしても今あるものがあると、実際に現場の担当者の方々がそこを見られたときにイメージが膨らまない、だから撤去してくれと、こういうふうな順序に私はなると思うんです。

それで地域の人たちと関わりを持ちたいという話はありました、実はこの質問は、私急遽をすることになったんですが、夕べ町民から電話があったんですよ。なぜDMCなんだと。いやいや、私も実は昨日の一般質問で初めて聞いた話で、それはお答えできませんというふうにしてやりましたが、私たちは、あの町としては重要な位置づけをしている祇園会館なんだけど、なぜDMCなんだかさっぱり分からんなどと、それに対して、あなたはどう思うの、あなた方のお考えは町に伝えたの、町には伝えていない。DMCと聞いたのが最近なんだと、こういうお話しなので、もし町民とうまく協調体制をつくっていくんであれば、やはりどこかでDMCという名前出さなくてもいいですけど、そういう形で今動いているんだということを何らかの形でしっかりと伝えながら、決して町民を不在にしたものではないしということをきめ細かく説明していくということが必要だろうと思うんですね。このことについては、回答は要りませんので、ぜひそういう電話があったということをご理解いただいてください。

この質問を終わります。

次に、星の郷ホテルの雪害修繕工事なんですが、この雪害の内容をちょっと教えていただい、どうもいろいろ聞こえてくるのは、アバウトだからあまり信じたくはないんですけども、いわゆる設計に問題があつて出た雪害じゃないのということが言われていますので、ここ分かれば説明してください。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

この雪害工事でございますけれども、星の郷ホテルの宿泊棟の空調設備がございます。これの室外機の保護フレーム、この保護フレームが雪によって押されて、外壁を損傷させたものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 室外機のフレームというのは、そのホテルじゃなくて、一般的にほかの施設でもあるものだというふうに私は理解するんですが、特別なものなんでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

鉄管パイプによるものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 よく分かりませんけれども、要するにそこの積雪の状況を勘案しないいわゆる設計だったのか分かりませんが、なぜあそこに雪害が起きるのかというのが理解できないんです。こういう質問が問合せがあったので、私は現場に行きませんので分かりませんが、何ていうんでしょうね、星の郷ホテルに私7月1日に行ってみたんですけど、4月1日から営業しているということだったので、フロントでいろいろお話を聞きましたら、みんな地元の人を採用してこれから頑張りますという、力強く、応援するから頑張ってくれと、こういう話をしてきたんですが、どうも周りの人たちから見る目が違うところがあって、最初に雪解け時期の水害があったりしているので、設計上に、設計上というか、そういう場所にそういうものを置くということが、別に問題ではないという理解でよろしいんですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

昨年度ご存じのように大変豪雪でございましたので、その前の年まではそういったことはございませんでしたので、特に設計上問題があったとは思ってございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 じゃ、私に寄せた疑問についてはそのようにお答えをさせていただきます。

次に、教育費、ページが19ページなりますけれども、ここで一つだけお聞きしたいのは、いわゆる田島体育館の雪害修繕工事なんですけれども、この体育館について、耐震工事、耐震診断をしていないという説明がありましたが、町長は、この施設を今後どのような運営をしていくつもりなのかお考えをお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 この施設は町唯一の大きな体育館でありますので、当面維持補修をしながら次の体育館が仮にできるということであれば、それまでの間はつないでいく必要がある施設だとこのように認識をしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと維持補修というと、耐震上は全く問題ないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、耐震上の情報は私のところにはちょっと届いておりませんでし

た。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 お答え申し上げます。

田島体育館の耐震診断については、委員会のほうにも受けていないというようなことはお伝え済みでございます。なぜ受けていなかったというようなところになろうかと思うんですが、田島体育館は、隣にあたご館という施設と隣接してございます。そちらの施設も、現在ですと50年を超過した古い建物、体育館と一緒にあたご館の暖房施設も当時、診断を受ける時期の当時、あたご館の暖房施設を体育館につないで連結していた経緯がございます。現在は体育館の暖房施設を撤去して、あたご館とのつながりのほうは当時のつながりはなくなっていますが、当時あたご館もかなり年数を経過した施設、体育館も付随していたというところで、いずれは除却等々の選択も当時は考えられ、耐震診断の施設のリストから除かれていたというふうに認識してございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 耐震の関係の情報が町長のところに届いていないということなんですが、たしかこの私の記憶違いでなければ昭和53年以降の建物については耐震上問題ないんだと、こういうふうに私は理解していたんですが、間違えば訂正していただきたいと思うんですが、いわゆる耐震診断の対象物ではないという理解でいいんですね。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、耐震診断の基準につきましては、昭和56年の6月1日以前のものが旧耐震基準というのがございまして、そちらでございます。今回の該当施設、あたご館と田島体育館でございますが、こちらは特定建築物と言われるもので、耐震診断としてはしなければならない施設というふうになってございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 特定建築物で耐震診断をしなければならないということですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

耐震診断をしなければならないという施設になってございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、委員会で、ここからさき答えてもらえたかったんですけど、耐震診断をしない理由というのは、そのあたご館とつながっていたからということなんですか。

○山内 政議長 生涯学習課長補佐。

○渡部和臣生涯学習課長補佐 担当課といたしましては、そのように認識してございました。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、町長から体育館を修繕しながら活用していくという答弁があつたんですけども、であればそこを利用する人たちに、不安あるいは危険を回避するために、耐震診断をやっぱり事業というか、そういう行為をすべきだと思うんですが、これについてはどう検討されていく予定があるかどうかお聞きします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 この施設については、歴代の町長さん関わっていられる話だと思いますので、私としては、その認識がなかったと、認識不足であればおわびを申し上げたいと思います。今後、耐震診断、これが法律に定められたものがやつてないということであれば、このまま使うので使うことを想定するということを考えると、やっぱりそれは一定の耐震診断を行う必要があるのではないかというのは今感じているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私、毎回言っていますが、気づいたときがスタートラインであればいいんです。今気づいたとすれば、その時点から適切な対処方法をすべきだと思いますので、これをしっかりと調査、検討されていくことを望んで、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、議案第95号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、議案第96号 令和7年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議案第97号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開の放送は5分前に流します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時45分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で会議を閉じます。

令和7年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　山　　内　　政

署　名　議　員　　芳　　賀　　正　　義

署　名　議　員　　楠　　正　　次